

株式売出届出目論見書

2025年11月

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式26,120,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による国内売出し）及び株式5,498,999千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月12日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

株式売出届出目論見書

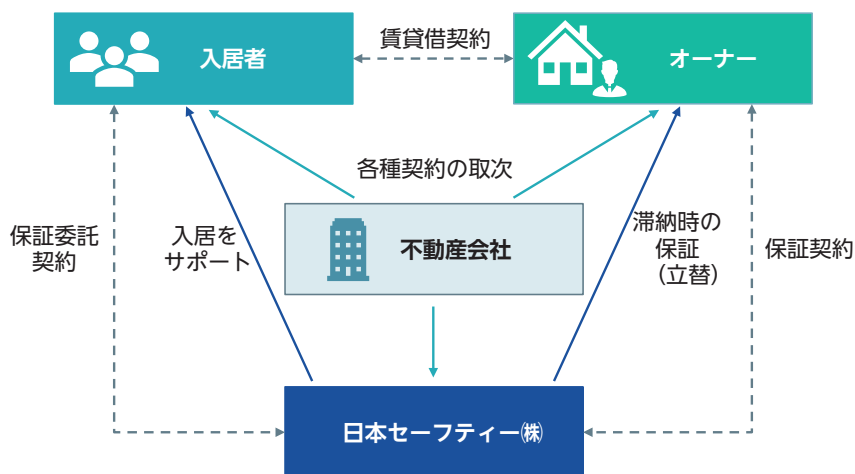
NSグループ株式会社

大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

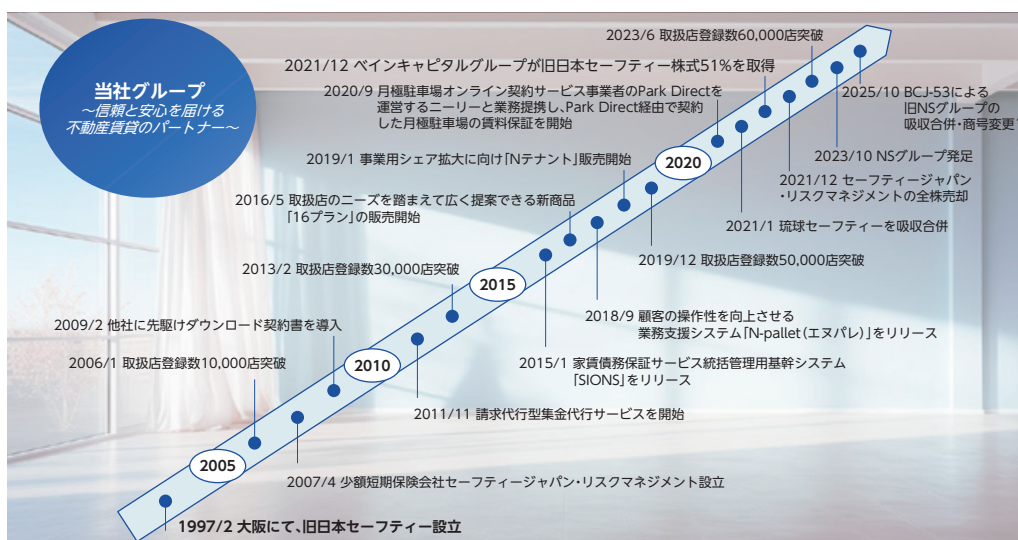
事業の内容

当社グループが展開する家賃債務保証サービスとは、日本セーフティー(株)が入居者の連帯保証人になり、家賃等の保証を約束することです。入居者が賃借料を支払わなかった場合には日本セーフティー(株)が代位弁済し、入居者から代位弁済した賃借料を回収する仕組みとなっています。入居者の信用を補填し、家賃や原状回復費用の回収を保証することで、入居者のスムーズな手続きをサポートし、賃貸人に安心と安定をご提供することが家賃債務保証サービスの最も重要な目的です。



沿革

当社グループは1997年の設立以降、一貫して家賃債務保証事業を展開し、2023年には取扱店登録数は60,000店を突破しました。2021年12月にはベインキャピタルグループが資本参加し、事業を拡大しています。

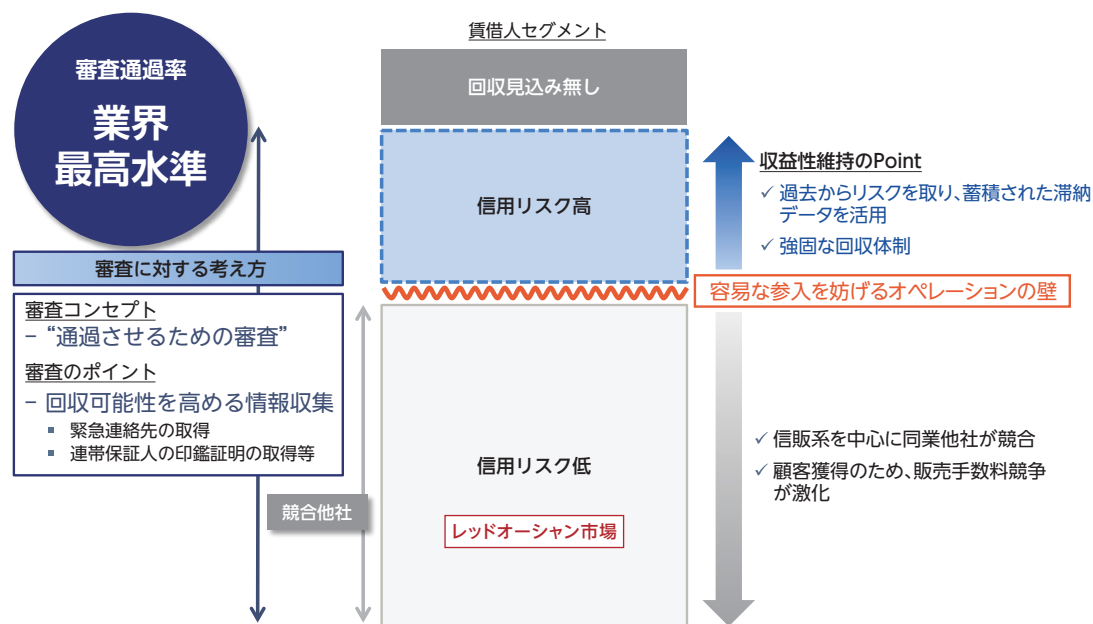


^{*1}：2025年10月10日に、ベインキャピタルグループ傘下の持株会社であるBCJ-53がBNSグループを吸収合併し、商号をNSグループへ変更

当社グループのビジネスモデルと強み

審査業務

「通過させるための審査」をコンセプトとし、長年に渡り培ってきたノウハウやデータを活かし、回収リスクを高めることなく、高い審査通過率を実現しています。



*1：競合他社の審査プロセスは、当社が独自に分析及び検討する競合他社と当社の審査プロセスの比較のイメージを記載したものと

*2：審査通過率は、承認数を申込数から保留数及び未審査数を控除した数値で除した割合をいう。審査通過率の業界水準については、当社による独自の分析に基づく

回収業務

蓄積した滞納実績データを活用して貸借人の滞納状況を複数に分類し、適材の人材・チームで回収対応にあたる事で、高い回収率を実現しています。

加えて、滞納防止のKPIを設定し、日々モニタリングを実施する事で、滞納の発生を未然に防止する事にも注力しています。

高リスク層を審査通過させながらも、高い回収率を維持

- ◆ 回収チームの1人あたりの債権数管理
- ◆ 事業用専任の回収チーム設営
- ◆ スコアリングを基にした回収優先先の選定
- ◆ 長期・退去済債権に対する弁護士への回収業務委任

滞納防止に関するモニタリングKPI

1. 送金額

- 滞納時の家賃立替え金額
- 下記2、3のモニタリングを通じて、送金額が増加しないように管理

2. 正常化率

- 「正常化要請した後に3ヶ月滞納がない状態」を正常化と定義
- 正常化率(正常化成功債権数÷債権数)をモニタリングすることで、滞納者を正常入居者に戻す活動状況を把握
- 返済能力のある滞納者に対し、翌月からの滞納をしないよう要請(正常化要請)

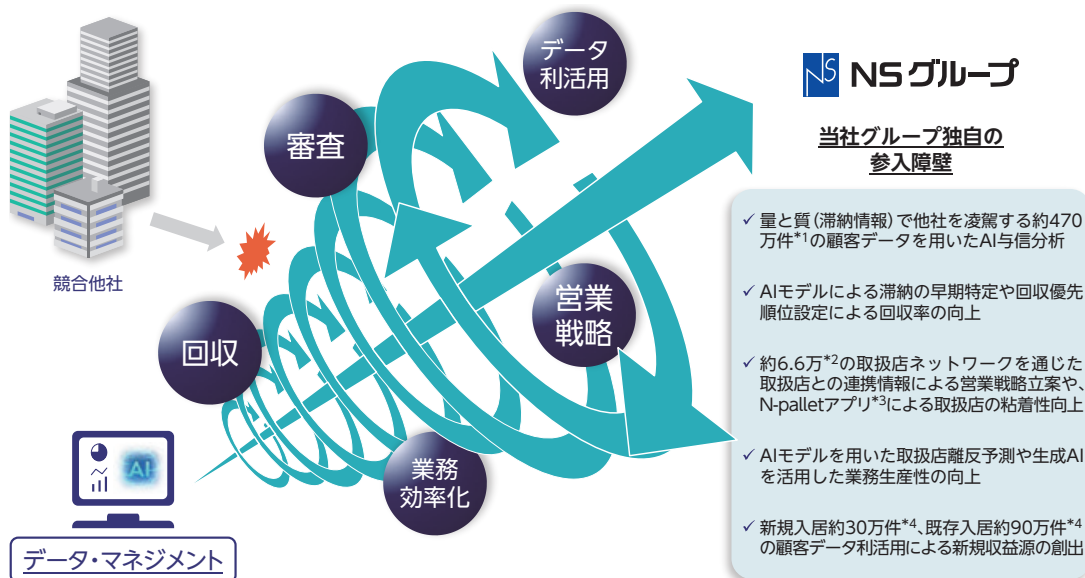
3. 複数月滞納率

- 滞納者のうち、複数月にわたって滞納をしている者の割合^{*1}
- 3～4ヶ月の滞納者にリソースを割かれると、1ヶ月滞納者へのアクション(例：正常化要請)が薄れてしまうため、複数月滞納率をモニタリングすることで長期債権の削減に取り組む

*1：2ヶ月以上の滞納を「複数月にわたっての滞納」と定義。複数月滞納のうち、2ヶ月滞納、3ヶ月滞納、4ヶ月以上滞納、訴訟案件で区分してモニタリングを実施

模倣困難な競争優位性

競合他社には獲得困難な滞納情報や取扱店との連携情報等、豊富なデータを蓄積しています。これらのデータをインプットしたAIモデルを各種業務に活用することで、オペレーションを高度化し、模倣困難な競争優位性を築いています。



注：保有顧客データ・AI活用についての当社グループによる独自の分析に基づく

*1：2025年4月9日時点

*2：2025年1月6日時点

*3：日本セーフティー㈱が取扱店に提供する、各種手続きがWEB上で行えるサービス

*4：新規入居は2024年12月期、既存入居は2024年12月期末時点

独自のポジショニング

物件管理戸数が相対的に少ない不動産管理会社と深い関係性を築いており、「Small」領域に強みを持つ独自のポジショニングを築いています。その領域では、きめ細かい対応が求められる一方、競合他社との競争が相対的に穏やかであり、高い収益性の維持に繋がっています。

1 不動産管理会社: Small領域 NSが最も注力する市場



管理戸数: ~1,250戸
潜在契約件数^{*3}: 126万件/年

NS第一保証シェア: 約10%^{*1}
NS第二保証シェア: 約6%^{*1}

- ✓ 日本セーフティー㈱(NS)が第一保証のシェアで10%程度を獲得
- ✓ 安価な賃料帯の住宅、事業用不動産を中心に管理
- ✓ 裾野が広く競争環境はMiddle/Large比で緩やか
 - 販売手数料率は低い。地場に根付いた対応が求められ、販売手数料以外の差別化要因が重要
- ✓ Small領域の不動産管理会社において、住居用保証に加えて事業用保証の普及が進む^{*2}
 - 既存のネットワークを活用して、収益性の高い売上高成長を実現可能

2 同: Middle領域



同: 1,250~5,000戸
同: 120万件/年

同シェア: 約2%
同シェア: 約3%

- ✓ 信販系家賃債務保証会社の主戦場
- ✓ 販売手数料競争は熾烈: 販売手数料率は高い
- ✓ 独立系は第二保証に回るケースが多数

3 同: Large領域



同: 5,000戸以上
同: 81万件/年

同シェア: 僅か

- ✓ 大手不動産管理会社の自社保証が占める割合が大きい
- ✓ 第一保証ポジションの獲得が見込みにくい市場

*1：日本セーフティー㈱シェアは件数ベース。マーケットシェアに関する当社独自の分析と検討に基づく

*2：事業用保証の普及に関する当社独自の分析と検討に基づく

*3：潜在契約件数とは、規模別の取扱店群が年間で獲得していると想定される新規契約件数。当社グループの取扱店からのヒアリング情報を用いた当社独自の分析と検討に基づく

注：保証会社で貸借人を審査する際に、不動産管理会社は保証会社の財務安全性、販売手数料、借主の信用リスクに応じて第一・第二保証会社を使い分け。市場の分類等は当社の独自の分析・検討に基づく

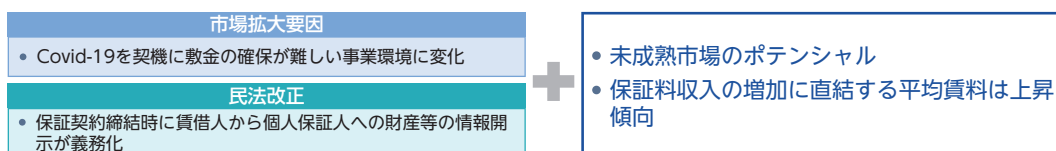
経営環境

家賃債務保証業界の市場規模は、底堅い成長を続けています。住居用保証では、単身世帯・外国人世帯の増加を背景に市場拡大が続いています。事業用保証は未成熟の市場であり、COVID-19後の事業環境の変化も受けて急速に拡大しています。

住居用家賃債務保証市場の推移



事業用家賃債務保証市場の推移



経営戦略

中長期的成長のために、住居用保証での安定的な収益拡大を図りつつ、事業用保証や豊富な顧客データを活用した新規事業を推進し、新たな収益の柱とすることを目指します。

1. ストック収益の安定的拡大と住居用家賃保証市場のシェア拡大

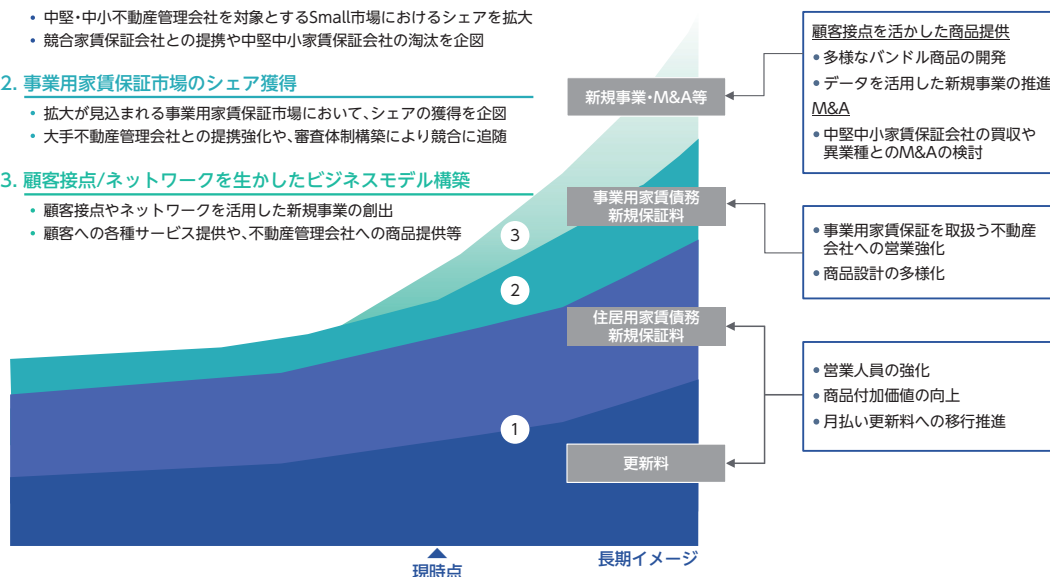
- 中堅・中小不動産管理会社を対象とするSmall市場におけるシェアを拡大
- 競合家賃保証会社との提携や中堅中小家賃保証会社の淘汰を企図

2. 事業用家賃保証市場のシェア獲得

- 拡大が見込まれる事業用家賃保証市場において、シェアの獲得を企図
- 大手不動産管理会社との提携強化や、審査体制構築により競合に追随

3. 顧客接点/ネットワークを生かしたビジネスモデル構築

- 顧客接点やネットワークを活用した新規事業の創出
- 顧客への各種サービス提供や、不動産管理会社への商品提供等



配当政策

当社は、資本効率の向上のため、事業運営と財務体質の強化のために必要な内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、配当性向は50%以上を目標としています。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次	決 算 年 月	国際会計基準		
		第3期	第4期	第5期第3四半期
		2023年12月	2024年12月	2025年9月
営業収益	(百万円)	23,902	26,348	22,026
税引前（四半期）利益	(百万円)	6,775	8,790	7,756
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益	(百万円)	5,106	5,681	5,029
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）包括利益	(百万円)	5,108	5,675	5,029
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	22,876	28,541	27,571
総資産額	(百万円)	70,572	74,199	73,981
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	435.56	544.16	—
基本的1株当たり当期（四半期）利益	(円)	97.90	108.92	96.43
希薄化後1株当たり当期（四半期）利益	(円)	93.25	102.21	90.36
親会社所有者帰属持分比率	(%)	32.41	38.47	—
親会社所有者帰属持分当期（四半期）利益率	(%)	19.40	22.10	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,905	4,274	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	698	1	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△15,379	△1,094	—
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(百万円)	12,186	15,367	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	647 (102)	701 (116)	— (—)

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 第4期よりIFRSにより連結財務諸表を作成しております。また、第3期のIFRSに基づいた連結経営指標等をあわせて記載しております。

3. 当社は、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期（四半期）利益及び希薄化後1株当たり当期（四半期）利益を算定しております。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第3期及び第4期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。また、第5期第3四半期のIFRSに基づく四半期連結財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

(参考情報)

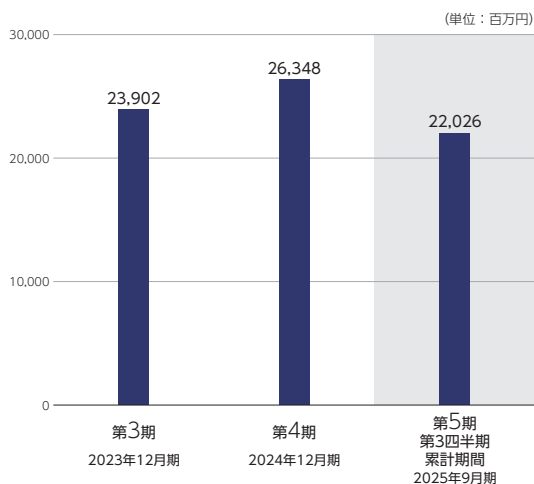
「はじめに」に記載のとおり、2022年1月に株式会社BVアセットが旧日本セーフティー株式会社を吸収合併し（実質上の存続会社は旧日本セーフティー株式会社であります）、同日に「日本セーフティー株式会社」に商号変更しております。当社は2021年12月に設立されましたが、2023年5月までは経営機能を持たず株式保有のみ実施しており、日本セーフティー株式会社が主要事業会社にあたることから、参考として日本基準に基づいて作成された2020年12月期及び2021年12月期に係る旧日本セーフティー株式会社、2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期に係る日本セーフティー株式会社の主要な経営指標等の推移を記載しております。

回次		第24期	第25期	第6期	第7期	第8期
		旧日本セーフティー(株)		日本セーフティー(株)		
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(百万円)	18,157	20,425	21,299	23,901	26,348
経常利益	(百万円)	6,558	8,347	8,916	8,762	9,823
当期純利益	(百万円)	4,308	5,520	5,899	5,928	6,460
資本金	(百万円)	99	99	99	99	99
発行済株式総数	(株)	840	840	200	200	200
純資産額	(百万円)	18,741	23,253	26,794	8,792	15,276
総資産額	(百万円)	23,885	31,337	38,767	27,858	31,630
1株当たり純資産額	(円)	22,311,479	27,682,956	133,971,833	43,963,429	76,348,207
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	1,200,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	5,129,693	6,571,744	29,496,193	29,642,029	32,304,170
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	78.46	74.20	69.12	31.56	48.30
自己資本利益率	(%)	25.34	26.29	40.91	33.32	53.68
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	23.39	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	538 (112)	547 (97)	585 (102)	584 (90)	640 (102)

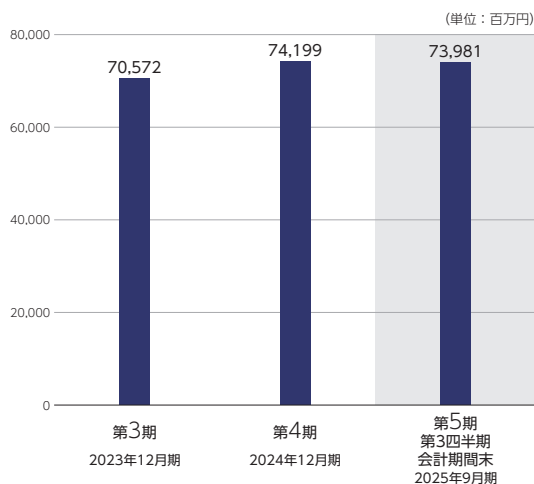
- (注) 1. 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 第24期及び第25期については、2022年1月1日付で日本セーフティー株式会社（旧商号 株式会社BVアセット）に吸収合併されて消滅した旧日本セーフティー株式会社に係る各数値、第6期、第7期及び第8期については、日本セーフティー株式会社に係る各数値を記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第24期、第25期、第6期、第7期及び第8期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
7. 第25期、第6期、第7期及び第8期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

主要な連結経営指標等の推移（IFRSに基づく数値）

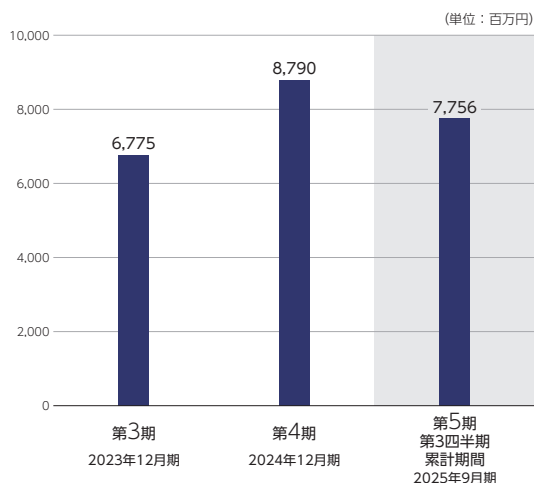
営業収益



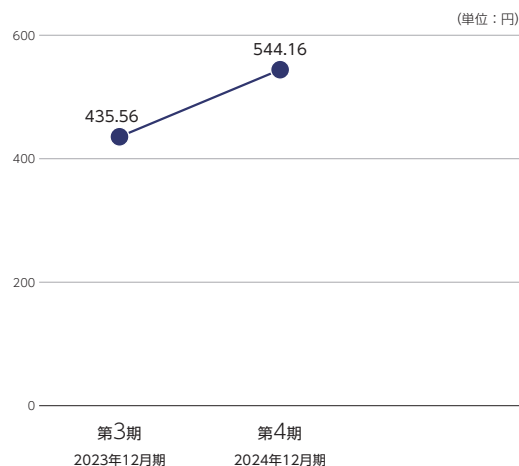
総資産額



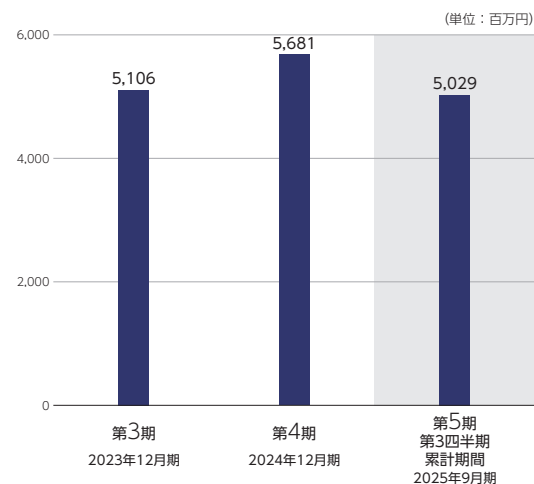
税引前(四半期)利益



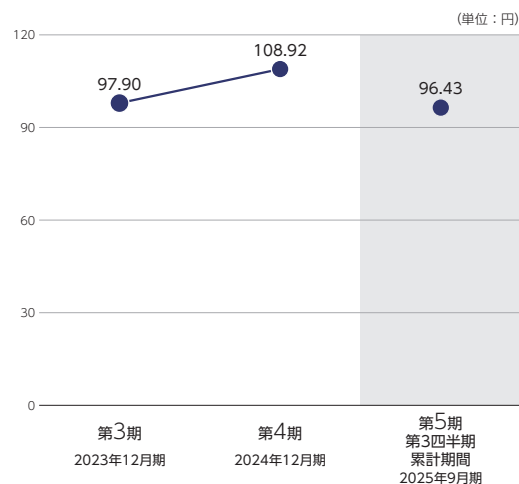
1株当たり親会社所有者帰属持分



親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益



基本的1株当たり当期(四半期)利益



(注) 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期（四半期）利益を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	2
1. 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）	2
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）	4
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	16
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	26
5. 従業員の状況	27
第2 事業の状況	28
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	28
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	32
3. 事業等のリスク	34
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	40
5. 重要な契約等	48
6. 研究開発活動	52
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	54
3. 設備の新設、除却等の計画	55
第4 提出会社の状況	56
1. 株式等の状況	56
2. 自己株式の取得等の状況	63
3. 配当政策	64
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	65

第5	経理の状況	81
1.	連結財務諸表等	82
(1)	連結財務諸表	82
(2)	その他	163
2.	財務諸表等	169
(1)	財務諸表	169
(2)	主な資産及び負債の内容	175
(3)	その他	175
第6	提出会社の株式事務の概要	176
第7	提出会社の参考情報	177
1.	提出会社の親会社等の情報	177
2.	その他の参考情報	178
第四部	株式公開情報	179
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	179
第2	第三者割当等の概況	180
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	180
2.	取得者の概況	181
3.	取得者の株式等の移動状況	182
第3	株主の状況	183
	〔監査報告書〕	185

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月12日
【会社名】	NSグループ株式会社
【英訳名】	NS Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 孝之
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
【電話番号】	06-7639-0900
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 財務経理部長 吉田 智宏
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
【電話番号】	06-7639-0900
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 財務経理部長 吉田 智宏
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 26,120,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 5,498,999,000円 (注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

2025年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2025年12月16日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所（以下、「第一部 証券情報」において「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定される価格で行います。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	16,480,000	26,120,800,000	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands BCPE Say Cayman, L.P. 12,925,400株 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands BCPE Say Cayman2, L.P. 3,554,600株
計(総売出株式)	—	16,480,000	26,120,800,000	—

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,440円～1,730円）の平均価格（1,585円）で算出した見込額であります。

3. 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」といい、引受人の買取引受による国内売出しと併せて「本件売出し」という。）が行われる予定であります。本件売出しの売出株式総数（以下「売出株式総数」という。）は23,129,900株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し16,480,000株、海外売出し6,649,900株を目処として売出しを行う予定であります。最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。なお、売出株式総数については今後変更される可能性があります。また、本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。

4. 引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、3,469,400株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主であるBCPE Say Cayman, L.P.及びBCPE Say Cayman2, L.P.（以下「貸株人」と総称する。）より借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び後記「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

5. 本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターはSMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であります。
- 引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社がそれぞれ共同で行います。
6. グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が売出価格決定日（2025年12月8日）付でなされる予定であります。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2025年 12月9日(火) 至 2025年 12月12日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7 番3号 JPモルガン証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番 1号 野村証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社S B I 証券 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格の決定に当たり、2025年12月1日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2025年12月8日）に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 当社及び売出人は、上記引受人と売出価格決定日（2025年12月8日）に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受による国内売出しは中止されます。

5. 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、2025年12月16日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 申込み在先立ち、2025年12月2日から2025年12月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
9. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	3,469,400	5,498,999,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	3,469,400	5,498,999,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる S M B C 日興証券株式会社による日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社は、2025年12月16日から2025年12月25日までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止されます。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）」の（注）7に記載した振替機関と同一であります。
6. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,440円～1,730円）の平均価格（1,585円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2025年 12月9日(火) 至 2025年 12月12日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年12月16日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）8に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所プライム市場への上場について

当社は前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社を共同主幹事会社として、2025年12月16日に東京証券取引所プライム市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所プライム市場への上場にあたっての幹事取引参加者はSMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社であります。

2 海外売出しについて

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（海外売出し）が、SMBC Bank International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びJ.P. Morgan Securities plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります。

本件売出しの売出株式総数は23,129,900株の予定であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し16,480,000株、海外売出し6,649,900株を目処として売出しを行う予定ですが、最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定されます。

また、海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる株式（以下、「借入株式」という。）であります。これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、貸株人はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエオープン」という。）を、2025年12月25日行使期限として付与する予定であります。

また、SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、シンジケートカバー取引期間中、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、シンジケートカバー取引を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数がオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借り入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエオープンを行使することにより当社普通株式を取得し貸株人への返還に代える予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年12月8日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。

4 ロックアップについて

グローバル・オファリングに関連して、売出人かつ貸株人であるBCPE Say Cayman, L.P. 及びBCPE Say Cayman2, L.P. は、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日（2026年6月13日（当日を含む。））までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの行使に基づく当社普通株式の売却並びに一定の借入れに関する担保権の設定（担保権設定契約において担保権者がその担保権の実行等について同様の制限に服する場合に限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割、株式無償割当て並びに株式報酬制度の導入に関する発表及びストック・オプションの発行（ただし、ロックアップ期間中にストック・オプションの行使等がなされないものであり、かつロックアップ期間中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式数が当社の2025年12月7日付発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社の株主であるBVアセット株式会社及び大谷彰宏は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、各ロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当社（NSグループ株式会社）グループの実質的な事業運営主体は、1997年2月に設立された日本セーフティー株式会社（以下「旧日本セーフティー株式会社」という。）です。旧日本セーフティー株式会社は創業当初より家賃債務保証事業を実施しておりますが、2021年8月に設立された、株式会社BCJ-53（現在の当社）及び株式会社BCJ-54により全株式を取得され、同社の完全子会社となっております。株式会社BCJ-54は、これと同時に株式会社BVアセット

（※）の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。その後、2022年1月に大谷彰宏氏の資産管理会社である株式会社BVアセット（※）が旧日本セーフティー株式会社を吸収合併（存続会社は株式会社BVアセット）し、同時に社名を「日本セーフティー株式会社」へ商号変更いたしました。その後、株式会社BCJ-54は2023年10月31日にNSグループ株式会社（以下「旧NSグループ株式会社」という。）に商号変更し、株式会社BCJ-53は、2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併し、同日にNSグループ株式会社に商号変更し、現在の当社となるに至っております。

旧日本セーフティー株式会社の設立から現在の当社に至るまでの沿革は、以下のとおりです。

（※）当社（NSグループ株式会社）の株主であるBVアセット株式会社とは異なります。

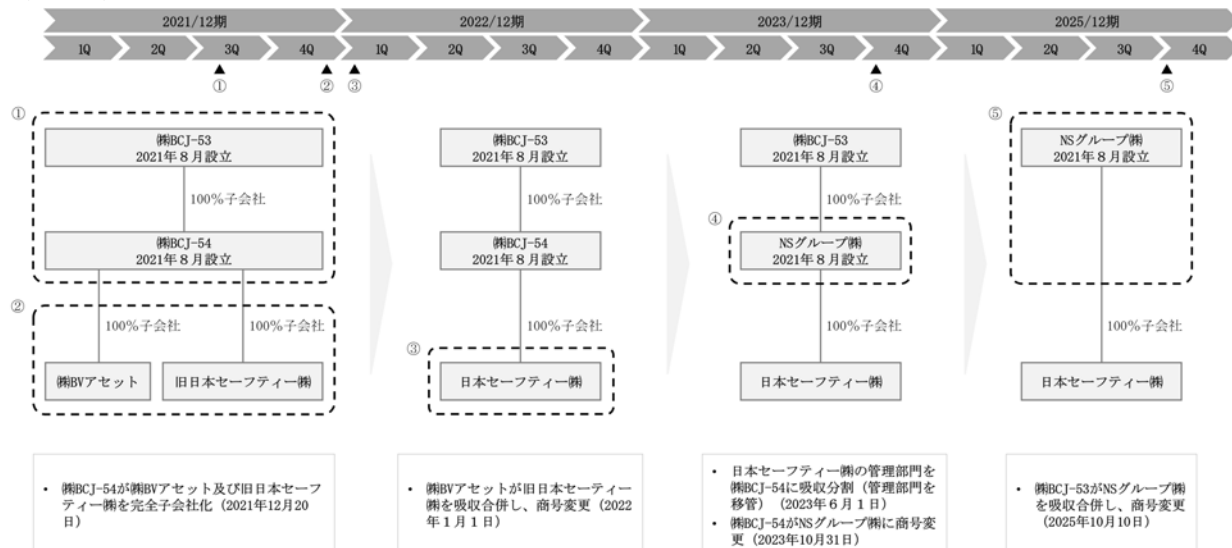
(1) 旧日本セーフティー株式会社の設立

1997年2月25日、旧日本セーフティー株式会社は大谷彰宏氏の出資を受け、岩本祐司氏が大阪府大阪市において設立いたしました。同社は当初より家賃債務保証事業を展開しておりましたが、当時は不動産を賃貸するには連帯保証人が必要であることが多い一方で、連帯保証人を見つけることは困難であることが多い状況でした。家賃債務保証とは、当社が入居者の連帯保証人になり、家賃等の保証を約束することですが、創業当初より、当社が家賃や原状回復費用を「保証」することで、入居者のスムーズな手続きをサポートし、賃貸人に安心と安定をご提供してきました。

(2) 株式会社BCJ-54による旧日本セーフティー株式会社及び株式会社BVアセットの取得（2021年12月）

グローバル・プライベート・エクイティファームであるベインキャピタルグループが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社BCJ-53が2021年8月26日に、その100%子会社である株式会社BCJ-54が2021年8月27日に設立されました（下図①）。同年10月には大谷彰宏氏の資産管理会社として設立されたBVアセット株式会社及び大谷彰宏氏個人がBCJ-53に出資し、2021年12月20日に、株式会社BCJ-54が旧日本セーフティー株式会社及び株式会社BVアセットの株式を100%取得しました（下図②）。その後、株式会社BVアセットは旧日本セーフティー株式会社を吸収合併し、同日に日本セーフティー株式会社に商号変更いたしました（下図③）。この一連の取引は、事業承継を目的として、大谷彰宏氏が保有する旧日本セーフティー株式会社及び株式会社BVアセットの株式を株式会社BCJ-54に対して売却することにより実現されたものであり、株式会社BCJ-54は当該株式取得のために2021年12月に株式会社三井住友銀行をエージェントとするLBOローンを実施しております。LBOに伴う借入金は当初32,000百万円でありましたが、2023年11月にリファイナンスを行い、その後も返済を進めた結果、2025年9月末時点の残高は26,722百万円となっております。また、LBOに伴いのれんが36,039百万円発生いたしました。なお、株式会社BCJ-54は2023年10月31日に旧NSグループ株式会社に商号変更いたしました（下図④）。

(変遷図)



(3) 株式会社BCJ-53による旧NSグループ株式会社の吸収合併（上図⑤）

株式会社BCJ-53は、2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併し、同日にNSグループ株式会社に商号変更いたしました（現在の当社）。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第3期	第4期
決算年月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (百万円)	23,902	26,348
税引前利益 (百万円)	6,775	8,790
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	5,106	5,681
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	5,108	5,675
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	22,876	28,541
総資産額 (百万円)	70,572	74,199
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	435.56	544.16
基本的1株当たり当期利益 (円)	97.90	108.92
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	93.25	102.21
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.41	38.47
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	19.40	22.10
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,905	4,274
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	698	1
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△15,379	△1,094
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	12,186	15,367
従業員数 (人)	647	701
(外、平均臨時雇用者数)	(102)	(116)

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 第4期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）により連結財務諸表を作成しております。また、第3期のIFRSに基づいた連結経営指標等をあわせて記載しております。

3. 当社は、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第3期及び第4期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (百万円)	—	—	—	—
経常損失 (△) (百万円)	△92	△1	△20	△147
当期純損失 (△) (百万円)	△92	△2	△21	△148
資本金 (百万円)	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	26,077,800	26,077,800	26,077,800	26,077,800
純資産額 (百万円)	25,985	26,138	14,117	13,958
総資産額 (百万円)	25,986	26,141	26,133	26,125
1株当たり純資産額 (円)	996.45	996.36	267.69	264.63
1株当たり配当額 (円)	—	—	230.08	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△35.92	△0.09	△0.41	△2.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	99.99	99.39	53.42	52.83
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (人)	—	—	—	—
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、上記の旧NSグループ株式会社の吸収合併前においては、既存株主等が間接的にその株式を保有する目的にて設立された会社であるため、売上高及び従業員数の記載はありません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第1期、第2期及び第4期の1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 第1期、第2期及び第4期の配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。また、第3期の配当性向については、その他資本剰余金を配当原資としているため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第1期、第2期、第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
9. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

10. 当社は、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失及び1株当たり配当額を算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期から第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	498.22	498.18	267.69	264.63
1株当たり配当額 (円)	—	—	230.08	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△17.96	△0.04	△0.41	△2.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—

(参考情報)

上記「はじめに」に記載のとおり、2022年1月に株式会社BVアセットが旧日本セーフティー株式会社を吸収合併し（実質上の存続会社は旧日本セーフティー株式会社であります）、同日に「日本セーフティー株式会社」に商号変更しております。当社は2021年12月に設立されましたが、2023年5月までは経営機能を持たず株式保有のみ実施しており、日本セーフティー株式会社が主要事業会社にあたることから、参考として日本基準に基づいて作成された2020年12月期及び2021年12月期に係る旧日本セーフティー株式会社、2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期に係る日本セーフティー株式会社の主要な経営指標等の推移を記載しております。

回次	第24期	第25期	第6期	第7期	第8期
	旧日本セーフティー(株)		日本セーフティー(株)		
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (百万円)	18,157	20,425	21,299	23,901	26,348
経常利益 (百万円)	6,558	8,347	8,916	8,762	9,823
当期純利益 (百万円)	4,308	5,520	5,899	5,928	6,460
資本金 (百万円)	99	99	99	99	99
発行済株式総数 (株)	840	840	200	200	200
純資産額 (百万円)	18,741	23,253	26,794	8,792	15,276
総資産額 (百万円)	23,885	31,337	38,767	27,858	31,630
1株当たり純資産額 (円)	22,311,479	27,682,956	133,971,833	43,963,429	76,348,207
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1,200,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	5,129,693	6,571,744	29,496,193	29,642,029	32,304,170
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.46	74.20	69.12	31.56	48.30
自己資本利益率 (%)	25.34	26.29	40.91	33.32	53.68
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	23.39	-	-	-	-
従業員数 (人)	538 (112)	547 (97)	585 (102)	584 (90)	640 (102)

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 第24期及び第25期については、2022年1月1日付で日本セーフティー株式会社（旧商号 株式会社BVアセット）に吸収合併されて消滅した旧日本セーフティー株式会社に係る各数値、第6期、第7期及び第8期については、日本セーフティー株式会社に係る各数値を記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第24期、第25期、第6期、第7期及び第8期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 第25期、第6期、第7期及び第8期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

「はじめに」に記載のとおり、当社は2021年8月に設立され、その後2025年10月に、旧NSグループ株式会社（日本セーフティー株式会社の親会社、以下「旧NSグループ株式会社」という。）を吸収合併し事業を承継しております。

そこで、以下では、1997年2月に設立され、実質的な事業運営主体である日本セーフティー株式会社の設立から、当社による旧NSグループ株式会社の吸収合併を経た現在に至る沿革を記載しております。

（当社）

年月	概要
2021年8月	グローバル・プライベート・エクイティファームであるベインキャピタルグループが投資助言を行うファンドが㈱BCJ-53（当社）を設立
2025年10月	㈱BCJ-53が旧NSグループ㈱を吸収合併し、NSグループ㈱に商号変更

（旧NSグループ株式会社）

年月	概要
2021年8月	グローバル・プライベート・エクイティファームであるベインキャピタルグループが投資助言を行うファンドが㈱BCJ-54を設立
2021年12月	㈱BCJ-54が旧日本セーフティー㈱及び㈱BVアセットの株式を100%取得
2023年6月	管理部門の独立と強化を目的として、日本セーフティー㈱（㈱BVアセットが、旧日本セーフティー㈱を吸収合併し、日本セーフティー㈱に商号変更）から監査室、経営企画部、情報システム部、財務経理部、人事部、総務部を㈱BCJ-54に移管
2023年10月	㈱BCJ-54からNSグループ㈱（旧NSグループ㈱）に商号変更

また、2021年12月に当社の連結子会社となりました日本セーフティー株式会社の沿革は以下のとおりであります。
（日本セーフティー株式会社）

年月	概要
1997年2月	家賃債務保証事業を実施することを目的として、日本セーフティー㈱（以下「旧日本セーフティー㈱」という）を設立
2002年2月	関東地域初の拠点となる東京本社及び東京支店を開設
2004年8月	東海地域初の拠点となる名古屋支店を開設
2004年8月	北関東地域初の拠点となる埼玉支店を開設
2005年8月	西日本地域初の拠点となる広島支店を開設
2006年1月	取扱店（注）登録数10,000店突破
2006年5月	東北地域初の拠点となる仙台支店を開設
2007年4月	少額短期保険を取り扱う会社として、セーフティージャパン・リスクマネジメント㈱を設立
2009年2月	競合他社に先駆けダウンロード契約書（Webからダウンロードして利用する契約書）を導入
2010年2月	沖縄地区にて家賃債務保証事業を展開することを目的として、琉球セーフティー㈱を設立
2010年11月	プライバシーマーク取得（登録番号 第20001518号）
2010年12月	取扱店登録数20,000店突破
2011年1月	1年更新の保証契約、更新保証料一律1万円の商品の導入
2011年11月	請求代行型集金代行サービスを開始
2013年2月	取扱店登録数30,000店突破
2015年1月	家賃債務保証サービスを統括的に管理するために自社開発した基幹システム「SIONS」をリリース
2016年5月	取扱店のニーズを踏まえて広く提案できる新商品「16プラン」の販売開始
2016年9月	取扱店登録数40,000店突破
2017年9月	大谷彰宏氏が兵庫県西宮市に資産管理会社として㈱BVアセットを設立
2017年12月	国土交通省の告示による家賃債務保証事業者登録制度に家賃債務保証事業者として登録完了
2018年9月	従来の業務支援システムから、顧客の操作性を向上し双方向性のあるシステムへバージョンアップした「N-pallet（エヌパレ）」をリリース
2019年1月	事業用のシェア拡大に向けて「Nテナント」の販売開始
2019年12月	取扱店登録数50,000店突破
2020年9月	月極駐車場オンライン契約サービスPark Directを運営する㈱ニーリーと業務提携し、Park Direct経由で契約した月極駐車場の賃料保証を開始

3【事業の内容】

当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。当社グループは当社と連結子会社1社で構成されております。

当社グループは、連結子会社である日本セーフティー株式会社において、単一セグメントで家賃債務保証事業を展開しており、滞納報告型のサービスである家賃債務保証サービスと集金代行サービスがあります。

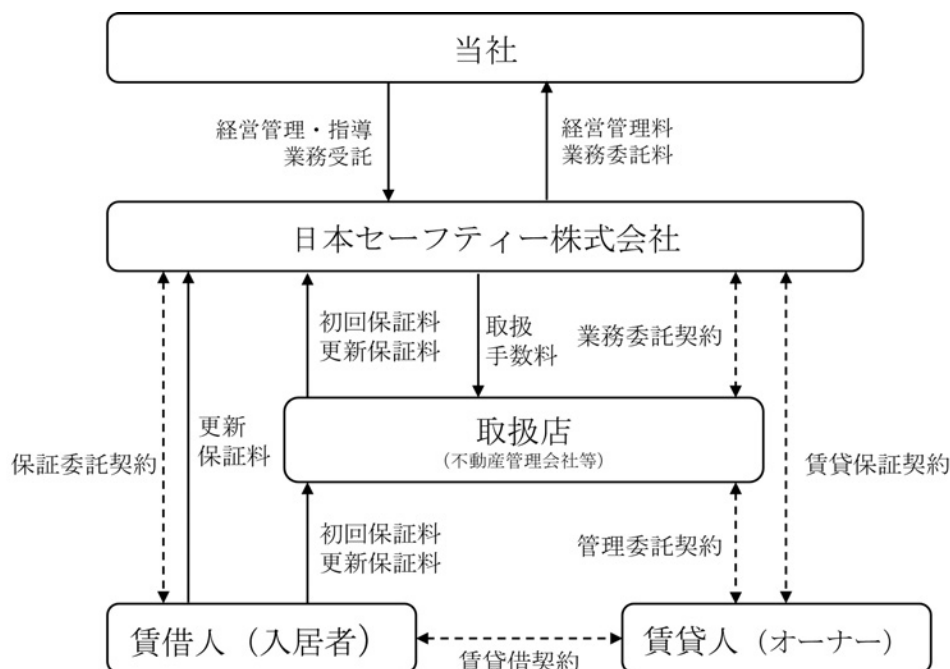
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準は連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

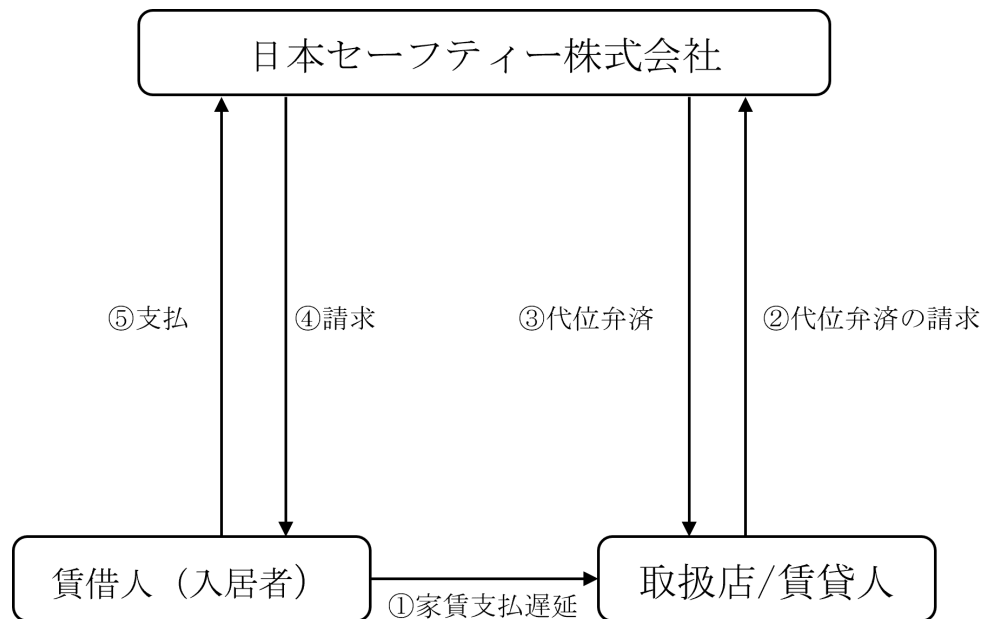
(1) 家賃債務保証サービス

① 家賃債務保証

当社グループが展開する家賃債務保証サービスとは、日本セーフティー株式会社が入居者の連帯保証人になり、家賃等の保証を約束することです。入居者が賃借料を支払わなかった場合には日本セーフティー株式会社が代位弁済し、同社は後日、入居者から代位弁済した賃借料を回収する仕組みとなっております。一般的に不動産を賃貸借する場合には賃貸人から連帯保証人を求められますが、日本セーフティー株式会社が家賃債務保証サービスを提供することで、賃貸人に対して賃貸料収入を保証することになるため、家賃債務保証を実施することで、入居者はお部屋を借りやすく、物件の賃貸人はお部屋を貸しやすくなります。日本セーフティー株式会社はその対価として入居者から保証委託料（契約時に新規保証料、以後1年又は1か月ごとに更新保証料）を受領しております。家賃債務保証サービスの保証委託契約は、不動産会社（不動産仲介業者、不動産管理会社を含む総称）が仲介しております。

[事業系統図]



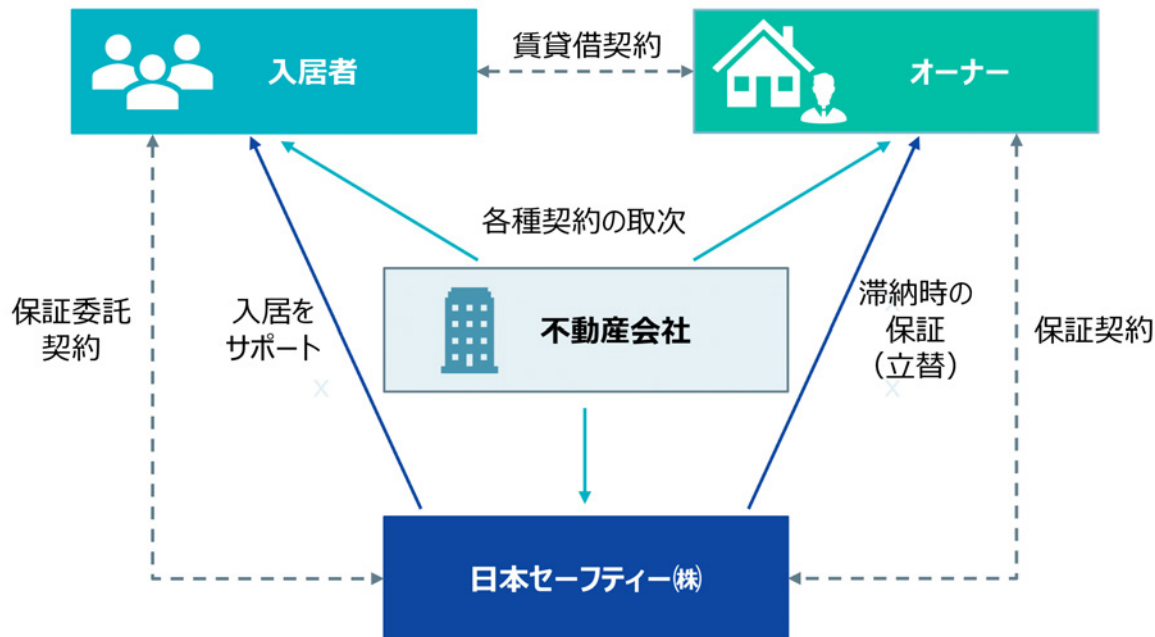


通常、不動産の賃貸においては不動産会社が入居者と賃貸人の各種契約の取次を実施し、入居者と賃貸人で賃貸借契約を締結します。当該賃貸契約を締結するには、通常「連帯保証人」が必要となります。この「連帯保証人」とは、家賃や賃貸中に発生した修繕費、退去時の原状回復費用など、賃貸人に対する入居者の債務について、入居者と同等に支払い責任を負いますが、2020年の民法改正により、連帯保証人が個人である場合、当該連帯保証人が負担する極度額の設定と、事業用物件に関して、賃借人から連帯保証人に対する情報開示が義務付けられました。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第12号、その後の改正を含みます。）が改正され、2025年10月より、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として一定の要件を満たす者を国土交通大臣が認定する認定家賃保証制度が導入されました。これにより、連帯保証人を確保しづらい入居希望者の家賃債務保証サービスへの需要拡大のほか、自治体の補助による家賃債務保証サービスの利用促進や居住支援法人との連携による安定的な案件の流入が期待されると考えております。

このような中で、入居者においては、物件を賃借したいが「連帯保証人」を頼みづらい、頼める人がいないという状況が想定されます。一方で、賃貸人においては、もっと幅広い入居者に物件を貸したいが、家賃滞納のリスクが心配、という状況がある中で、前述の民法改正に伴う負担増加を背景に、連帯保証人に対する手続きを簡略化したいというニーズが高まってきております。このように家賃債務保証自体の需要が高まる中、入居者の信用を補填し、家賃や原状回復費用の回収を保証することで、入居者のスムーズな手続きをサポートし、賃貸人に安心と安定をご提供することが家賃債務保証サービスの最も重要な目的です。このような中で、当社グループは健全な財務内容、担当者によるスピーディーな対応、迅速な審査対応などサービス面において高い評価を得ており、不動産会社及び不動産賃貸人に選ばれております。

(家賃債務保証サービス関連図)



当社グループでは家賃債務保証事業を実施しておりますが、その対象は主として居住用・事業用（いわゆる事務所や店舗）・その他（駐車場や借地、工場など）に分かれます。下記にて、主要な家賃債務保証プラン及びその保証料を記載いたします。

(居住用)

住居専用物件 保証料

初回保証料		代行手数料	継続保証料
保証人あり	保証人なし		※いずれかの選択必須
40% 最低保証料 16,000円	50% 最低保証料 20,000円	保証料の10%	毎月800円
			毎年10,000円
『ガクワリ』 学生様のご入居なら初回保証料一律10,000円 ※月額保証対象額10万円以下に限りです。			
『留学ワリ』 対象大学への留学生のご入居なら初回保証料一律10,000円			

(事業用)

事務所・店舗保証 **N-テナント24+** 保証料

初回保証料	代行手数料	継続保証料 ※いずれかの選択必須
保証人あり・なし 共通 100% 最低保証料 40,000円	10%	月払い 0.8% 最低保証料 800円 / 月
		年払い 10% 最低保証料 10,000円 / 年

(その他)

倉庫・工場・貸地・ 駐車場・レンタルBOX保証 **N-テナント6+** 保証料

初回保証料	代行手数料	継続保証料 ※いずれかの選択必須
保証人あり・なし 共通 100% 最低保証料 5,000円	10%	月払い 0.8% 最低保証料 400円
		年払い 10% 最低保証料 5,000円

家賃債務保証サービスについて、主要な保証・サービスの内容は以下のとおりです（保証プランに応じて保証の範囲は異なります）。

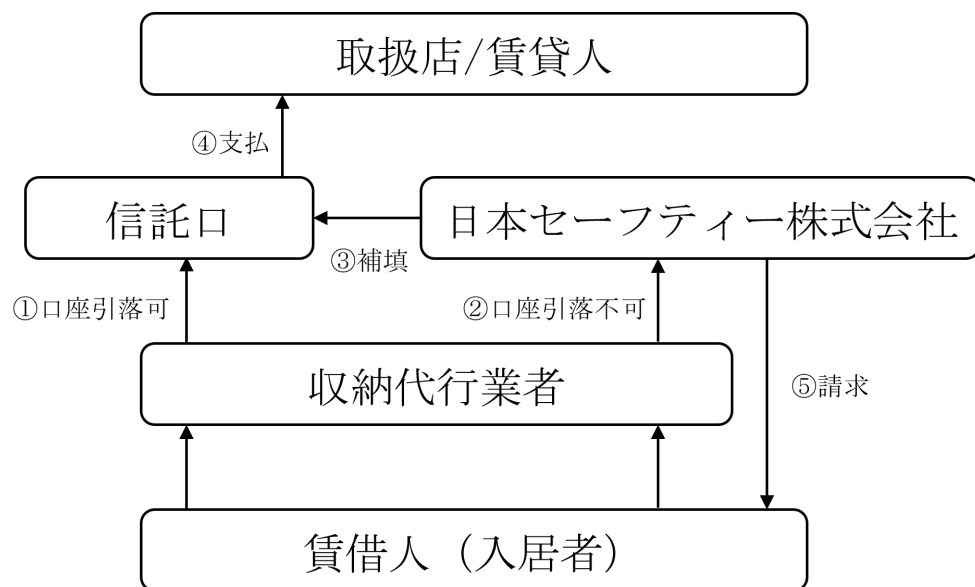
- ・賃料……………家賃及び共益費やその他費用
 - ・残置物処理費用……………行方不明者の残置物（動産）や本人との話し合いで確定した残置物（動産）の処分費用
 - ・早期解約違約金……………契約期間満了前に解約したことによる違約金
 - ・死亡時原状回復費用…単身の方が死亡した場合に発生した原状回復費用（居住用のみの保証）
 - ・原状回復費用……………退去時の原状回復費用（賃借人負担分。国土交通省のガイドラインに基づく当社グループ基準にて保証）
 - ・明渡訴訟費用……………明渡訴訟（※）が必要となった場合の費用（弁護士費用も含む）
- ※明渡訴訟とは、賃借人を強制退去させるために賃貸人側が行う訴訟のことです。

② 集金代行サービス

家賃債務保証サービスに付随して、集金代行サービスも実施しております。収納代行サービスを提供する金融機関と業務提携し、家賃等の集金業務を不動産会社や不動産賃貸人に代わって実施しております。

また、当社グループが集金代行にて借主から預かった家賃等を送金する際に、家賃とその他の料金（管理料等）を分割して異なる送金先に直接送金ができるサービスを提供しております（分別送金サービス）。当該分別送金サービスは、競合他社での展開はほとんどないと考えており、当社グループが強みとするサービスです。細やかな対応を実施することで、信頼と実績を獲得しております。集金代行時のフローは下図のとおりです。

[集金代行時のフロー]

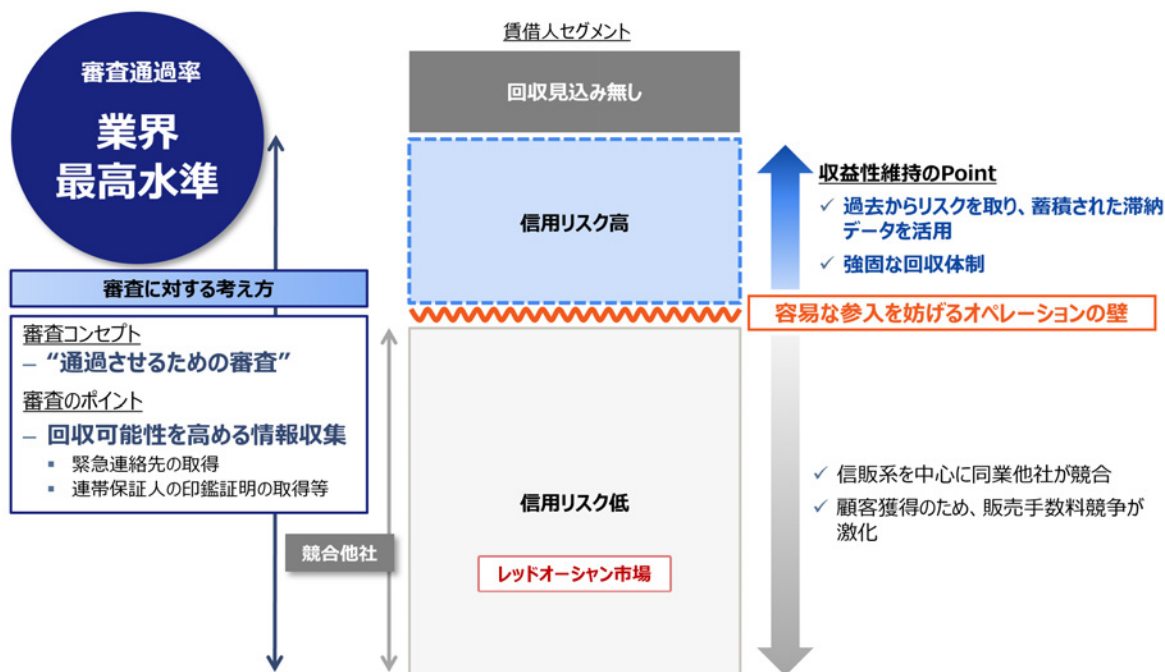


(2) 当社グループのビジネスモデルと強み

① 家賃債務保証に係る審査・回収業務

a. 審査業務

家賃債務保証サービスを提供するには、まずは入居者の入居審査を実施する必要があります。当社グループでは、「入居者が住まいを確保して安心した生活が送れるようサポートすること」を事業の主たる目的と考えており、「通過させるための審査」をコンセプトとしておりますので、むやみに厳しい審査を実施することはありません。しかしながら、幅広く入居者に家賃債務保証サービスを提供することは、家賃滞納や回収不能な債権（いわゆる貸倒）の発生のリスク（回収リスク）を高めることにつながります。当社グループでは創業以来、長期にわたって培ってきたノウハウやデータを適切に審査業務に落とし込み、体系的で詳細な審査フローを設けております。また、当該審査フローにおいては、債権管理業務を実施している管理統括部の意見も適時に取り入れ、より適切で入居者に寄り添った審査業務を実施しており、その結果、回収リスクを高めることなく、審査通過率を低下させない入居審査が可能となっております。



注1：競合他社の審査プロセスは、当社が独自に分析及び検討する競合他社と当社の審査プロセスの比較のイメージを記載

注2：審査通過率は、承認数を申込数から保留数及び未審査数を控除した数値で除した割合。審査通過率の業界水準については、当社による独自の分析に基づく

審査は契約管理部審査課にて当社グループ独自の基幹システム（SIONS）で、これまで培ってきた経験・ノウハウを判断基準に反映した審査フローに従って実施しております。審査の決裁においては、当該審査フローの状況を確認した上で、決裁者が承認若しくは否認（お断り）の判断を実施しております。結果としてリスクを低減しつつ幅広い受け入れを可能とするバランスの取れた適切な審査となるように対応しております。

いずれの場合も、原則として当日の審査完了を目指しており、平均して2時間程度での審査完了が可能な体制を構築し、スピーディーな対応を実施しております。

b. 回収業務

家賃債務保証サービスを幅広い入居者に提供するためには、それを支える高い回収率を維持する必要があります。当社グループでは、蓄積した滞納実績データを活用して賃借人の滞納状況を複数に分類し、適材の人材・チームで回収対応にあたることで、高い回収率を実現しております。過去の実績から得た独自のノウハウを生かして、滞納状況を複数階層に分類し、入居者の事情に即した対応を実施することで、家賃滞納を解決に導く「滞納解決スキーム」を採用しております。

回収業務における各部署での作業は、明確に分業化されており、丁寧かつ効率的な回収業務を実施しております。また、当社グループ独自の基幹システム（SIONS）を回収業務にも活用しており、担当社員と本部間での情報連携を強化するとともに、行動結果を適切にフィードバックすることで、業務の適正性を担保しております。

また、高リスク層の審査を通過させながらも高い回収率を維持するために、回収チームの1人あたりの債権数管理、事業用専任の回収チームの設営、スコアリングを基にした回収優先先の選定、長期・退去済債権に対する弁護士への回収業務委任を行っております。滞納防止のKPIを下記のとおり設定しており、日々モニタリングを実施することで、滞納の発生を未然に防止することにも注力しております。

（滞納防止に関するモニタリングKPI）

(a) 送金額

- ・滞納時の家賃立替え金額
- ・下記(b)及び(c)のKPIのモニタリングを通じて、送金額が増加しないように管理

(b) 正常化率

- ・「正常化要請した後に3か月滞納がない状態」を正常化と定義
- ・正常化率（正常化成功債権数÷滞納債権数）をモニタリングすることで、滞納者を正常入居者に戻す活動状況を把握
- ・返済能力のある滞納者に対し、翌月からの滞納をしないよう要請（正常化要請）

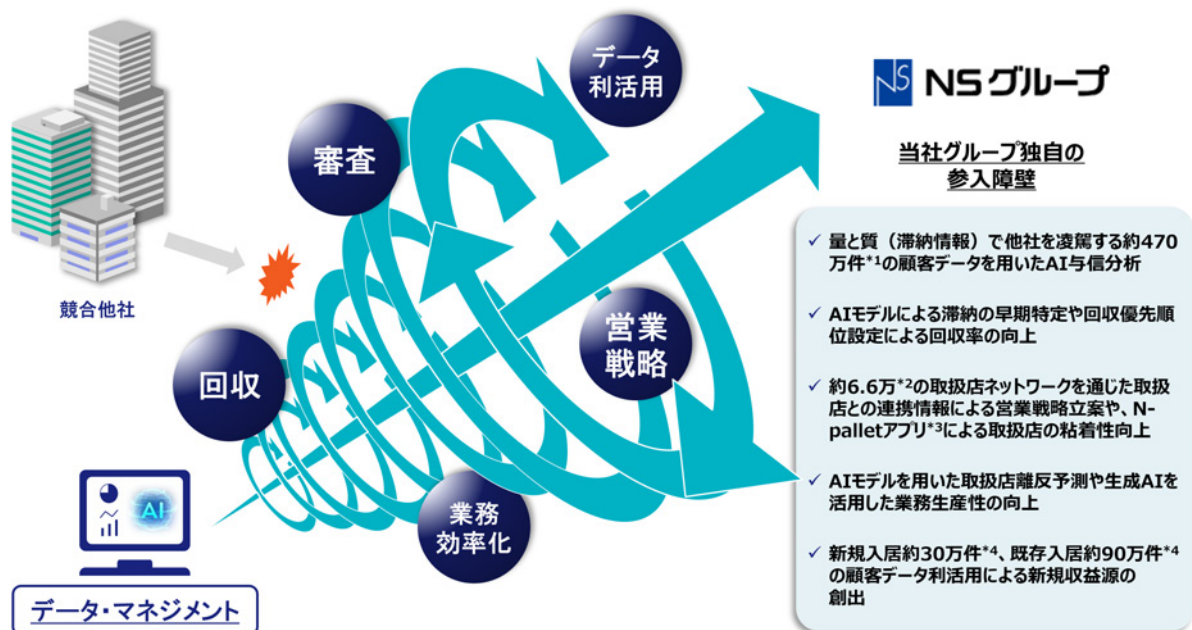
(c) 複数月滞納率

- ・滞納者のうち、複数月にわたって滞納をしている者の割合（※）
 - ・3～4か月の滞納者にリソースを割かれると、1か月滞納者へのアクション（例：正常化要請）が薄れてしまうため、複数月滞納率をモニタリングすることで長期債権の削減に取り組む
- ※2か月以上の滞納を「複数月にわたっての滞納」と定義。複数月滞納のうち、2か月滞納、3か月滞納、4か月以上滞納、訴訟案件で区分してモニタリングを実施

コンプライアンス対策としては、訪問時の姿勢・玄関前での対応・時間外訪問の注意点等に係る詳細な業務マニュアルを策定しております。また、訪問・架電・受電、接触・未接触問わず全案件を録音することで、回収オペレーションをモニタリングしております。

② 模倣困難な競争優位性

当社グループは、競合他社には獲得困難な滞納情報や取扱店との連携情報等、豊富なデータを蓄積しております。これらのデータをインプットしたAIモデルを各種業務に活用することで、オペレーションを高度化し、模倣困難な競争優位性を築いていると当社は考えております。



注：保有顧客データ・AI活用に関する当社グループによる独自の分析に基づく

*1：2025年4月9日時点

*2：2025年1月6日時点

*3：日本セーフティー(株)が取扱店に提供する、各種手続きがWEB上で行えるサービス

*4：新規入居は2024年12月期、既存入居は2024年12月期末時点

③ 独自のポジショニング

物件管理戸数が相対的に少ない不動産管理会社（Small領域）と深い関係性を築いており、独自のポジショニングを築いています。その領域では、きめ細かい対応が求められる一方、競合他社との競争が相対的に穏やかであり、高い収益性の維持に繋がっていると当社は考えております。不動産管理会社は家賃債務保証会社の財務安定性、販売手数料、借主の信用リスクに応じて第一保証会社と第二保証会社を使い分けています。第一保証会社としては販売手数料が高い保証会社が利用される傾向にある一方で、財務安定性を優先して選定する不動産管理会社も一定数存在し、第二保証会社としては販売手数料は第一保証会社より低位な水準にあるものの高い信用リスクを許容できる保証会社が利用される傾向があると当社は考えております。取扱店及び家賃保証市場全体に関する当社独自の分析と検討に基づく推計によれば、管理戸数が1,250戸以下である不動産管理会社の市場領域（Small領域）において、当社グループは、第一保証については約10%、第二保証については約6%のシェアを占めています。



*1：日本セーフティー㈱シェアは件数ベース。マーケットシェアに関する当社独自の分析と検討に基づく

*2：事業用保証の普及に関する当社独自の分析と検討に基づく

*3：潜在契約件数とは、規模別の取扱店群が年間で獲得していると想定される新規契約件数。当社グループの取扱店からのヒアリング情報を用いた当社独自の分析と検討に基づく

注：保証会社で賃借人を審査する際に、不動産管理会社は保証会社の財務安全性、販売手数料、借主の信用リスクに応じて第一・第二保証会社を使い分け。市場の分類等は当社の独自の分析・検討に基づく

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本セーフティー㈱ (注) 2、4	大阪市西区	99	家賃債務保証事業	100.0	経営指導 金銭借入 役員の兼任

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 日本セーフティー株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該子会社の売上高の連結売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5. 当社議決権の51.0%を間接的に所有するBCPE Say GP, LLC. は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第24項の規定により、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づくその他の関係会社には該当しません。なお、当社が採用するIFRSにおける当社の最終的な支配当事者はBain Capital Investors, LLCです。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
家賃債務保証事業	701 (117)
全社（共通）	62 (18)
合計	763 (135)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
62 (18)	35.6	5.8	4,981,726

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	62 (18)
合計	62 (18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
5. 当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

提出会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

最近事業年度							
名称	管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2			労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
日本セーフティー㈱	5.0	42.3	42.3	—	69.0	71.1	144.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、信頼と安心をお届けする家賃債務保証の会社として成長してまいりました。社会情勢として少子高齢化や在留外国人の増加が進むなか、賃貸借契約のインフラとして家賃債務保証サービスの社会的意義はますます高まると考えられます。

このような経営環境のなか、当社グループは次の成長段階に進むために、組織体制の強化と新サービス拡充に取り組んでおり、今まで築き上げてきた経営基盤を強化させることで、更なる成長と安定的な業務運営を目指していきます。当社グループのMISSION及びVISIONは以下のとおりです。

(MISSION)

つくるぞ、新・新生活

(VISION)

新生活を、もっと新しく、もっと便利に、そしてワクワクを

また、全ての役員、従業員がコンプライアンスを遵守することが重大な社会的責務であると考えており、経営上の最重要事項と位置づけ、法令・社内規程・ルールだけでなく社会規範に至るまで全てのルールを遵守し、賃貸住宅をご利用される皆様が、幅広く、安心してご利用できるよう全社を挙げて健全で信頼できる賃貸住宅市場の成長に貢献し、全ての関係者から信頼される企業を目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定的な増収増益と企業価値向上を目指す観点から、経営管理上の基礎的な指標として「調整後EBITDA」を最も重要な指標と位置付けております。なお、「調整後EBITDA」の定義については、後記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（参考情報）」をご参照ください。

また、当社グループは、上記の調整後EBITDAの向上を図るため、申込件数、契約件数及び代位弁済した際の債権回収率を事業における客観的な指標として設定しております。

さらに、ROE（自己資本当期純利益率）も重要な経営指標と位置づけ、資本効率の更なる向上を図っております。

(3) 経営環境、経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 経営環境

我が国の賃貸不動産市場は、1970年代から、総世帯数の増加、及び総世帯数に対する単身世帯数の占める割合の近年における急速な高まりにより借家を利用する人口が増加していることを背景に市場規模は拡大を続けております。当社グループの提供する家賃債務保証サービスは、賃貸不動産の利用者が対象のサービスです。そのため、その市場規模や市況は賃貸不動産市場の影響を受けることになります。

このような中で、少子高齢化や晩婚化による単身世帯の増加や外国人世帯の増加により賃貸物件の需要が増加するとともに、家族関係の希薄化等により連帯保証人を見つけることの困難性が顕著になり、あわせて賃貸人側の家賃収入の減少や家賃滞納不安の解消というニーズがあいまったことで、家賃債務保証業界の市場規模は底堅い成長を続けております。住居用保証では、単身世帯・外国人世帯の増加を背景に市場拡大が続いております。事業用保証はその賃料に応じて住居用保証と比べて高い保証料が期待できる一方で、いまだ未成熟の市場であり、COVID-19後の事業環境の変化も受けて、中堅・中小（Small領域）の不動産管理会社を中心に、急速に普及が拡大しております。当社グループは、保証会社の選定において審査通過率や財務安全性をより重視する中堅・中小（Small領域）の不動産管理会社との既存のネットワークを活用し、Small領域での更なるシェアの拡大を目指すとともに、事業用保証の拡大を通じた収益性の高い売上高成長を目指します。

住居用家賃債務保証市場の推移

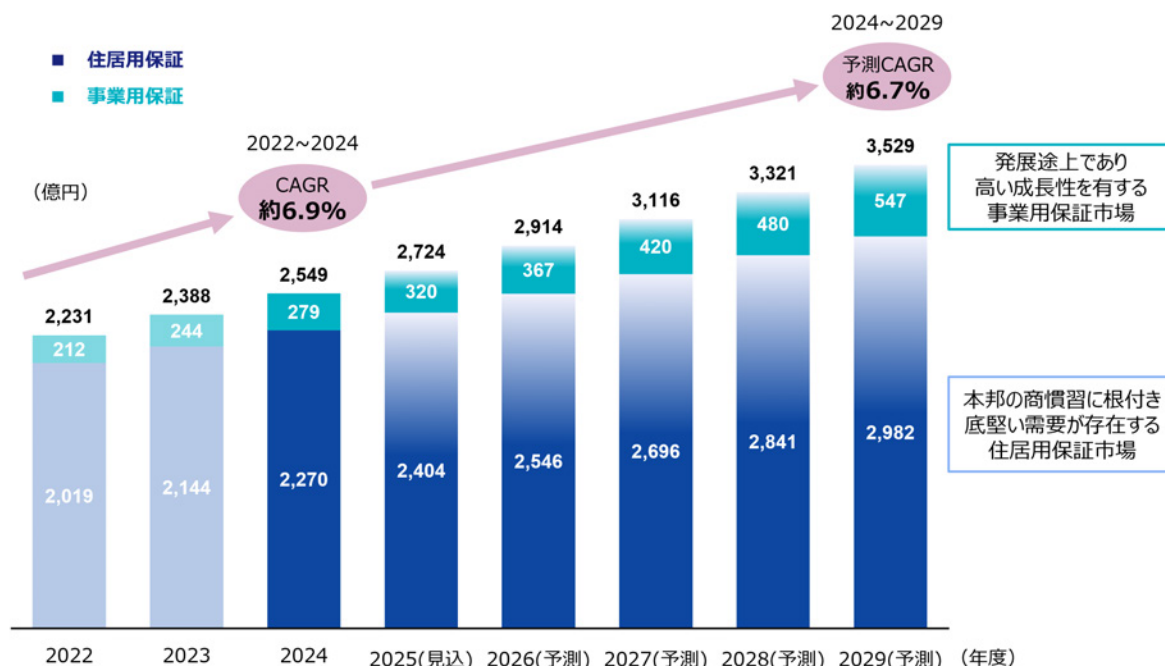
市場拡大要因
・ 単身 / 高齢者単身 / 外国人世帯割合増加 ・ 住居用平均賃料の上昇
民法改正 / 住宅セーフティネット法
・ 認定家賃債務保証制度開始 ・ 個人が保証人となる根保証契約について上限額の設定が必要に

- ・ 市場浸透率は高い状況ながら、単身世帯・外国人在留者の増加による新たな保証需要の創出
- ・ 保証料収入の増加に直結する平均賃料は上昇傾向が継続

事業用家賃債務保証市場の推移

市場拡大要因
・ Covid-19を契機に敷金の確保が難しい事業環境に変化
民法改正
・ 保証契約締結時に賃借人から個人保証人への財産等の情報開示が義務化

- ・ 未成熟市場のポテンシャル
- ・ 保証料収入の増加に直結する平均賃料は上昇傾向



出所：矢野経済研究所「2025年版 家賃債務保証市場の実態と展望」（2025年5月）

(注) CAGR（年平均成長率）及び予測CAGRは、それぞれ住居用保証及び事業用保証を合計した家賃債務保証全体の市場規模（事業者売上高ベース）の2022年度から2024年度の年平均成長率及び2024年度から2029年度の年平均成長率の予測値を示しています。

② 経営戦略

家賃債務保証業界においては企業間の競争が激しさを増しており、時代や賃貸人、賃借人のニーズに合わせた様々な新しいサービスの展開の重要性が増している状況であります。当社グループは、中長期的成長のために、住居用保証での安定的な収益拡大を図りつつ、事業用保証や豊富な顧客データを活用した新規事業を推進し、新たな収益の柱とすることを目指します。

1. ストック収益の安定的拡大と住居用家賃保証市場のシェア拡大

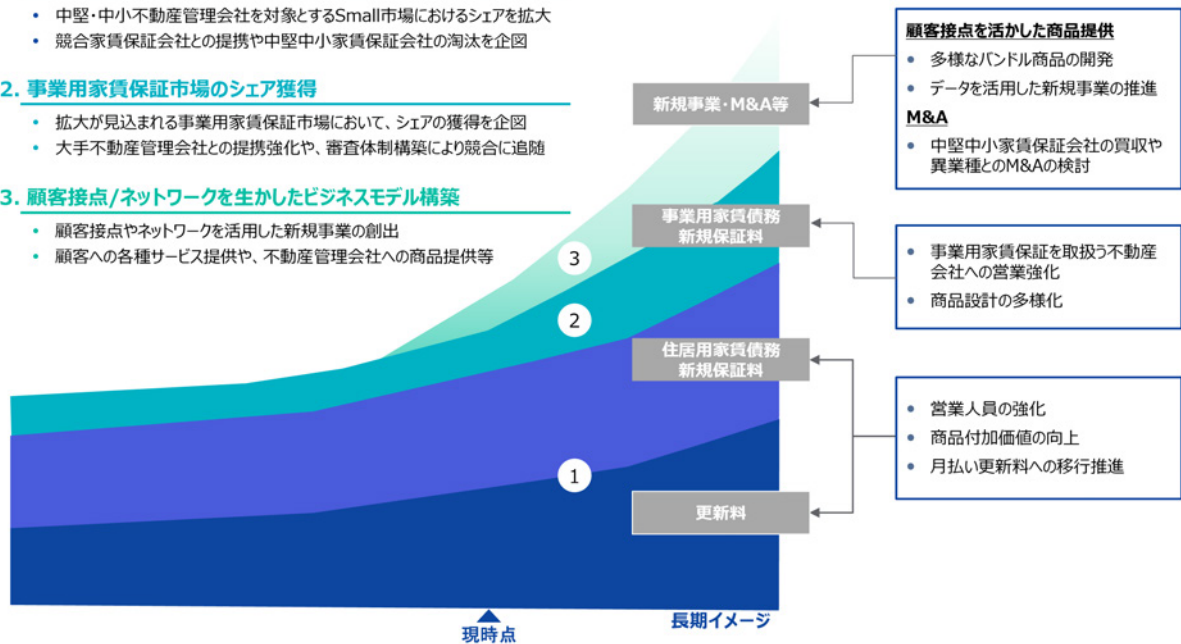
- ・ 中堅・中小不動産管理会社を対象とするSmall市場におけるシェアを拡大
- ・ 競合家賃保証会社との提携や中堅中小家賃保証会社の淘汰を企図

2. 事業用家賃保証市場のシェア獲得

- ・ 拡大が見込まれる事業用家賃保証市場において、シェアの獲得を企図
- ・ 大手不動産管理会社との提携強化や、審査体制構築により競合に追随

3. 顧客接点/ネットワークを生かしたビジネスモデル構築

- ・ 顧客接点やネットワークを活用した新規事業の創出
- ・ 顧客への各種サービス提供や、不動産管理会社への商品提供等



③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

a. 審査体制及び債権管理体制の強化

第一に、保証契約の締結における与信精度の向上を図ることが重要であると考えております。与信精度を向上させることで、賃料等の代位弁済発生件数を適切な水準に抑えることができ、回収に係る様々なコストの抑制につながります。体系的で詳細な審査フローを設け、スコアリング機能の向上に取り組んでおります。

一方で、当社グループでは、「入居者が住まいを確保して安心した生活が送れるようサポートすること」を事業の主たる目的と考えておりますので、むやみに厳しい審査を実施することはしておりません。幅広く家賃債務保証サービスを提供するためには、それを支える高い回収率を維持する必要があります。当社グループでは、AIを活用した審査予測モデルを活用することにより審査の精度の向上を図るとともに、過去の実績から得た独自のノウハウを生かして、滞納状況を複数階層に分類し、入居者の事情に即した対応を実施し、家賃滞納を解決に導く「滞納解決スキーム」を採用することで回収率を高い水準で維持するように努めております。

b. M&Aや業務提携を活用した成長

家賃債務保証事業におけるさらなる成長を達成するために、M&Aや業務提携を積極的に推進してまいります。

c. 新規事業の実行

長年にわたり家賃債務保証事業を展開してきたことにより、大量の顧客情報を保有しております。当該顧客情報を利用した周辺ビジネスを展開することにより、企業グループのさらなる発展を目指します。

d. DX (digital transformation) 推進による事業の強化

デジタル化が遅れていると言われる不動産業界ですが、IT技術を活用した業務の効率化は重要な課題であると認識しております。

取扱店との連携強化、AIを活用した審査の強化及び回収プロセスの効率化など、DXを推進することで事業を強化し、収益性の向上を目指します。

e. コーポレート・ガバナンスの強化

持続的な事業拡大と企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。

有効な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、法令遵守の徹底及び内部管理体制の一層の強化に努めてまいります。

f. 財務基盤の強化

当社グループが展開する家賃債務保証事業においては、継続的な成長と安定した経営・財務基盤が極めて重要であると認識しております。

市場シェアを拡大し、契約数を増加させることで、安定的で強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

g. 人材の増強、育成強化

上記までの経営方針を適切に推進するためには、優秀な人材の発掘、採用が重要です。また、社内教育研修を拡充するとともに、適切な人材の登用を進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

① ガバナンス

当社グループは、信頼と安心をお届けする家賃債務保証の会社として成長してまいりました。社会情勢として少子高齢化や在留外国人の増加が進むなか、賃貸借契約のインフラとして家賃債務保証サービスの社会的意義はますます高まると考えております。

当社グループは、サステナビリティを含む様々なリスク及び機会を監視・管理するにあたり、外部から適切な牽制が効く監査等委員会設置会社の体制をとっており、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

なお、サステナビリティに関する事項については、今後発足するサステナビリティ委員会がリスクと機会を管理し、マテリアリティのKPIの進捗状況のモニタリングや気候変動に対する必要な対策を検討した上で、サステナビリティ委員長である執行役員財務経理部長（CFO）が年1回以上経営会議に報告します。取締役は報告内容を評価し、重要な課題について対策が必要な場合、実行することを決議することとしております。

② 戦略

当社グループは、「企業行動規範」において、「企業としての社会的責任を自覚し、事業分野をはじめ、これまでに培った様々なノウハウを基礎に、社会にとって有用なサービスを提供することを通じて、豊かで快適な社会の実現に寄与し、社会から信頼される存在となる。」、「地球環境の保護に積極的に取組むものとし、事業活動の全ての過程において、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の削減等、環境負荷の低減に努める。」旨規定しており、持続可能な社会の実現に寄与するために、以下の施策を実施しております。

a. 独自のWEB申込システムの展開

当社グループにおける審査の8割以上がFAXによるものであり、基幹システムへの入力作業など、審査対応に多くの時間がかかる現状です。

このような現状を改善すべく、当社グループ独自のWEB申込システムを展開することで、基幹システムへのインターフェイスを可能にし、入力事務の時間を削減し審査スピードの向上やペーパーレス化を図ります。

b. 外国籍入居者の受入強化

今後増加が見込まれる外国籍の入居者の受入を強化します。特化型商品を開発し、過去の知見を生かした独自のスコアリング技術を駆使した審査を実施することで、利益水準を落とすことなく受入強化を図る方針です。

また、言語対応可能なコールセンターサービスなどを付帯した外国人プランを設けております。

c. 被災者支援

令和6年能登半島地震の被災者支援として、被災により転居をおこなう方を対象に、新規保証料を無料とするなど、社会貢献にも力を入れております。

③ リスク管理

当社グループは、「リスクマネジメント規程」を制定しており、リスクに応じて責任部署を定め、各部署にてリスクの洗い出しを行い、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた対応を行い、予防的な対策を可能な限り施すことを基本としております。

具体的にはリスク管理委員会が年に1回以上、定期的に各部署にリスクや機会の洗い出しや評価を指示し、リスクマップを作成しリスクを包括的に評価した上で、経営会議にその結果を報告しております。気候変動リスクに関しては、サステナビリティ委員会が別途経営会議に報告し、重要なリスクを特定し気候変動への対応を進めて参ります。

④ 指標及び目標

当社グループは現在、サステナビリティ関連の目標値等は定めておりませんが、今後の課題として検討してまいります。

(2) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

① 戦略

持続的な企業価値の向上には、優秀で多様な人材の採用と育成が不可欠であります。当社グループは、性別、国籍、キャリア等に拘ることなく多様性のある人材を採用し、様々な考え方、経験、価値観を取り入れて従業員満足度を上げ、社員一人一人がやりがいを持って働ける環境作りを推し進めることによって、個々の人材のパフォーマンスの更なる向上を図ってまいります。

a. 人材育成

当社グループでは、従業員の成長、長期的なキャリア形成を支援するために、マネジメント研修やメンター/パディ制度等の各種研修・支援を行っております。また、eラーニングを活用して全従業員が幅広く学ぶ機会の提供を行っております。今後も社員が学び、チャレンジしていくことで成長・自己実現を支援していく体制を整えてまいります。

b. 社内環境整備

当社グループでは、育児・介護休業制度、短時間勤務、定年後再雇用制度等の従業員が柔軟な働き方を実現するための制度を設けております。また、社宅の提供や地域手当・帰省手当などの各種手当、慶弔見舞金、退職金制度等、従業員が安心して働き続けることができる環境の整備を行っております。

引き続き、従業員のワークライフバランス向上のための社内環境整備に取り組んでまいります。

② 指標及び目標

当社グループは、持続的な企業価値の向上のために、多様な人材の採用と育成を行っております。現在、女性、外国人、中途採用者等に関する目標値等は定めておりませんが、今後の課題として検討してまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 賃貸不動産市場の動向について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

我が国の賃貸不動産市場は、1970年代から2000年代前半にかけての人口の増加及びその後も継続する単身世帯数の増加により、借家を利用する人口が増加していることを背景に市場規模は拡大を続けております。しかしながら、当社グループの提供する家賃債務保証サービスは、日本における賃貸不動産の利用者が対象のサービスであり、日本の賃貸不動産市場、特に住宅用不動産市場の影響を受けることになりますが、人口動態の変化等により賃貸不動産市場が低迷した場合、持続的な円安等のマクロ経済要因と相まって、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

現時点においては、家賃債務保証事業を営むことに対しての法的規制はありませんが、今後新たな法的規制の導入や既存の法令の改正等が行われた場合、家賃債務保証への需要状況に悪影響が生じ、又は、当社グループの事業活動に制約が生じることで、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(3) 参入障壁について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループが営む家賃債務保証事業については、2017年10月に国土交通省の登録制度が開始されておりますが、家賃債務保証事業を営む上で当該登録を行うことは必須ではなく、その他家賃債務保証事業を営むために必要な許認可等を定めた法的規制は現状存在しないため、許認可の面では参入障壁が低いといえます。特に、当社グループが注力している小規模な賃貸不動産会社を対象とする市場セグメントにおいては、賃貸不動産会社に支払われる販売手数料や、審査プロセスの簡便性及び審査通過承認率を中心に激しい競争が行われています。具体的には、当社グループが現在保有する顧客データよりも大規模な顧客データにアクセス可能な事業者が当該市場に参入した場合、当社グループより迅速に審査を実施できる可能性や、より正確に入居者のリスクを評価して保証料や手数料に反映できる可能性があります。当社が普及拡大を通じて収益性の高い売上高成長を目指している事業用保証を含めた家賃債務保証事業について、以上のように、他社が新規参入し、競争が激化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(4) のれん及び無形資産の減損並びに損失評価引当金について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、企業買収に伴う多額ののれんや顧客関連資産を有しており、2025年9月末時点の残高は、のれんが36,039百万円、顧客関連資産が7,334百万円となっており、同時点での連結総資産額の58.6%を占めております。取締役会等で月次業績について継続的にモニタリング・分析しておりますが、今後収益性が悪化し、無形資産に係る多額の減損損失が計上された場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、保証履行による貸借人への求償権について、当社グループの過去の回収率に基づき、回収不能見込額を損失評価引当金として計上しておりますが、経済情勢の悪化等により想定以上に貸倒れが発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(5) 借入金、財務制限条項への抵触について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結しており（借入契約の内容については「第2 事業の状況 5 重要な契約等」をご参照ください。）、2025年9月末の借入金残高は26,350百万円であり、当社グループの連結総資産の35.6%となっております。なお、2025年9月末時点で、当社の借入に係る金利は変動金利であり、金利が大幅に上昇した場合、利息負担が増大し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

また、当該借入契約には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、期限の利益を喪失させないことについて、貸付人の承諾を得られない限り、当該貸付人の請求により期限の利益を失うため、直ちに借入金の返済資金が必要となります。本書提出日現在において、当社グループは、適切に管理を行っており、抵触のおそれはないと判断しているものの、仮に抵触した場合には、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

加えて、将来的に事業を拡大することを決定した場合、将来的に追加の借入を行う必要が生じる可能性があります。追加の借入を行った場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(6) 季節その他の要因による業績の変動について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社の四半期ごとの経営成績は、入居者ごとの賃貸開始時期の差異、回収費用をはじめとする費用の増加時期及び増加額の偶発性・不均一性、賃貸借契約の更新サイクルその他不動産市場の季節的要因による変動、並びに経済及び市場環境の変化その他、当社グループの制御不能な様々な要因により変動する可能性があります。

特に住宅用賃貸不動産市場においては、2月から4月に進学、就職、転勤等による転居が増加し、不動産賃貸借契約が増加する傾向にあり、これと連動して、当該期間に当社グループの締結又は更新する家賃債務保証契約も増加する傾向にあります。このため、1月から3月の家賃債務保証契約が低調に推移し、第1四半期の売上高が減少した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(7) 収納代行について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループは、家賃等の回収にあたり、収納代行機関と代金回収事務委託契約を締結しております。万一、主要な収納代行機関との契約解除や当社グループにとって不利となる契約条件の変更がなされた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(8) 信用リスクについて（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

家賃債務保証とは、当社グループが入居者の連帯保証人になり、家賃等の保証を約束することであり、入居者が家賃を支払わなかった場合には当社が代位弁済し、当社は後日、入居者から代位弁済した家賃を回収する仕組みとなっております。当社グループの強みとして、相対的に信用力の高い入居者に注力する競合他社と比較して、入居者の審査通過率が高いことが挙げられ、当社グループの入居者審査プロセスは、統計的にみて回収努力が奏功しない者などリスクが特に高い申込者を特定・却下することに主眼を置いており、賃貸交渉を妨げないよう、初期審査を迅速に完了するよう努めております。当社グループでは、創業以来長期にわたって培ってきたノウハウを適切に審査業務に落とし込んだ体系的で詳細な審査フローを設けておりますが、あくまでも自社内で蓄積された詳細な入居者のプロファイリングに基づいております。また、上記のような高い審査通過率にかかわらず、当社グループが代位弁済を行うことが求められる割合は競合他社と同程度であると当社グループは考えており、また、当社グループの回収業務に関する高度な専門性に基づく高い回収率により、競合他社が提供できない入居者にも家賃保証を提供することができていると考えておりますが、当社グループの想定を超えて入居者の家賃支払いが滞ることで当社グループが負担する代位弁済が増加した場合、当社グループの資金繰りが悪化する可能性があります。

また、国内外の政治情勢の変化、経済危機、大規模な自然災害など、社会状況に大きな変化が生じた場合、当社グループの蓄積されたノウハウや専門知識がリスクを予測する上で十分に機能しなくなり、より大きなリスクにさらされる可能性があります。さらに、長期賃貸借契約の場合、経済的・社会的環境の変化や個々の入居者の信用状況の変化により、不払い及び代位債権が回収不能となるリスクが増加する可能性があり、これらが当社グループの事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(9) 当社グループ資金の流動性について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループの営む家賃債務保証事業においては、代位弁済に備えた資金の流動性の確保が必要となります。当社グループは、現金及び預金残高を十分な水準に維持し、審査業務及び債権管理の適正化を図るとともに、リボルビング・ファシリティ契約により借入枠を確保しております。

しかしながら、代位弁済の大幅な増加等が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(10) ITシステムについて（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループの家賃債務保証事業はITシステムに依存しており、とりわけ、基幹システムであるSIONSを利用して、家賃債務保証契約、入出金、テナント情報、賃料回収等の管理を実施しております。情報セキュリティ対策や業務継続策を講じておりますが、サイバー攻撃、ウイルス感染や事故、災害等により、その機能に重大な障害が発生した場合には、事業の円滑な遂行に支障をきたし、又は機密情報の不正な漏洩につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(11) 情報漏洩について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。当社グループは、情報セキュリティ対策を講じておりますが、将来におけるサイバー攻撃の高度化ないし頻繁に変化する不正アクセス手法への対応が十分に可能とは限りません。また、情報漏洩は、上記のような技術的な要因以外の要因により発生することもあります。これらの要因等により機密情報が漏洩した場合、当社グループは、損害賠償責任の負担や個人情報保護法（平成15年法律第57号、その後の改正を含みます。）などの法令に基づく処分を受け、また、当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(12) 人材確保・育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループの事業運営と成長には、当社グループの事業に関する専門の知識や能力に加えて、経営経験や意思決定能力が重要であり、これらを持つ優秀な経営幹部役職員やその他の職員に依存しています。当社グループは、当該人材の維持・確保・育成に力を入れておりますが、優秀な人材の流出や採用計画の未達、人材育成が計画どおりに進捗しない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの継続的な成長は主要な経営幹部役職員による経営戦略その他事業や運営に関する重要事項の判断に依存していますが、健康上の理由等により当該役職員が当社グループの業務に十分な時間を確保することができない場合や早期退職をした場合には、当社グループは当該役職員の代わりとなる適切な人材を適時にあるいは全く見つけることができず、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(13) 風評について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループは、全ての役員、従業員がコンプライアンスを徹底することが重大な社会的責務であると考えており、経営上の最重要事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、経営会議においてコンプライアンスに関連する問題の審議、解決にあたっております。しかしながら、当社グループにおけるコンプライアンスの推進状況にかかわらず、当社グループや、当社グループの回収業務その他事業上の対応等に関し、報道機関による報道、ソーシャルメディア等における当社グループのサービス利用者その他の者によるレビュー又はコメント等の投稿、紛争の発生その他様々な要因により風評が生じる可能性があり、当該風評の正当性にかかわらず、当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(14) 自然災害等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、日本全国の営業所・支店を拠点に活動しており、地震、噴火や台風、大雨、大雪、洪水等の自然災害や火災、停電、通信障害、インフラ障害、戦争・テロ攻撃等の当社グループが予期できない事態により、各拠点やシステムが被害を受け、営業活動等に支障が生じる可能性があります。とりわけ、当社グループは関東・関西地域に事業が集中しており、これらの地域に自然災害等が発生した場合には、より深刻な影響が予想され、また、経済状態の悪化といった二次的な影響が発生する可能性があります。また、当社グループの事業継続計画や災害時の復旧計画の策定ないしその実施が不十分である場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(15) 感染症について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行・拡大により、当社グループの従業員の多くが感染症に感染した場合、事業活動に制約が生じることで、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。また、日本では不動産事業は対面での営業が主流であり、感染症の流行・拡大に伴い政府により在宅勤務の実施が強制された場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(16) オペレーショナルリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループは、社内規程や業務マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、各業務のシステム化等により、オペレーショナルリスクの低減に努めています。しかしながら、ヒューマンエラー等により適切な事務処理がなされない結果、営業活動等に支障が生じる可能性があり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(17) 大株主との関係について（発生可能性：低、発生時期：当社株式上場時、影響度：低）

① ベインキャピタルグループとの関係について

当社は、グローバル・プライベート・エクイティファームであるベインキャピタルグループが投資助言を行うファンドからの出資を受け入れており、本書提出日現在において、同ファンド（BCPE Say Cayman, L.P.、BCPE Say Cayman2, L.P.）合計で当社発行済株式総数の51.0%を保有しております。また、当社の取締役である西直史氏、竹井友二氏及び稲田博樹氏が、ベインキャピタルグループから派遣されております（3名ともに2026年1月に退任の予定です。）。なお、ベインキャピタルグループによる事前承認を要する事項はなく、当社はベインキャピタルグループから独立・自立した経営を行っております。

ベインキャピタルグループは、当社の上場時において、オーバーアロットメントによる売出しに伴いSMB C日興証券株式会社に貸し付ける当社株式（以下、「借入株式」という。）を除いて、その所有する当社株式の全部を売却する予定であります。また、借入株式についても、オーバーアロットメントによる売出しが行われ、かつ、SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエプションを行使した場合には、その限度で当該株式をSMB C日興証券株式会社が取得することになりますが、オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに伴い借入株式の返還を受けた場合、その限度で、当社株式上場後においても一部の当社株式を引き続き保有する可能性があり、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

このように、ベインキャピタルグループは、当社について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主が期待する議決権の行使その他の行為を行わない可能性があります。

また、当社は、Bain Capital Private Equity, LPとの間のマネジメント契約（内容については「第2 事業の状況 5 重要な契約等」をご参照ください。以下「マネジメント契約」という。）に基づき、マネジメントフィーを支払っておりました（「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 34. 関連当事者」をご参照ください。）。当該マネジメント契約は2025年6月30日をもって解約いたしました。当該マネジメント契約に基づく上場の成功報酬の支払い412.5百万円（税込）が2025年12月に予定されております。

当社は、マネジメント契約の解約によりベインキャピタルグループからの経営や事業に関する助言が終了しても、当社の事業運営に支障のない経営体制を整備していると認識しておりますが、かかる経営体制が当社の期待通りに機能しない場合には、当社グループの事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② BVアセット株式会社との関係について

当社は、大谷彰宏氏及び大谷彰宏氏の資産管理会社であるBVアセット株式会社から出資を受け入れており、本書提出日現在において、大谷彰宏氏及びBVアセット株式会社は合計で当社発行済株式総数の49.0%を保有しております。また、当社の取締役相談役である清水信氏は、大谷彰宏氏が100%を出資し代表取締役を務める株式会社BiVaホールディングスの取締役に就任しておりました。なお、大谷彰宏氏及びBVアセット株式会社による事前承認を要する事項はなく、当社は同氏から独立・自立した経営を行っております。また、今後は、当社の役職員が、大谷彰宏氏が関与する会社の役職員を兼務することはありません。

大谷彰宏氏及びBVアセット株式会社は、当社株式上場後においても相当数の当社株式を保有する見込みです。したがって、今後の大谷彰宏氏の当社株式の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。また、同氏が相当数の当社株式を保有することにより、当社役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

大谷彰宏氏は、当社の大株主として少数株主を含めた株主全体の利益に配慮した議決権行使を行う方針ですが、上記のように当社について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主が期待する議決権の行使その他の行為を行わない可能性があります。また、当社グループと大谷彰宏氏が関与する会社との取引の内容及び過去2期間の実績は以下のとおりです。なお、関連当事者取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づき、取締役会で適切に検討・承認を行う体制を整えておりますが、今後の取引については、代位弁済時や集金代行サービスに伴う送金などの合理性のある取引を除き、原則として実施しない方針であります。

(単位：百万円)

会社等の名称	取引の内容	取引金額	
		2023年12月期	2024年12月期
(株)BiVaホールディングス	マネジメントフィーの支払 (*1)	600	150
	飲食代の支払	0	—
(株)アドミ	転リース料の支払	34	—
	販促費の支払	0	—
	消耗品費等の支払	9	—
	役員送迎費用の支払	0	—
(株)デジプレート	システム関連費用の支払	8	2
(株)マーキュリー	派遣人件費・人材紹介料の支払	118	—
(株)ランディア	出向人件費の受取り	7	1
	通信費等の受取り	0	0
	代位弁済金の送金	2	3
	集金代行金の送金	99	107
	事務用品費の支払	0	—
アールシースタッフ(株)	神社物品の購入費用の支払	0	—
	会食費用の支払	0	—

また、上表(*1)に記載のとおり、当社と大谷彰宏氏が100%を出資する株式会社BiVaホールディングスとの間のマネジメント契約（内容については「第2 事業の状況 5 重要な契約等」をご参照ください。以下「BiVaHDマネジメント契約」という。）に基づき、マネジメントフィーを支払っておりました（「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 34. 関連当事者」をご参照ください。）。当該マネジメント契約は2025年6月30日をもって解約いたしました。大谷彰宏氏は当該マネジメント契約に基づく上場の成功報酬の支払い412.5百万円（税込）が2025年12月に予定されています。大谷彰宏氏は当該マネジメント契約解消後及び上場後も当社株式を安定保有する意向を有しており、当社と大谷彰宏氏の関係について重大な変化は生じないものと認識しております。

当社は、マネジメント契約の解約により株式会社BiVaホールディングスからの経営や事業に関する助言が終了しても、当社の事業運営に支障のない経営体制を整備していると認識しておりますが、かかる経営体制が当社の期待通りに機能しない場合には、当社グループの事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は過去に、2023年11月30日開催の臨時株主総会決議（2023年10月18日開催の臨時取締役会承認）により120億円、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議（2025年6月27日開催の臨時取締役会承認）により60億円の計2回の配当を、上記の株主に対して実施しております。

2023年11月30日に実施した配当は、上場に向けた最適資本構成の構築及び資本効率の改善を検討している中で、同業他社を参考に、事業に必要なキャッシュを維持しつつ、一定率以上の自己資本比率を確保しながらROEの向上を図ることを目標として、1株あたり460円16銭、総額120億円の配当を実施しました。2024年12月期末時点では自己資本比率38.47%、ROE22.10%となっております。配当にあたっては、資本効率の改善だけでなく、財務安定性の確保、今後の経営計画に必要な運転資金や投資資金の確保、上場後の配当原資が確保されることを、取締役会で審議して決定いたしました。

また、2025年6月30日に実施した配当は、株主であるベインキャピタルグループの提案を受けて検討し、当社としても配当を実施することで、資本効率の向上に繋がることから、配当を実施しました。

詳細については、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

(18) 技術革新等への対応について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、市場のニーズに効果的に対応するため、継続的な審査プロセスの改善及び研究開発を行っており、現状の当社グループの審査プロセスは迅速かつ効果的なものであると考えております。しかしながら、今後、人工知能（AI）を含む急速な技術進歩により、競合他社が、より迅速かつ効果的な審査プロセスを開発する可能性があり、当社グループは、競争力維持のため、自社の審査プロセスを改善し、新たなニーズに対応するための技術開発に投資することを余儀なくされる可能性があります。これらの投資費用が過大となる場合、又は投資費用に見合った効果が十分に得られない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(19) 訴訟等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、従業員（元従業員を含みます。）、不動産賃貸会社、テナント等との間で様々な訴訟等を抱える可能性があります。また、当社は通常の業務において、基幹システムであるSIONSその他の知的財産権を使用しておりますが、これらについて、第三者から知的財産権を侵害したと主張される可能性も否定はできません。重要な訴訟等を提起し、又は、提起された場合は、当社グループの事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

第4期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（営業収益）

営業収益は、新規保証料、更新保証料（年払更新料及び月払更新料）及びその他売上から構成されております。

新規保証料は、フロー収益であり、家賃債務保証サービスを仲介している不動産会社の新規契約者から受領いたします。一方、更新保証料及びその他はストック収益であり、更新保証料は、家賃債務保証サービスを利用する契約者から年1回、又は毎月受領するものになります。新規保証料及び年払更新料は、契約期間で按分して計上しており、月払更新料は一括計上しております。

新規保証料が12,708百万円（前期比7.8%増）、更新保証料が10,916百万円（同10.1%増）、集金代行手数料を含むその他売上が2,724百万円（同23.7%増）となった結果、営業収益は、26,348百万円（同10.2%増）となりました。

（営業費用）

営業費用の内、主なものは、支払手数料、貸倒関連費用、従業員給付費用になります。

貸倒関連費用が3,456百万円（同23.7%増）、また支払手数料が4,723百万円（同1.4%増）、人員増加により従業員給付費用が5,136百万円（同12.8%増）となり、営業費用は17,879百万円（同10.1%増）となりました。

（その他の収益・その他の費用、営業利益）

主に償却債権取立益247百万円（同70.0%増）の計上により、その他の収益が356百万円（同71.1%増）、その他の費用が7百万円（同46.4%減）となった結果、営業利益は8,818百万円（同12.3%増）となりました。

（金融収益・金融費用、税引前利益）

匿名組合投資利益が404百万円（同123.8%増）など金融収益が407百万円（同121.7%増）、支払利息が430百万円（同45.1%減）など金融費用が435百万円（同65.4%減）となった結果、税引前利益は8,790百万円（同29.7%増）となりました。

（親会社の所有者に帰属する当期利益）

法人所得税費用が3,109百万円（同86.3%増）となった結果、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は5,681百万円（11.2%増）となりました。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（営業収益）

新規保証料が6,946百万円（前年同期比12.5%増）、更新保証料が5,823百万円（前年同期比9.8%増）、集金代行手数料を含むその他売上が1,649百万円（前年同期比27.0%増）となった結果、営業収益は14,419百万円（前年同期比12.8%増）となりました。

（営業費用）

貸倒関連費用が1,746百万円（前年同期比4.5%増）、また支払手数料が2,466百万円（前年同期比5.0%増）、人員増加により従業員給付費用が2,822百万円（前年同期比13.0%増）となり、営業費用は9,526百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

（その他の収益・その他の費用、営業利益）

主に償却債権取立益197百万円（前年同期比121.1%増）の計上により、その他の収益が270百万円（前年同期比178.5%増）、その他の費用が5百万円（前年同期比4.5%減）となった結果、営業利益は5,159百万円（前年同期比27.5%増）となりました。

(金融収益・金融費用、税引前利益)

金融収益が6百万円(前年同期比622.3%増)、支払利息が256百万円(前年同期比26.3%増)など金融費用が261百万円(前年同期比26.9%増)となった結果、税引前中間利益は4,903百万円(前年同期比27.6%増)となりました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

法人所得税費用が1,720百万円(前年同期比18.3%増)となった結果、中間利益及び親会社の所有者に帰属する中間利益は3,183百万円(前年同期比33.3%増)となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

(営業収益)

新規保証料が10,571百万円(前年同期比12.6%増)、更新保証料が8,849百万円(前年同期比9.6%増)、集金代行手数料を含むその他売上が2,607百万円(前年同期比30.0%増)となった結果、営業収益は、22,026百万円(前年同期比13.1%増)となりました。

(営業費用)

貸倒関連費用が2,650百万円(前年同期比1.7%増)、また支払手数料が3,716百万円(前年同期比5.0%増)、人員増加により従業員給付費用が4,246百万円(前年同期比12.2%増)となり、営業費用は14,258百万円(前年同期比7.4%増)となりました。

(その他の収益・その他の費用、営業利益)

主に償却債権取立益265百万円(前年同期比91.6%増)の計上により、その他の収益が374百万円(前年同期比151.5%増)、その他の費用が2百万円(前年同期比56.7%減)となった結果、営業利益は8,140百万円(前年同期比28.4%増)となりました。

(金融収益・金融費用、税引前利益)

金融収益が9百万円(前年同期比97.9%減)、支払利息が384百万円(前年同期比22.2%増)など金融費用が392百万円(前年同期比23.0%増)となった結果、税引前四半期利益は7,756百万円(前年同期比20.7%増)となりました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

法人所得税費用が2,727百万円(前年同期比20.7%増)となった結果、四半期利益及び親会社の所有者に帰属する四半期利益は5,029百万円(前年同期比20.7%増)となりました。

b. 財政状態の状況

第4期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して3,627百万円増加の74,199百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末と比較して4,818百万円増加の27,313百万円となりました。主な変動要因は、現金及び現金同等物が3,180百万円、営業債権及びその他の債権が1,379百万円それぞれ増加したことによるものであります。非流動資産は前連結会計年度末と比較して1,191百万円減少の46,886百万円となりました。主な変動要因は、無形資産が1,055百万円減少したことによるものであります。

流動負債は前連結会計年度末と比較して728百万円減少の16,619百万円となりました。主な変動要因は、未払法人所得税が2,158百万円減少した一方で、金融保証契約が822百万円、営業債務及びその他の債務が382百万円それぞれ増加したことによるものであります。非流動負債は前連結会計年度末と比較して1,310百万円減少の29,039百万円となりました。主な変動要因は、借入金が858百万円、繰延税金負債が363百万円それぞれ減少したことによるものであります。

資本合計は前連結会計年度末と比較して5,665百万円増加の28,541百万円となりました。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は38.5%、期末発行済株式総数に基づく1株当たり親会社所有者帰属持分は、544円16銭となりました。

なお、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり親会社所有者帰属持分は当該株式分割実施後の株数にて算出しております。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間末の総資産は、73,144百万円となりました。

流動資産は26,859百万円となりました。主な内訳は、現金及び現金同等物が13,722百万円、営業債権及びその他の債権が11,426百万円であります。非流動資産は46,285百万円となりました。主な内訳は、のれんが36,039百万円、無形資産が8,186百万円、有形固定資産が1,215百万円であります。

流動負債は19,048百万円となりました。主な内訳は、金融保証契約11,593百万円、営業債務及びその他の債務が3,325百万円であります。非流動負債は28,372百万円となりました。主な内訳は、借入金が25,386百万円、繰延税金負債が1,965百万円であります。

資本合計は25,724百万円となりました。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は35.2%、期末発行済株式総数に基づく1株当たり親会社所有者帰属持分は、490円15銭となりました。

なお、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり親会社所有者帰属持分は当該株式分割実施後の株数にて算出しております。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当第3四半期連結会計年度末の総資産は、73,981百万円となりました。

流動資産は27,985百万円となりました。主な内訳は、現金及び現金同等物が14,796百万円、営業債権及びその他の債権が11,531百万円であります。非流動資産は45,996百万円となりました。主な内訳は、のれんが36,039百万円、無形資産が7,947百万円、有形固定資産が1,162百万円であります。

流動負債は18,124百万円となりました。主な内訳は、金融保証契約11,270百万円、営業債務及びその他の債務が3,193百万円であります。非流動負債は28,286百万円となりました。主な内訳は、借入金が25,386百万円、繰延税金負債が1,874百万円であります。

資本合計は27,571百万円となりました。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は37.3%、期末発行済株式総数に基づく1株当たり親会社所有者帰属持分は、525円56銭となりました。

なお、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり親会社所有者帰属持分は当該株式分割実施後の株数にて算出しております。

② キャッシュ・フローの状況

第4期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ3,180百万円増加し、15,367百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは4,274百万円の収入となりました。これは主に、税引前利益8,790百万円、減価償却費及び償却費1,715百万円を計上したこと、営業債権及びその他の債権が1,379百万円増加したこと、利息を417百万円支払ったこと、及び法人所得税を5,520百万円支払ったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは1百万円の収入となりました。これは主に、投資の売却及び償還による収入447百万円、有形固定資産の取得による支出245百万円、及び無形資産の取得による支出182百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは1,094百万円の支出となりました。これは長期借入金の返済による支出758百万円、リース負債の返済による支出336百万円によるものです。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,644百万円減少し、13,722百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは5,111百万円の収入となりました。これは主に、税引前中間利益4,903百万円、減価償却費及び償却費883百万円を計上したこと、営業債権及びその他の債権が931百万円増加したこと、金融保証契約が1,349百万円増加したこと、利息を257百万円支払ったこと、及び法人所得税を1,414百万円支払ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは214百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出38百万円、無形資産の取得による支出165百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは6,541百万円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出382百万円、配当金の支払い6,000百万円によるものです。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ571百万円減少し、14,796百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは6,455百万円の収入となりました。これは主に、税引前四半期利益7,756百万円、減価償却費及び償却費1,332百万円を計上したこと、営業債権及びその他の債権が1,035百万円増加したこと、金融保証契約が1,025百万円増加したこと、利息を382百万円支払ったこと、及び法人所得税を3,086百万円支払ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは404百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出153百万円、無形資産の取得による支出239百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは6,621百万円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出382百万円、配当金の支払い6,000百万円によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を実施していないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、受注活動を実施していないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの 名称	当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自2025年1月1日 至2025年9月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
家賃債務保証 事業	26,348	110.2	14,419	112.8	22,026	113.1

(注) 1. 当社グループは、家賃債務保証事業の単一セグメントであります。

2. 総販売実績に対する割合が10%以上の主要な相手先がないため、相手先別の販売実績の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は下記のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営に影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、家賃債務保証事業を営んでおり、代位弁済を行っておりますが、代位弁済を含む運転資金や季節資金は、手元資金で賄っております。当社グループの営む事業の特性上、多額の設備資金が必要となる可能性は低いですが、設備資金が必要となる場合は、手元資金で賄う予定であります。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定によりIFRSに準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果がこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループにおける会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載のとおりであります。

(参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益を重要な経営指標として位置づけております。旧日本セーフティー株式会社及び日本セーフティー株式会社並びに当社グループの調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益の推移は以下のとおりであります。

(1) 調整後営業利益、調整後EBITDA

(単位：百万円)

回次	日本基準		
	第24期	第25期	第6期
	旧日本セーフティー(株)		日本セーフティー(株)
決算期	2020年12月	2021年12月	2022年12月
営業利益	6,524	8,077	8,332
(調整額)			
＋のれん償却費	—	—	—
＋マネジメントフィー（注）5	660	660	732
＋上場関連費用（注）6	—	—	96
＋生命保険料（注）7	753	192	—
調整額小計	1,413	852	828
調整後営業利益（注）1	7,938	8,929	9,162
(調整額)			
＋減価償却費	259	176	195
調整後EBITDA	8,197	9,105	9,357

(単位：百万円)

回次	国際会計基準			
	当社グループ			
	第3期	第4期	第4期	第5期
決算期	2023年12月	2024年12月	2024年12月 第3四半期	2025年12月 第3四半期
営業利益	7,850	8,818	6,341	8,140
(調整額)				
＋マネジメントフィー（注）5	818	315	236	158
＋上場関連費用（注）6	233	270	226	228
＋生命保険料（注）7	—	—	—	—
調整額小計	1,051	585	463	386
調整後営業利益（注）2	8,901	9,404	6,803	8,525
(調整額)				
＋減価償却費及び償却費	1,688	1,715	1,277	1,332
調整後EBITDA	10,589	11,119	8,081	9,858

(2) 調整後当期（四半期）利益

(単位：百万円)

回次	日本基準		
	第24期	第25期	第6期
	旧日本セーフティー(株)		日本セーフティー(株)
決算期	2020年12月	2021年12月	2022年12月
当期純利益	4,309	5,520	5,899
(調整額)			
＋のれん償却費	—	—	—
＋マネジメントフィー（注）5	660	660	733
＋上場関連費用（注）6	—	—	96
＋生命保険料（注）7	753	192	—
調整額小計（税金調整前）	1,413	852	829
調整項目の税金調整額 （適用税率）	△488 (34.55%)	△294 (34.55%)	△286 (34.55%)
調整額小計（税金調整後）	925	558	543
調整後当期純利益（注）3	5,234	6,078	6,442

(単位：百万円)

回次	国際会計基準			
	当社グループ			
	第3期	第4期	第4期	第5期
決算期	2023年12月	2024年12月	2024年12月 第3四半期	2025年12月 第3四半期
当期（四半期）純利益	5,106	5,681	4,168	5,029
(調整額)				
＋マネジメントフィー（注）5	818	315	236	158
＋上場関連費用（注）6	233	270	226	228
＋生命保険料（注）7	—	—	—	—
調整額小計（税金調整前）	1,051	585	463	386
調整項目の税金調整額 （適用税率）	△363 (34.55%)	△202 (34.55%)	△160 (34.55%)	△133 (34.55%)
調整額小計（税金調整後）	688	383	303	253
調整後当期（四半期）利益（注）4	5,794	6,064	4,471	5,282
1株当たり調整後当期（四半期）利益（円）（注） 9、10	111.09	116.26	85.73	101.27

(注) 1. 調整後営業利益（日本基準）＝営業利益＋のれん償却費＋マネジメントフィー＋上場関連費用＋生命保険料

2. 調整後営業利益（国際会計基準）＝営業利益＋マネジメントフィー＋上場関連費用＋生命保険料

3. 調整後当期純利益（日本基準）＝当期純利益＋のれん償却費＋マネジメントフィー＋上場関連費用＋生命保険料＋調整項目の税金調整額

4. 調整後当期（四半期）利益（国際会計基準）＝当期（四半期）利益＋マネジメントフィー＋上場関連費用＋生命保険料＋調整項目の税金調整額

5. Bain Capital Private Equity, LP及び株式会社BiVaホールディングスのマネジメント契約に基づく報酬があります。マネジメント契約の内容については「第2 事業の状況 5 重要な契約等」をご参照ください。

6. 上場準備アドバイザー費用、上場のための組織体制構築に関する費用、上場のための国際会計基準導入及び適時開示体制構築に関する費用等の上場関連の一時的な費用であります。

7. 役員に係る生命保険料であります。

8. 調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益は国際会計基準により規定された指標ではなく、投資家が当社の業績を評価する上で、当社が有用と考える財務指標であります。調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益は、上場後には発生しないと見込まれるマネジメントフィー、上場関連費用及び生命保険料等の非経常的損益項目（通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、あるいは競合他社に対する当社の業績を適切に示さない項目）の影響を除外しております。なお、調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、国際会計基準に準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社における調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後当期（四半期）利益は、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があります、その結果、有用性が減少する可能性があります。
9. $1 \text{ 株当たり調整後当期（四半期）利益} = \text{調整後当期（四半期）利益} \div \text{加重平均普通株式数}$
10. 2025年10月11日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記は、2023年12月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期（四半期）利益及び調整後基本的1株当たり当期（四半期）利益を算出しております。

5【重要な契約等】

(1) 収納事務委託契約

締 結 年 月	2014年9月
契 約 の 当 事 者	日本セーフティー(株)
契 約 の 相 手 先	三菱UFJニコス(株)
契 約 の 概 要	① 内容 日本セーフティー(株)が顧客その他の者から収納すべき金員の収納事務を三菱UFJニコス(株)へ委託することに関する契約 ② 期間 契約期間の定めなし

(2) 代金回収事務委託契約

締 結 年 月	2014年12月
契 約 の 当 事 者	日本セーフティー(株)
契 約 の 相 手 先	SMBCファイナンスサービス(株) (現 三井住友カード(株))
契 約 の 概 要	① 内容 日本セーフティー(株)が顧客より回収する家賃等の代金回収事務をSMBCファイナンスサービス(株)へ委託することに関する契約 ② 期間 2014年12月17日から2015年12月16日 (1年間ごとの自動更新)

(3) 株式会社三井住友銀行等とのシニア・ファシリティ契約

当社は2023年11月24日付で、株式会社三井住友銀行をエージェントとするシニア・ファシリティ契約を締結しております。

当該シニア・ファシリティ契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

株式会社三井住友銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社千葉銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社福井銀行、株式会社三十三銀行、株式会社関西みらい銀行

② 借入枠

Facility A : 84億円

Facility B : 196億円

リボルビング・ファシリティ : 20億円

③ 借入金額

Facility A : 84億円

Facility B : 196億円

④ 返済期限

Facility A : 2024年5月31日より6か月ごとに返済（最終返済日：1回目の貸付実行日から起算して7年後にあたる日）

Facility B : 1回目の貸付実行日から起算して7年後にあたる日に一括返済

⑤ 金利

TIBOR+スプレッド

⑥ 主な借入人の義務

- a. 借入人の決算書、年次予算及び月次資料等の定期的な報告を行うこと。
- b. 財務制限条項を遵守すること（財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17. 借入金」に記載しております）。
- c. 本契約において許容されるものを除き、借入人及び保証人は、そのいずれの資産についても、本担保権を設定し又は存続することを許容してはならない。
- d. 本契約において許容されるものを除き、借入人及び保証人は、いずれかの者の債務に関して保証を行ってはず、保証債務を負ったままにしてはならない。

(4) Bain Capital Private Equity, LPとのマネジメント契約

当社の連結子会社である日本セーフティー株式会社は、2022年7月29日付でBain Capital Private Equity, LPとマネジメント契約を締結しております。なお、2023年6月1日の会社分割により、㈱BCJ-54が本契約を承継しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

Bain Capital Private Equity, LP

② 契約期間

本契約の有効期間は、クロージング日（2021年12月20日）を効力発生日とし、以下のいずれか最も早い時点までとしております。

- a. マネージャーが当会社に対し本契約の終了を書面により通知した時点
- b. IPOのクロージング時点
- c. 支配権の変更が発生した時点
- d. マネージャー又はいずれかのグループ会社による本契約の重大な違反があり、違反当事者ではない相手当事者が書面をもって本契約の終了を通知し、当該書面での通知から30日以内に当該重大な違反が是正されない場合における当該30日の期間の終了時点

③ 契約内容

- a. 一般的なビジネスに関するコンサルティングサービス
- b. グループ会社の運営、マーケティング及び財務実績の改善に向けた戦略の作成及び実施に関する助言を含む、日常業務に関連する財務、経営及び運営についての助言の提供
- c. 不動産の管理及びモニタリング並びに不動産戦略の作成及び実施を含めた不動産に関する役割
- d. 独立監査人、社外弁護士、コンサルタント及び投資銀行の選定、監督及び起用に関連する助言及びコンサルティングサービス
- e. グループ会社に対して、当該グループ会社が満足する条項及び条件でファイナンスを行うために必要となる合意、契約、文書及びその他の法的文書についての交渉及び締結に関する助言
- f. いずれかのグループ会社又はその直接・間接の子会社（ストラクチャーを問わない。）が関与するファイナンス若しくはリファイナンス、資本再編、組織変更、事業再編、社債若しくは株式の発行、買収、譲渡、合併、ジョイント・ベンチャー若しくはその他の企業結合、資本取引（配当及び自己株式取得を含む。）又は支配権の変更を伴う取引に関する助言
- g. 財務及び事業戦略の策定及び分析、コンサルティングサービス、幹部人材採用及びその他の人事関連サービス

④ 報酬

継続的なマネジメント・サービスの対価として、総額165百万円の年間委託料を4分割で毎四半期開始日までを支払うこととなっております。なお、IPOが行われる場合には、IPOクロージング時に、マネジメント報酬とは別に412.5百万円を一括で支払うこととなっております。

なお、2025年6月30日をもって、上記④のうちIPOクロージング時に支払う報酬を除いて、本マネジメント契約を解約いたしました。

(5) 株式会社BiVaホールディングスとのマネジメント契約

当社の連結子会社である日本セーフティー株式会社は、2022年7月29日付で株式会社BiVaホールディングスとマネジメント契約を締結しております。なお、2023年6月1日の会社分割により、㈱BCJ-54が本契約を承継しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

株式会社BiVaホールディングス

② 契約期間

本契約の有効期間は、本契約締結日を効力発生日とし、以下のいずれか最も早い時点までとしております。

- a. マネージャーが当会社に対し本契約の終了を書面により通知した時点
- b. IPOのクロージング時点
- c. 支配権の変更が発生した時点
- d. マネージャー又はいずれかのグループ会社による本契約の重大な違反があり、違反当事者ではない相手方当事者が書面をもって本契約の終了を通知したにもかかわらず、当該書面での通知から30日以内に当該重大な違反が是正されない場合における当該30日の期間の終了時点

③ 契約内容

- a. 一般的なビジネスに関するコンサルティングサービス
- b. グループ会社の運営、マーケティング及び財務実績の改善に向けた戦略の作成及び実施に関する助言を含む、日常業務に関連する財務、経営及び運営についての助言の提供
- c. 不動産の管理及びモニタリング並びに不動産戦略の作成及び実施を含めた不動産に関する役割
- d. 独立監査人、社外弁護士、コンサルタント及び投資銀行の選定、監督及び起用に関連する助言及びコンサルティングサービス
- e. グループ会社に対して、当該グループ会社が満足する条項及び条件でファイナンスを行うために必要となる合意、契約その他の法的文書についての交渉及び締結に関する助言
- f. いずれかのグループ会社又はその直接・間接の子会社(ストラクチャーを問わない。)が関与するファイナンス若しくはリファイナンス、資本再編、組織変更、事業再編、社債若しくは株式の発行、買収、譲渡、合併、ジョイント・ベンチャー若しくはその他の企業結合、資本取引(配当及び自己株式取得を含む。)又は支配権の変更を伴う取引に関する助言
- g. 財務及び事業戦略の策定及び分析、コンサルティングサービス、幹部人材採用及びその他の人事関連サービス

④ 報酬

継続的なマネジメント・サービスの対価として、2023年12月期まで総額660百万円、2024年12月期以降は総額165百万円の年間委託料を4分割で毎四半期開始日までに支払うこととなっております。なお、IPOが行われる場合には、IPOクロージング時に、マネジメント報酬とは別に412.5百万円を一括で支払うこととなっております。

なお、2025年6月30日をもって、上記④のうちIPOクロージング時に支払う報酬を除いて、本マネジメント契約を解約いたしました。

(6) 当社の子会社であるNSグループ株式会社との吸収合併契約

当社及び旧NSグループ株式会社は、当社の2025年8月25日付の取締役決定並びに旧NSグループ株式会社の2025年8月25日付の取締役会決議により、当社を吸収合併存続会社、旧NSグループ株式会社を吸収合併消滅会社として合併することを承認決定し、合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2025年10月10日付で旧NSグループ株式会社を吸収合併し、同日にNSグループ株式会社に商号変更いたしました。

① 吸収合併の目的

経営の効率化を図るため、上場プロセスの一環として、当社の子会社である旧NSグループ株式会社を吸収合併いたしました。

② 吸収合併の方法

当社を存続会社とし、旧NSグループ株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

③ 合併の期日

2025年10月10日

④ 合併に際して発行する株式及び割当並びにその算定根拠

完全子会社の吸収合併であり、本合併による株式その他の金銭等の交付はありません。このため、第三者機関による算定等は実施しておりません。

⑤ 引継資産・負債の状況

当社は、旧NSグループ株式会社の一切の資産、負債及び権利義務の全部を吸収合併の効力発生日において承継いたしました。

⑥ 合併により増加すべき当社の資本金・準備金の額

本合併により資本金及び準備金の額は増加しておりません。

⑦ 吸収合併存続会社となる会社の概要（本合併の効力発生日時点）

代表者	代表取締役 大塚 孝之
住所	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
資本金	100百万円
事業内容	有価証券の保有及び事業活動の管理

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は650百万円であります。その主な内容は、工具器具備品の取得239百万円、基幹システムの強化を目的としたシステムへの投資195百万円並びに車両を中心とする使用権資産の取得185百万円であります。当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度においては、重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間において実施した設備投資の総額は314百万円であります。その主な内容は、工具器具備品の取得108百万円、基幹システムの強化を目的としたシステムへの投資156百万円並びに車両を中心とする使用権資産の取得44百万円であります。当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当中間連結会計期間においては、重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は477百万円であります。その主な内容は、工具器具備品の取得128百万円、基幹システムの強化を目的としたシステムへの投資245百万円並びに車両を中心とする使用権資産の取得91百万円であります。当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当第3四半期連結累計期間においては、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

2024年12月31日現在の情報として、株式会社BCJ-53を提出会社として記載しております。

(1) 提出会社（株式会社BCJ-53）

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
		工具器具 及び備品	ソフト ウェア	使用権資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区) (注)	本社機能	—	—	—	—	—	— (—)

(注) 2025年10月10日付の旧NSグループ株式会社との吸収合併に伴い、同日付でNSグループ株式会社に商号変更いたしました。これにより、当社の本社所在地は大阪市北区に変更になっております。

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			工具器具 及び備品	ソフト ウェア	使用権資産	その他	合計	
旧NSグループ(株)	本社 (大阪市北区)	本社機能	329	355	248	147	1,078	61 (14)

- (注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）であり、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
5. 建物、工具器具及び備品等を当社グループ外から賃借しております。
6. 株式会社BCJ-53は、2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併したため、同日に旧NSグループ株式会社は消滅しております。

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			工具器具 及び備品	ソフト ウェア	使用権資産	その他	合計	
日本セーフティー(株)	大阪本社 他27か所	営業拠点	67	—	562	30	659	640 (102)

- (注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）であり、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
5. 本社・支店・営業所等に係る建物、支店・営業所等に係る車両等を当社グループ外から賃借しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年9月30日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に各社が個別に策定しておりますが、計画策定にあたっては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設・改修

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
NSグループ (株)	大阪本社 (大阪府 大阪市)	基幹システム のリニューアル（SIONS）	1,061	—	自己資金	2025年 1月	2027年 第4四半期	(注) 1
NSグループ (株)	大阪本社 (大阪府 大阪市)	既存システムの 改修	508	—	自己資金	2025年 1月	未定	
NSグループ (株)	大阪本社 (大阪府 大阪市)	インフラ 更改／増強	715	—	自己資金	2025年 1月	2027年 第4四半期	

(注) 1. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

2. 当社グループは家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	208,622,400
計	208,622,400

（注）2025年10月9日付の臨時株主総会決議に基づき、2025年10月10日付で発行可能株式総数の変更を含む定款の変更を行い、2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割、発行済株式総数の変更及びこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は400,000,000株から191,377,600株減少して208,622,400株となりました。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	52,155,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	52,155,600	—	—

（注）1．2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、これにより発行済株式総数は26,077,800株から26,077,800株増加して52,155,600株となりました。

2．2025年10月9日付の臨時株主総会決議に基づき、2025年10月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年7月15日	2022年7月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名 当社使用人 1名 子会社使用人 5名 退任子会社取締役 1名	当社使用人 1名 子会社使用人 4名
新株予約権の数（個）	18,776	650
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式1,877,600 [3,755,200]	普通株式65,000 [130,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	647.69 [323.85]	647.69 [323.85]
新株予約権の行使期間	自 2022年8月1日 至 2032年7月31日	自 2024年8月1日 至 2032年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 647.69 [323.85] 資本組入額 323.85 [161.93]	発行価格 647.69 [323.85] 資本組入額 323.85 [161.93]
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2022年7月15日	2022年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	退任子会社取締役 1名	退任当社取締役 1名
新株予約権の数（個）	913	2,608
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式91,300 [182,600] （注）1	普通株式260,800 [521,600] （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	647.69 [323.85] （注）2	647.69 [323.85] （注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月1日 至 2032年7月31日	自 2022年9月30日 至 2032年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 647.69 [323.85] 資本組入額 323.85 [161.93]	発行価格 647.69 [323.85] 資本組入額 323.85 [161.93]
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末現在は200株

であります。

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (2) 新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
- (3) 本項に基づく調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。
- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載又は記録された各新株予約権の保有者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

2. 行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社普通株式につき次の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

- ① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- (2) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載又は記録された各新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権は、以下に定めるスケジュールに従って権利確定する。但し、(i) 支配権の異動（(4) に定義される。以下同じ。）が生じたことになった場合、未だ権利が確定していない全ての新株予約権は、支配権の異動の直前に権利確定し、(ii) 新株予約権の割当日から5年が経過する日までの間に本件上場（(4) に定義される。以下同じ。）が実行された場合、以下に定めるスケジュールは1年繰り上げられるものとする。

日付	該当日における権利確定済の新株予約権の累積数（雇用の継続を条件とし、1個に満たない端数を切り上げるものとする。）
2023年8月1日	新株予約権の数×20%
2024年8月1日	新株予約権の数×40%
2025年8月1日	新株予約権の数×60%
2026年8月1日	新株予約権の数×80%
2027年8月1日	新株予約権の数×100%

- (4) 新株予約権者は、以下に定める条件に従い、(3) に従い権利確定した新株予約権を行使することができる。

- ① 権利確定した新株予約権は、当社株式が日本の金融商品取引所に上場（以下「本件上場」という。）した日から6か月を経過し、かつ、本件上場以降に、当社株式が売却されること又は当社株式が発行されることにより、当社の議決権総数に占めるペインキャピタルグループが保有する当社の議決権総数の割合が25.5%未満となったことをもって行使可能となる。

- ② ①の定めにかかわらず、a. ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、ベインキャピタルグループが保有する当社の議決権総数の割合が25.5%未満となった場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。）又はb. ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、当社の議決権の過半数がベインキャピタルグループ以外の第三者により保有されるとともに、ベインキャピタルグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合であって当社の取締役会決議により権利行使について承認された場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。以下a. と総称して「支配権の異動」という。）、全ての新株予約権が当該事由の発生の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該事由の発生をもって、それまでに行使されなかった新株予約権は、新株予約権者の別段の意思表示を要することなく当然に当社に対して無償で譲渡される。なお、当社又は当社の指定する者は、新株予約権の行使により新株予約権者が取得した当社株式を、当社が誠実に決定した公正な価額を対価として取得することができる。
- (5) 新株予約権者と当社又はその関係会社との間の雇用又は委任その他業務委託の関係（以下「雇用関係」という。）が終了した場合（新株予約権者の死亡による雇用関係の終了を含む。）、当社又は当社の指定する者は、当社の取締役会の決議に従い、当該終了時点で行使されていない本新株予約権（当該終了時点において権利確定済みの本新株予約権及び権利未確定の本新株予約権の両方を含む。）を無償で取得することができる。
- (6) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは新株予約権要項の規定に違反した場合、又は新株予約権者が秘密保持、勧誘の禁止、競合の禁止、誹謗の禁止、議決権の行使若しくは知的財産権の譲渡に関する当社又はその関係会社との契約に違反した場合、当該違反以降、新株予約権者は、本新株予約権の行使ができなくなるものとし、当社又は当社の指定する者はいつでも本新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約に定める。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 以下の(1)から(6)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）（但し、(3)の株式交付については、当該株式交付親会社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされたとき））は、当社が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案又は株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画承認の議案
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案
- (5) 当社普通株式についての株式の併合の議案
- (6) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
5. 組織再編
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式交付（株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付を行う場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（株式交付の場合には株式交付親会社）（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式交付計画又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び2に準じて決定する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額と同様とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件及び取得条項
上記 3 及び 4 の定めに準じて決定する。
6. 2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、[]内に反映されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年8月26日 (注) 1	1	1	0	0	0	0
2021年11月12日 (注) 2	49	50	—	0	—	0
2021年12月14日 (注) 3	300,000	300,050	150	150	150	150
2021年12月17日 (注) 4	12,999,628	13,299,678	6,499	6,649	6,499	6,649
2021年12月20日 (注) 5	12,778,122	26,077,800	6,389	13,038	6,389	13,038
2021年12月31日 (注) 6	—	26,077,800	△12,938	100	—	13,038
2021年12月31日 (注) 7	—	26,077,800	—	100	△13,013	25
2025年10月11日 (注) 8	26,077,800	52,155,600	—	100	—	25

(注) 1. 当社が新規設立されたことによるものであります。

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 BCPE Say Cayman, L.P.

2. 株式分割 (1 : 50) によるものであります。

3. 有償株主割当

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先及び割当比率 BCPE Say Cayman, L.P. 78.43%

BCPE Say Cayman2, L.P. 21.57%

4. 有償株主割当

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先及び割当比率 BCPE Say Cayman, L.P. 78.43%

BCPE Say Cayman2, L.P. 21.57%

5. 有償株主割当

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先及び割当比率 BVアセット株式会社 91.84%

大谷 彰宏 8.16%

6. 資本金の減少は無償減資 (減資割合99.2%) によるものであり、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えております (減資割合99.2%)。

7. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります (減資割合99.8%)。

8. 株式分割 (1 : 2) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	1	2	－	1	4	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	234,700	265,993	－	20,862	521,555	100
所有株式数 の割合 （％）	－	－	－	45.0	51.0	－	4.0	100.0	－

（注） 1. 2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、発行済株式総数は26,077,800株から26,077,800株増加して52,155,600株となりました。

2. 2025年10月9日付の臨時株主総会決議に基づき、2025年10月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 52,155,500	521,555	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	52,155,600	—	—
総株主の議決権	—	521,555	—

（注） 1. 2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、発行済株式総数は26,077,800株から26,077,800株増加して52,155,600株となりました。

2. 2025年10月9日付の臨時株主総会決議に基づき、2025年10月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、資本効率の向上のため、事業運営と財務体質の強化のために必要な内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。内部留保資金については、中長期的な成長のための事業基盤の強化等に有効活用してまいります。

今後の剰余金の配当については、中間及び期末の年2回の剰余金の配当を行う方針であり、配当性向は50%以上を目標としております。剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、当社は、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議によって総額60億円（1株あたり230円08銭）の配当を実施しております。当社が上場に向けて配当の検討を進めている中で、株主であるベインキャピタルグループより、2024年12月期を直前事業年度とした上場に向けた投資採算性の確保の観点から70億円の配当実施を検討いただきたいとの提案がありました。当社としては、配当実施後も経営計画に必要な運転資金及び投資資金を確保でき、上場後の継続的な配当に支障がないことを検証しております。また、配当を実施することで、資本効率の向上に繋がり、2025年12月期第3四半期時点では親会社所有者帰属持分比率が37.3%となっていることから財務安定性も担保できていることを確認しております。不測の事態を考慮に入れた場合の手許資金の充分性、上場後の環境変化による経営戦略の変更可能性を踏まえた投資資金の確保について議論した結果、取締役会で60億円の配当を実施いたしました。

また、2025年10月11日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、信頼と安心をお届けする家賃債務保証の会社として成長してまいりました。社会情勢として少子高齢化や在留外国人の増加が進むなか、賃貸契約のインフラとして家賃債務保証サービスの社会的意義はますます高まると考えられます。

このような経営環境のなか、当社は次の成長段階に進むために、組織体制の強化と新サービス拡充に取り組んでおり、今まで築き上げてきた経営基盤を強化させることで、更なる成長と安定的な業務運営を目指していきます。

また、全ての役員、従業員がコンプライアンスを遵守することが重大な社会的責務であると考えており、これを経営上の最重要事項と位置づけ、法令・社内規程・ルールだけでなく社会規範に至るまで全てのルールを遵守することで、賃貸住宅をご利用される皆様が、幅広く、安心してご利用できるよう全社を挙げて健全で信頼できる賃貸住宅市場の成長に貢献し、全ての関係者から信頼される企業を目指しております。

そのため、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの実現を企業活動の中核と位置づけ、より実効性の高い充実したガバナンス態勢を構築し、これを運用していくことに取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治体制の概要

旧NSグループ株式会社は、創業より監査役設置会社として企業活動を行ってまいりましたが、社外取締役による業務執行の監査機能を充実させ、モニタリング機能を強化することで、ガバナンスの強化及び企業価値向上が図れると判断し、監査等委員会設置会社への機関設計の変更を行いました。2023年12月22日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が決議されたことにより、同日をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。また、当社による旧NSグループ株式会社の吸収合併及びNSグループ株式会社への商号変更が行われた2025年10月10日付で、当社（現NSグループ株式会社）は監査等委員会設置会社に移行しております。

(取締役会)

取締役会は、代表取締役社長の太塚孝之を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち2名は社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、経営方針や重要な業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、全員が社外取締役である監査等委員が取締役の職務執行の監査・監督を行っております。

取締役会における具体的な検討内容は、経営戦略及び事業計画・方針に関する事項や資金調達に関する事項、組織変更や規程改訂に関する事項などであります。

当事業年度において、当社は取締役会を12回開催しております。各取締役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
太塚 孝之	代表取締役社長	4回（2024年9月就任）	4回
鳳山 一洋	専務取締役	12回	12回
清水 信	取締役相談役	12回	12回
竹井 友二	取締役	12回	12回
西 直史	社外取締役	12回	12回
松澤 元雄	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
吉川 友貞	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
松尾 信吉	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
稲田 博樹	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
安藤 公二	取締役	11回（2024年11月退任）	11回

（注）当社は2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併しており、上記は旧NSグループ株式会社における開催状況を記載しております。

このほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回行っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、常勤監査等委員である松澤元雄を委員長とし、監査等委員4名（全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員は、監査方針及び監査計画に基づき、組織的に監査業務を行っており、経営会議等の重要な社内会議に出席し、適宜意見を述べております。また、監査等委員会においては、各監査等委員から監査に関する重要事項の報告を受け、情報の共有化を図っております。監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、4名の監査等委員全員を社外取締役としております。

(経営会議)

経営会議は、代表取締役社長である大塚孝之を議長とし、取締役（社外取締役を除く。）3名と執行役員、各ブロック長及び部長で構成され、原則として毎月開催しております。経営会議では、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議し、また、事業上のリスク分析及びリスク発生予防のための措置を検討しております。同会議は、社長及び取締役会を補佐するとともに、社長と部門長の意思の疎通と指示の浸透を図っております。

(指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、常勤監査等委員である松澤元雄を委員長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である社外取締役2名の計5名（うち4名は社外取締役）で構成されており、監査等委員を除く取締役・執行役員の選解任及び報酬の透明性・客観性を確保するために、任意の諮問機関として原則年3回開催しております。同委員会において、取締役候補の指名及び執行役員の選解任を行うにあたっての方針及び手続、取締役及び執行役員の報酬を決定するにあたっての方針及び手続や個人別の報酬等の決定に関する方針を審議し、取締役会に答申しております。

2025年12月期において、当社は指名・報酬委員会を6回開催しております。各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
松澤 元雄	社外取締役	6回	6回
大塚 孝之	代表取締役社長	6回	6回
茂野 祥子	社外取締役	4回	4回
吉川 友貞	社外取締役	6回	6回
松尾 信吉	社外取締役	6回	6回

(注) 1. 当社は2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併しており、上記は旧NSグループ株式会社における開催状況を記載しております。また、旧NSグループ株式会社の指名・報酬委員会は2025年1月28日開催の取締役会決議に基づいて設置されたため、本書提出日現在時点の2025年12月期における開催状況を記載しております。

2. 茂野祥子氏については、2025年3月31日の就任後に開催されたもののみを対象としています。

取締役会、監査等委員会、経営会議及び指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです（◎は議長・委員長、○は構成員を示しております）。

氏名	役職名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名・報酬委員会
大塚 孝之	代表取締役社長	◎		◎	○
鳳山 一洋	専務取締役	○		○	
清水 信	取締役相談役	○		○	
竹井 友二	取締役	○			
西 直史	社外取締役	○			
茂野 祥子	社外取締役	○			○
松澤 元雄	社外取締役	○	◎		◎
吉川 友貞	社外取締役	○	○		○
松尾 信吉	社外取締役	○	○		○
稲田 博樹	社外取締役	○	○		
吉田 智宏	執行役員			○	
政野 秀一郎	執行役員			○	

The organizational chart illustrates the internal control system of the company, structured as follows:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting)** is at the top, with arrows indicating "選任・解任" (Appointment/Dismissal) for the **会計監査人** (Auditor), **取締役会** (Board of Directors), and **指名・報酬委員会** (Nomination and Remuneration Committee).
- The **取締役会 (Board of Directors)** is a central body, with a dashed box around it. It includes:
 - 取締役 (Director)** (excluding those who are also members of the Audit and Supervisory Committee).
 - 代表取締役 (Representative Director)**, who has a "付議・報告" (Deliberation/Reporting) relationship with the Board of Directors.
- The **監査等委員会 (Audit and Supervisory Committee)** is a key body, with a dashed box around it. It includes:
 - 監査等委員である取締役 (Director who is a member of the Audit and Supervisory Committee)**.
 - 監査室 (Audit Room)**, which reports to the committee and has a "連携" (Cooperation) relationship with the Auditor.
- The **経営会議 (Management Meeting)** reports to the Representative Director and has a "報告" (Reporting) relationship with the Board of Directors.
- The **各部門及び子会社 (Various Departments and Subsidiaries)** are at the bottom, receiving "指示" (Instructions) from the Representative Director and the Audit Room, and providing "報告" (Reports) to the Representative Director and the Management Meeting.
- The **会計監査人 (Auditor)** has a "連携" (Cooperation) relationship with the Audit and Supervisory Committee and the Audit Room, and provides "監査報告" (Audit Report) to the committee.
- The **顧問弁護士 (Consulting Lawyer)** provides "指導・助言" (Guidance/Advice) to the Audit Room.
- The **指名・報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee)** has a "諮問" (Consultation) relationship with the Board of Directors and provides "答申" (Response) to the Representative Director.

監査等委員4名（全員が独立社外取締役）が取締役会に参加し、取締役会の監督を行うほか、監査等委員会
が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならず、ガバナンスのあり方とその
運用状況、日常的活動を含む取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行に対して、社外の目による
経営の監査・監督機能を強化する体制を敷いております。公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的
に高めるとともに、企業の社会的責任を果たし、当社の全てのステークホルダーから信頼を得ることができ
る考え、本体制を採用しております。

a. 内部統制システムの整備状況

(a) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ロ. 当社グループは、内部通報制度を設置し、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。

当社グループは、取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、当社の「文書管理規程」等によって適切に保存及び管理を行う。

当社は、危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、当社グループのリスク管理について定める「リスクマネジメント規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するように努める。

イ。当社は、定時取締役会を毎月 1 回程度開催し、経営方針に関わる重要事項については、事前に経営会議にて十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとする。

- ロ、当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の諸規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程に準じた規程の整備を行わせるものとする。
- ハ、事業の運営については連結ベースの中期経営計画や年度事業計画等を策定し、達成すべき目標を設定するとともに、進捗管理を行うものとする。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社に対し、「関係会社管理規程」に基づき、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について、定期的に報告することを義務付ける。

(f) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議し、使用人の設置を行うものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

ロ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、当該使用人の人事考課、異動については、監査等委員会と事前協議の上、実施する。

(g) 当社グループの役職員（監査等委員である取締役を除く。）が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ、当社グループの役職員（当社の監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実又は法令違反、定款違反若しくは不正行為の事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社監査等委員会に報告するものとする。当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行うものとする。

ロ、当社グループは、当社グループの役職員が当社監査等委員会へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いを行ってはならず、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(h) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、当社に対して、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとする。

(i) その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席する他、必要と認める当社内の重要な会議に出席することができるものとする。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスクマネジメント規程」を定めており、リスクマネジメント体制の最高責任者を代表取締役社長としております。また、経営会議において、リスクマネジメントに関する事項の審議を行っており、必要に応じて重要事項につき取締役会及び代表取締役社長に報告又は付議する運用としております。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要するものとし、当該決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の任期

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時、監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会・取締役会決議に関する事項

（取締役会で決議できる株主総会決議事項）

a. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元等を実施することを目的とするものであります。

b. 取締役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び会計監査人が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議により、会社法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）及び会計監査人の賠償責任について、当該取締役又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

（株主総会の特別決議要件）

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である茂野祥子氏、松澤元雄氏、吉川友貞氏、松尾信吉氏及び稲田博樹氏との間で、当社定款第30条の定めに基づき、会社法第423条第１項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める金額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

⑨ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	大塚 孝之	1964年1月7日生	1987年4月 ㈱リクルート入社 1992年7月 シーアイエス㈱(現 ソニーグローバルソリュー ションズ㈱)入社 1997年1月 同社 営業部長 1998年7月 同社 経営企画部長 1999年10月 同社 執行役員 兼 ラーニングカンパニー長 2004年7月 GEコンシューマー・ファイナンス㈱(現 新生 フィナンシャル㈱)入社 マスターブラックベ ルト (MBB) 2006年10月 同社 新規事業部長 2008年7月 GEヘルスケア・ジャパン㈱ ヘルスケアIT事業 部長 2013年6月 日本GE㈱(現 GEジャパン㈱) 執行役員 兼 マーケティング本部長 2017年4月 パナソニックヘルスケア㈱(現 PHC㈱)入社 2017年4月 同社 執行役員 兼 メディコム事業部副事業 部長 2017年4月 パナソニックヘルスケアメディコムネットワー クス㈱(現 ウィーメックス㈱) 取締役 2017年7月 パナソニックヘルスケア㈱ 取締役 兼 メデ ィコム事業部長 2017年7月 新興サービス㈱(現 SHINKO㈱) 取締役 2018年4月 PHCメディコムネットワークス㈱(現 ウィー メックス㈱) 取締役 2018年4月 PHC㈱ 取締役 兼 執行役員 兼 メディコ ム事業部長 2020年4月 PHCホールディングス㈱ 執行役員 兼 ヘル スケアソリューション共同ドメイン長 2021年4月 PHCメディコム㈱(現 ウィーメックス㈱) 取締役 2022年7月 ㈱LSIメディエンス 取締役 2023年4月 ウィーメックス㈱ 代表取締役社長 2023年10月 ウィーメックスヘルスケアシステムズ㈱ 取締 役 2024年9月 NSグループ㈱(旧NSグループ㈱) 取締役 2024年11月 日本セーフティー㈱ 取締役 2024年12月 NSグループ㈱(旧NSグループ㈱) 代表取締役 社長 2024年12月 日本セーフティー㈱ 代表取締役社長(現任) 2025年1月 NSグループ㈱(旧NSグループ㈱) 代表取締役 社長 指名・報酬委員 2025年10月 当社 代表取締役社長 指名・報酬委員(現 任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務取締役	鳳山 一洋	1973年2月3日生	1991年4月 (株)JSS入社 1994年8月 (株)セゾン入社 1995年10月 (株)大信入社 1999年5月 三鷹産業(株)入社 1999年9月 日本セーフティー(株) (旧日本セーフティー(株)) 入社 2000年3月 同社取締役 2005年1月 同社 神戸支店長 2007年1月 同社 常務取締役 2016年2月 同社 専務取締役 2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 取締役 2021年12月 (株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 専 務取締役 (現任) 2021年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 専務取締役 2025年10月 当社 専務取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役相談役	清水 信	1967年9月5日生	1988年4月 信用組合大阪興銀入組 1990年8月 (株)みのり入社 1999年11月 (有)協信 取締役 2008年11月 (株)アドミ 代表取締役 2009年9月 日本セーフティー(株) (旧日本セーフティー(株)) 取締役 2010年2月 同社 代表取締役 2018年3月 (株)坂本コーポレーション (現 (株)ランディア) 代表取締役 2020年8月 (株)BiVaホールディングス 取締役 2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 取締役 2021年12月 (株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 代 表取締役 2021年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 代表取締役 2022年9月 (株)グランドマリン 代表取締役 2023年3月 日本セーフティー(株) 取締役 (現任) 2023年3月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役 2023年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役相談 役 2025年10月 当社 取締役相談役 (現任)	(注) 3	—
取締役	竹井 友二	1964年6月30日生	1988年4月 (株)日本長期信用銀行 (現 (株)SBI新生銀行) 入 行 1998年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2002年10月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 2006年9月 同社 シニアパートナー 2012年4月 A. T. カーニー(株) パートナー 2016年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューション ズ(株) 取締役COO 兼 投資部門長 2017年4月 日本板硝子(株) 取締役 2020年4月 ベインキャピタル・プライベート・エクイテ イ・ジャパン・LLC (現 ベインキャピタル・ ジャパン・LLC) マネージングディレクター 2021年5月 (株)キリン堂ホールディングス 社外取締役 (現 任) 2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 社外取締役 2021年12月 (株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 取 締役 (現任) 2022年8月 (株)トライステージ 社外取締役 2023年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイテ イ・ジャパン・LLC (現 ベインキャピタル・ ジャパン・LLC) パートナー (現任) 2023年5月 (株)ストリートホールディングス 社外取締役 2023年12月 当社 (株)BCJ-53) 代表取締役 2023年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 取締役 2024年5月 (株)T&K TOKA社外取締役 (現任) 2025年10月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西 直史	1979年12月18日生	2004年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2007年5月 ベインキャピタル・アジア・LLC (現 ベイン キャピタル・ジャパン・LLC) 入社 2014年7月 (株)マクロミル 執行役 2017年9月 同社 取締役 監査委員 2018年3月 (株)アサツーディ・ケイ (現 (株)ADKマーケティ ング・ソリューションズ) 社外取締役 監査 等委員 2019年1月 (株)ADKホールディングス 社外取締役 監査等委 員 2019年8月 (株)Works Human Intelligence 取締役 (現任) 2019年9月 チーターデジタル(株) (現 エンバーポイント (株)) 社外取締役 2019年9月 (株)マクロミル 指名委員 2020年9月 同社 報酬委員 2020年11月 ヘイ(株) (現 STORES(株)) 社外取締役 (現任) 2020年12月 BEENOS(株) 社外取締役 2020年12月 エンバーポイントホールディングス(株) 社外取 締役 2021年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイテ イ・ジャパン・LLC (現 ベインキャピタル・ ジャパン・LLC) マネージングディレクター (株)WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 2021年3月 エンバーポイントホールディングス(株) 監査等 委員 2021年6月 (株)with (現 (株)エニトグループ) 社外取締役 (現任) 2021年7月 (株)イグニス 社外取締役 2021年12月 当社 (株)BCJ-53) 取締役 2021年12月 (株)BVアセット (現 日本セーフティ(株)) 社 外取締役 (現任) 2021年12月 NSグループ(株) (IENSグループ(株)) 社外取締役 (株)Linc 'well 社外取締役 2022年2月 (株)with (現 (株)エニトグループ) 監査等委員 2022年8月 (株)トライステージ 取締役 指名委員 報酬委員 監査委員 2022年11月 (株)マッシュホールディングス 取締役 (現任) 2022年11月 (株)ネットマーケティング (現 (株)All Ads) 取締役 監査等委員 2022年12月 (株)ダブリュー(現 (株)with) 取締役 2023年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイテ イ・ジャパン・LLC (現 ベインキャピタル・ ジャパン・LLC) パートナー (現任) 2023年1月 (株)Omiai 取締役 2023年4月 (株)IDAJ 社外取締役 (現任) 2023年5月 (株)ストリートホールディングス 社外取締役 指名委員 報酬委員 2023年7月 インパクトホールディングス(株) (現 インパ クトフィールド(株)) 社外取締役 2023年7月 (株)WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 (現 任) 2024年1月 インパクトホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2024年1月 (株)システム情報 (現 (株)SI&C) 社外取締役 監査等委員 2024年3月 (株)システム情報 (現 (株)SI&C) 取締役 2024年6月 (株)アウトソーシング (現 (株)BREXA Next) 社 外取締役、監査等委員 2024年7月 (株)スノーピーク 取締役 (現任) 2024年12月 (株)レッドバロン 取締役 (現任) 2025年1月 トランコム(株) 取締役 (現任) 2025年3月 (株)ティーガイア 取締役 (現任) 2025年3月 (株)クオカード 取締役 (現任) 2025年6月 日本オート商事(株) 取締役 (現任) 2025年7月 (株)BREXA Holdings 社外取締役 監査等委員 (現任) 2025年9月 (株)ヨークホールディングス 取締役 (現任) 2025年10月 当社 社外取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	茂野 祥子 (注) 5	1976年9月27日生	2002年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2002年10月 弁護士登録 2014年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー (現任) 2023年6月 中部飼料㈱ 社外監査役 (現任) 2025年3月 NSグループ㈱ (旧NSグループ㈱) 社外取締役 指名・報酬委員 2025年10月 当社 社外取締役 指名・報酬委員 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	松澤 元雄	1955年1月1日生	1978年4月 ㈱第一勧業銀行入行 2001年4月 ㈱みずほホールディングス (現 ㈱みずほフィナンシャルグループ) 転籍 2003年6月 フェラガモ・ジャパン㈱入社 2007年3月 同社 取締役経理財務本部長 (CFO) 2012年2月 大幸薬品㈱入社 2012年6月 同社 監査役 2017年2月 モリト㈱ 社外取締役 (現任) 2018年6月 大幸薬品㈱ 取締役 監査等委員 2019年10月 ㈱CureApp 監査役 2023年12月 NSグループ㈱ (旧NSグループ㈱) 社外取締役 監査等委員会委員長 2025年1月 NSグループ㈱ (旧NSグループ㈱) 社外取締役 監査等委員会委員長 指名・報酬委員 2025年10月 当社 社外取締役 監査等委員会委員長 指名・報酬委員 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	吉川 友貞	1966年11月2日生	1989年4月 東急不動産(株)入社 1993年4月 キャピタル産業(株)入社 1996年7月 日本パラメトリック・テクノロジー(株) (現 PTCジャパン(株)) 入社 2000年5月 (株)サイバード入社 2001年2月 同社 執行役員 2001年6月 同社 取締役 2004年6月 同社 取締役副社長 2005年4月 同社取締役 兼 執行役員副社長 2006年9月 (株)JIMOS 取締役 2006年10月 (株)サイバードホールディングス(現 (株)サイバード) 上席執行役員 2006年10月 (株)サイバード・インベストメント・パートナーズ 取締役 2006年10月 (株)サイバード 取締役 2007年6月 大幸薬品(株) 取締役 2009年6月 同社 常務取締役 2010年7月 京都大学大学院医学研究科非常勤講師 (現任) 2013年6月 大幸薬品(株) 専務取締役 2017年4月 京都大学大学院医学研究科産学連携フェロー (現任) 2018年3月 K1ab(株) 社外取締役 監査等委員 (現任) 2018年3月 テラ(株) 社外取締役 2018年10月 (株)エスユーエス 執行役員 2018年12月 同社 取締役 2019年8月 (株)ビジュアライズ 監査役 2019年9月 (株)クロスリアリティ 取締役 (現任) 2019年9月 (株)パラダイムシフト 社外取締役 2019年12月 (株)エスユーエス 取締役副社長 (現任) 2020年6月 (株)Meis Technology社外取締役 2021年8月 プライムロード(株) 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 当社 ((株)BCJ-53) 社外取締役 2021年12月 (株)BVアセット (現 日本セーフティー(株)) 社外取締役 2021年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 社外取締役 2023年4月 (株)AMP. KYOTO 取締役 (現任) 2023年9月 (株)デー・オー・ダブリュー社外取締役 監査等委員 (現任) 2023年12月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 社外取締役 監査等委員 2025年1月 NSグループ(株) (旧NSグループ(株)) 社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員 2025年10月 当社 社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	松尾 信吉	1969年1月9日生	1991年4月 三菱電機㈱入社 1993年4月 横浜市入庁 1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年4月 公認会計士登録 2010年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） パートナー 2018年7月 ネクストリープ㈱ 代表取締役（現任） 2018年10月 ㈱アンビスホールディングス 社外監査役 2019年6月 生化学工業㈱ 社外監査役（現任） 2019年8月 宝印刷㈱（現 ㈱TAKARA & COMPANY） 社外監査役（現任） 2023年12月 NSグループ㈱（旧NSグループ㈱） 社外取締役監査等委員 2024年6月 ㈱フージャースホールディングス 社外取締役監査等委員（現任） 2025年1月 NSグループ㈱（旧NSグループ㈱） 社外取締役監査等委員 指名・報酬委員 2025年10月 当社 社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	稲田 博樹	1978年2月12日生	2003年4月 ㈱電通イーマーケティングワン（現 ㈱電通デジタル）入社 2006年4月 ボストンコンサルティンググループ入社 2015年3月 ベインキャピタル・アジア・LLC（現 ベインキャピタル・ジャパン・LLC）入社 2015年7月 ㈱マクロミル 執行役 2017年10月 日本風力開発㈱ 取締役 2018年9月 ㈱アサツーディ・ケイ（現 ㈱ADKマーケティング・ソリューションズ） 取締役 兼 執行役員 兼 社長補佐 兼 グループCTO 2019年1月 ㈱ADKホールディングス 取締役 兼 執行役員（現 グループ執行役員） 兼 社長補佐 兼 グループCTO（Chief Transformation Officer）（現 CTO） 2021年5月 ㈱キリン堂ホールディングス 取締役（現任） 2023年7月 インパクトホールディングス㈱（現 インパクトフィールド㈱） 取締役（現任） 2023年12月 NSグループ㈱（旧NSグループ㈱） 社外取締役監査等委員 2025年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC（現 ベインキャピタル・ジャパン・LLC） パートナー（現任） 2025年7月 田辺三菱製薬㈱ 取締役（現任） 2025年10月 当社 社外取締役 監査等委員（現任）	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役西直史氏、茂野祥子氏、松澤元雄氏、吉川友貞氏、松尾信吉氏、稲田博樹氏は、社外取締役であります。
2. 2025年10月9日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2025年10月9日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2025年10月9日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役茂野祥子氏は、婚姻により橋本姓となりましたが、旧姓の茂野で取締役の職務を執行しております。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、財務経理部長 吉田智宏氏、技術開発本部長 政野秀一郎氏の2名です。

② 社外役員の状況（本書提出日現在）

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役6名（うち監査等委員である取締役4名）を選任し、独立的な立場から実効的な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、経営監督機能の強化に努めております。

社外取締役の西直史氏は、上場会社を含む複数の企業での社外取締役等としての経験があり、優れた経営視点を有するとともに、社内取締役に対する監督機能を担っており、その経験と見識を当社の経営に生かしております。同氏は、当社株式の51.0%を保有する大株主であるBCPE Say Cayman, L.P. 及びBCPE Say Cayman2, L.P. へ投資助言を行うペインキャピタルグループから派遣されていることを除き、当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の茂野祥子氏は、弁護士の資格を持ち企業法務の実務経験が豊富であり、法務に関して相当の知見を有するため、社内取締役の職務遂行の適法性及び妥当性の監督に貢献しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の松澤元雄氏、吉川友貞氏、松尾信吉氏、稲田博樹氏は、上場会社を含む複数の企業での監査役・監査等委員等としての経験があり、優れた監査・監督能力を有しており、その経験と見識を当社の経営に生かしております。また、松澤元雄氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、松尾信吉氏は、公認会計士であり、両氏とも財務・会計に関する十分な知見を有しております。稲田氏が、当社株式の51.0%を保有する大株主であるBCPE Say Cayman, L.P. 及びBCPE Say Cayman2, L.P. へ投資助言を行うペインキャピタルグループから派遣されていることを除き、各社外取締役（監査等委員）と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関して、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営からの独立性を確保していると認識しております。

③ 社外取締役又は社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査の状況等の報告を受け、独立的な立場から質問や意見を述べることで経営の監督を行います。

社外取締役（監査等委員）は、会計監査人から年度の監査計画、監査方針、監査内容、会計監査の方法、結果について報告や説明を受け、情報交換を行い、連携を図っております。また、監査室とは、年度の監査計画、監査方針、監査内容、内部監査の方法及び結果について報告や説明を受け、相互に連携を図り、情報収集と意見交換を行います。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名（常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名）で構成され、全員が社外取締役であります。監査等委員会は、重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、監査室や会計監査人と連携し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより、監査の実効性を確保しております。

常勤監査等委員である松澤元雄氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、また、過去に他社で取締役経理財務本部長（CFO）を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員である松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を12回開催しております。各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
松澤 元雄	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
吉川 友貞	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
松尾 信吉	社外取締役（監査等委員）	12回	12回
稲田 博樹	社外取締役（監査等委員）	12回	12回

(内部監査との連携)

監査室の監査計画を聴取し、監査結果の報告を受けるなど監査情報の共有により、監査の効率性、実効性を高めます。また、内部監査には必要に応じて立ち会うものとしております。

なお、内部管理体制全般については、監査室の監査に依拠し、その業務監査の内容、監査の結果についてレビューの上、検証・監査を行い、代表取締役への内部監査報告は、内容を閲覧・聴取し、情報の共有・意見交換を行っております。

(会計監査人との連携)

会計監査人の監査計画を聴取し、監査結果についての報告及び説明を受ける他、必要に応じ情報交換を行っております。また、可能な限り会計監査には立ち会うものとしております。なお、会計監査人から指摘又は助言等を受ける事項があった場合には、関係部門からこれに対する見解及び対処方針を聴取いたします。

(監査等委員会の具体的な検討内容)

当社の監査等委員会は、監査計画に基づき、以下の活動により取締役及び使用人による職務執行の監査を実施することとしております。

- ・今年度の予算・業務目標及び重点推進課題等の執行状況の監査
- ・内部統制システム・リスク管理体制の構築・運用状況の監査
- ・決裁書類、予算計画書、会計諸帳票等の書類の閲覧
- ・往査（現地調査）による監査
- ・会計監査人との連携
- ・監査室との連携
- ・会社法に定める内部統制システムの整備状況・運用状況の確認
- ・各部門における情報管理体制の運用状況の確認
- ・賃借人に対する督促行為におけるコンプライアンスの遵守状況の確認
- ・各部門における労務コンプライアンスの遵守状況の確認

(常勤監査等委員の主な活動概要)

常勤監査等委員は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席する他、取締役面談、各部門への往査、子会社の監査等を通して、業務監査を中心に日常的かつ継続的に職務を行うとともに、重要な情報は他の非常勤監査等委員に報告して共有化を図り、意見交換を行うこととしております。

② 内部監査の状況

当社は、独立した内部監査部門である監査室（2025年9月30日時点人員2名）を設置し、業務の問題抽出及び改善を主な業務として、各部門の業務監査・会計監査を実施しております。内部監査の手續にあたっては内部監査計画書を作成し、当該計画に基づき各部門を対象とした内部監査を実施し、より内部監査の実効性を高めるために、適宜監査等委員や、会計監査人との間で情報交換を行っております。監査終了後は遅滞なくその結果を取りまとめ、必要な意見を付して監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告しております。

各部門の業務遂行状況、コンプライアンスやリスクに関する対応状況等について、監査室が取締役会に直接報告を行う仕組みは設けておりませんが、諸法令や社内規程等の遵守状況や有効性を検証し、その状況を取締役会や監査等委員会に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人との連携を強化し、内部監査体制の充実及び効果的かつ効率的な監査の実現を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

酒井 隆一

谷吉 英樹

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士17名、その他45名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が公表している実務指針等を参考に、監査法人概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由への該当性、独立性、監査計画、監査チームの編成、監査報酬見積額等の要素を個別に吟味した上で総合的に判断しております。PwC Japan有限責任監査法人については、選定方針に適応した効率的で適切な監査を実施していること等を総合的に勘案し、会計監査人となることが適切であると判断しました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の適格性、専門性、当社からの独立性、業務内容に対応して効率的な監査業務が実施できる相応の規模を有していること、監査実施体制の整備状況、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに報酬水準の合理性及び妥当性等を確認し、監査実績等を踏まえた上で、監査法人を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	79	—	76	—
連結子会社	—	—	—	—
計	79	—	76	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（PwC）に属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、過去の監査実績や想定監査時間・監査方針を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定することを基本としております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬について、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人における監査実績の分析・評価、監査計画の内容及び職務遂行状況、報酬見積の相当性等を聴取し、検討した結果、適切であると判断したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社（現NSグループ株式会社）の取締役の報酬等について、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。2025年10月9日付の臨時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額500百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内となっております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

また、代表取締役の報酬として、中長期的な企業価値及び株式価値の向上に対するインセンティブを高め、株主との価値共有を一層推進するため、自社株連動型報酬（ファントム・ストック）を導入しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬については取締役会に一任しており、また、監査等委員である取締役の個別報酬については監査等委員間の協議により決定しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針については、2025年10月24日開催の取締役会において決定しております。概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、当社グループの中長期経営計画の実現並びに企業価値及び株主価値の向上に対するインセンティブとして機能する報酬体系とし、その役位、職責、在籍年数等に応じて支給される固定報酬と、役員毎に設定された目標の達成率に応じて支給される業績連動報酬（自社株連動型報酬（ファントム・ストック）を含む。）で構成しております。また、当社の成長に資する人材の確保・維持のために、客観性及び透明性が担保された手続により、当社グループの役員の役割及び職責に応じた適切な水準を決定するものとしております。

b. 固定報酬の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

基本報酬は、固定報酬とし、その金額は役位、職責、在任年数、その他会社の業績等を総合考慮して決定しております。

c. 業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等は、社外取締役以外の役員に対して支給され、各事業年度において個別に設定された目標の達成率に応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給しております。期中に就任・退任した場合は、各事業年度における任期月数と任期中の目標の達成率に応じて賞与額を算出しております。なお、自社株連動型報酬（ファントム・ストック）は、取締役の報酬について株主総会で決議された総額の範囲内で、代表取締役に対して、毎年一定の時期に確定するファントム・ストック（一定の金額を現金で受け取る条件付の権利）が付与され、これを行行使することにより、当社の株価等、一定の条件に連動して金額が算定されます。

d. 報酬等の種類毎の割合の決定方針

取締役のうち、社外取締役を除く取締役については、報酬等の種類毎の割合は、役位、職責、業績及び目標達成率等を総合的に勘案し、決定します。社外取締役の報酬等は、固定報酬のみで構成されます。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とします。

業績連動報酬等である賞与は、年1回、株主総会后1か月以内に支給します。

自社株連動型報酬（ファントム・ストック）は、支給対象者との合意に基づき、付与の条件が決定されます。

f. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体的な基本報酬の額、業績連動報酬等である賞与、及び自社株連動型報酬（ファントム・ストック）の額については、取締役会の決議により代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、当該委任による決定が適切になされるよう、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容に基づき、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定いたします。

なお、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	146	111	34	—	—	4
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—	—
社外役員	21	21	—	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表、要約中間連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

第5 経理の状況については、NSグループ株式会社（2025年10月10日の商号変更前の商号は株式会社BCJ-53）を親会社とした数値を記載しております。

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。
なお、当社の要約中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の要約四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の要約中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 17	18, 963	12, 186	15, 367
営業債権及びその他の債権	9, 17, 24, 32	6, 921	9, 116	10, 496
その他の金融資産	10, 32	58	61	88
その他の流動資産	11	2, 013	1, 131	1, 363
流動資産合計		27, 954	22, 495	27, 313
非流動資産				
有形固定資産	12, 14, 18	1, 259	1, 299	1, 288
無形資産	13, 14	10, 932	9, 765	8, 710
のれん	13, 14	36, 039	36, 039	36, 039
繰延税金資産	15	—	620	494
その他の金融資産	10, 17, 32	1, 143	353	354
その他の非流動資産	11	2	1	1
非流動資産合計		49, 375	48, 077	46, 886
資産合計		77, 329	70, 572	74, 199

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	16, 32	2, 339	2, 745	3, 127
金融保証契約	24, 32	8, 929	9, 422	10, 245
借入金	17, 30, 32	985	766	866
未払法人所得税	15	5	3, 569	1, 412
リース負債	18, 32	360	357	412
その他の流動負債	21	248	487	557
流動負債合計		12, 865	17, 348	16, 619
非流動負債				
借入金	17, 30, 32	29, 583	26, 724	25, 866
引当金	20	80	80	82
退職給付に係る負債	19	378	431	485
リース負債	18, 32	642	696	551
繰延税金負債	15	4, 014	2, 418	2, 055
非流動負債合計		34, 697	30, 349	29, 039
負債合計		47, 562	47, 697	45, 658
資本				
資本金	22	100	100	100
資本剰余金	22	25, 978	13, 978	13, 978
利益剰余金	22	3, 520	8, 639	14, 314
その他の資本の構成要素	22, 31	169	159	149
親会社の所有者に帰属する持分合計		29, 766	22, 876	28, 541
資本合計		29, 766	22, 876	28, 541
負債及び資本合計		77, 329	70, 572	74, 199

【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	12	15,367	13,722
営業債権及びその他の債権	12	10,496	11,426
その他の金融資産	12	88	78
その他の流動資産		1,363	1,632
流動資産合計		27,313	26,859
非流動資産			
有形固定資産		1,288	1,215
無形資産		8,710	8,186
のれん		36,039	36,039
繰延税金資産		494	510
その他の金融資産	12	354	334
その他の非流動資産		1	1
非流動資産合計		46,886	46,285
資産合計		74,199	73,144

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	12	3,127	3,325
金融保証契約		10,245	11,593
借入金	12	866	964
リース負債		412	388
未払法人所得税		1,412	1,826
その他の流動負債		557	951
流動負債合計		16,619	19,048
非流動負債			
借入金	12	25,866	25,386
リース負債		551	426
退職給付に係る負債		485	512
引当金		82	83
繰延税金負債		2,055	1,965
非流動負債合計		29,039	28,372
負債合計		45,658	47,420
資本			
資本金		100	100
資本剰余金		13,978	7,978
利益剰余金		14,314	17,497
その他の資本の構成要素		149	149
親会社の所有者に帰属する持分合計		28,541	25,724
資本合計		28,541	25,724
負債及び資本合計		74,199	73,144

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益	24	23,902	26,348
営業費用	19, 25	16,246	17,879
その他の収益	26	208	356
その他の費用	26	13	7
営業利益		7,850	8,818
金融収益	27	184	407
金融費用	27	1,259	435
税引前利益		6,775	8,790
法人所得税費用	15	1,669	3,109
当期利益		5,106	5,681
当期利益の帰属			
親会社の所有者		5,106	5,681
非支配持分		—	—
当期利益		5,106	5,681
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	29	97.90	108.92
希薄化後1株当たり当期利益(円)	29	93.25	102.21

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期利益		5,106	5,681
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	28	14	—
確定給付制度の再測定	28	△12	△5
純損益に振り替えられることのない項目	28	1	△5
合計			
税引後その他の包括利益	28	1	△5
当期包括利益		5,108	5,675
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		5,108	5,675
非支配持分		—	—
当期包括利益		5,108	5,675

【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
営業収益	7	12,777	14,419
営業費用	8	8,823	9,526
その他の収益	9	97	270
その他の費用	9	5	5
営業利益		4,046	5,159
金融収益	10	1	6
金融費用	10	206	261
税引前中間利益		3,841	4,903
法人所得税費用		1,454	1,720
中間利益		2,387	3,183
中間利益の帰属			
親会社の所有者		2,387	3,183
非支配持分		—	—
中間利益		2,387	3,183
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	11	45.78	61.03
希薄化後1株当たり中間利益(円)	11	42.96	57.18

【要約中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
中間利益		2,387	3,183
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定		—	—
純損益に振り替えられることのない項目		—	—
合計		—	—
税引後その他の包括利益		—	—
中間包括利益		2,387	3,183
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,387	3,183
非支配持分		—	—
中間包括利益		2,387	3,183

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

親会社の所有者に帰属する持分							
注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	その他の資本の構成要素		
					その他包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付制度の再測定	合計
2023年1月1日残高	100	25,978	3,520	157	12	—	169
当期利益	—	—	5,106	—	—	—	—
その他の包括利益	19	—	—	—	14	△12	1
当期包括利益合計	—	—	5,106	—	14	△12	1
株式報酬取引	—	—	—	2	—	—	2
配当金	23	△12,000	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	13	—	△25	12	△13
所有者との取引額合計	—	△12,000	13	2	△25	12	△11
2023年12月31日残高	100	13,978	8,639	159	—	—	159

注記	親会社の所有者に帰属する持分	
	合計	合計
2023年1月1日残高	29,766	29,766
当期利益	5,106	5,106
その他の包括利益	19	1
当期包括利益合計	5,108	5,108
株式報酬取引	2	2
配当金	23	△12,000
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—
所有者との取引額合計	△11,998	△11,998
2023年12月31日残高	22,876	22,876

親会社の所有者に帰属する持分							
注記	その他の資本の構成要素						合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	その他包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付制度の再測定	
2024年1月1日残高	100	13,978	8,639	159	—	—	159
当期利益	—	—	5,681	—	—	—	—
その他の包括利益	19	—	—	—	—	△5	△5
当期包括利益合計	—	—	5,681	—	—	△5	△5
自己新株予約権の取得	—	—	—	△11	—	—	△11
株式報酬取引	—	—	—	1	—	—	1
配当金	23	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△5	—	—	5	5
所有者との取引額合計	—	—	△5	△10	—	5	△5
2024年12月31日残高	100	13,978	14,314	149	—	—	149

注記	親会社の所有者に帰属する持分	合計
	合計	
2024年1月1日残高	22,876	22,876
当期利益	5,681	5,681
その他の包括利益	19	△5
当期包括利益合計	5,675	5,675
自己新株予約権の取得	△11	△11
株式報酬取引	1	1
配当金	23	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—
所有者との取引額合計	△10	△10
2024年12月31日残高	28,541	28,541

【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
				新株予約権	確定給付制度の再測定	合計
2024年1月1日残高	100	13,978	8,639	159	—	159
中間利益	—	—	2,387	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—	—
中間包括利益合計	—	—	2,387	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	—	—	—	—
2024年6月30日残高	100	13,978	11,026	159	—	159

	親会社の所有者に帰属する持分	合計
	合計	
2024年1月1日残高	22,876	22,876
中間利益	2,387	2,387
その他の包括利益	—	—
中間包括利益合計	2,387	2,387
配当金	—	—
株式報酬取引	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—
所有者との取引額合計	—	—
2024年6月30日残高	25,263	25,263

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
				新株予約権	確定給付制度の再測定	合計
2025年1月1日残高	100	13,978	14,314	149	—	149
中間利益	—	—	3,183	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—	—
中間包括利益合計	—	—	3,183	—	—	—
配当金	—	△6,000	—	—	—	—
株式報酬取引	—	—	—	0	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△6,000	—	0	—	0
2025年6月30日残高	100	7,978	17,497	149	—	149

	親会社の所有者に帰属する持分	合計
	合計	
2025年1月1日残高	28,541	28,541
中間利益	3,183	3,183
その他の包括利益	—	—
中間包括利益合計	3,183	3,183
配当金	△6,000	△6,000
株式報酬取引	0	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—
所有者との取引額合計	△6,000	△6,000
2025年6月30日残高	25,724	25,724

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		6,775	8,790
減価償却費及び償却費		1,689	1,715
金融収益		△184	△407
金融費用		784	430
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△2,128	△1,379
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		401	344
金融保証契約の増減額 (△は減少)		493	822
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		41	46
その他		120	△172
小計		7,992	10,190
利息及び配当金の受取額		3	3
利息の支払額		△761	△417
法人所得税の支払額		△322	△5,520
法人所得税の還付額		993	18
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,905	4,274
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△118	△245
有形固定資産の売却による収入		7	—
無形資産の取得による支出		△125	△182
投資の取得による支出		△41	△19
投資の売却及び償還による収入		975	447
投資活動によるキャッシュ・フロー		698	1
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の借入による収入	30	27,490	—
長期借入金の返済による支出	30	△30,568	△758
リース負債の返済による支出	30	△302	△336
配当金の支払額	23	△12,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△15,379	△1,094
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△6,777	3,180
現金及び現金同等物の期首残高	8	18,963	12,186
現金及び現金同等物の期末残高	8	12,186	15,367

【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	3,841	4,903
減価償却費及び償却費	685	883
金融収益	△75	△6
金融費用	203	256
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△1,057	△931
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	80	163
金融保証契約の増減額（△は減少）	1,280	1,349
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	23	27
その他	231	127
小計	5,212	6,772
利息及び配当金の受取額	13	6
利息の支払額	△201	△257
法人所得税の支払額	△3,582	△1,414
法人所得税の還付額	17	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,458	5,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△29	△38
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形資産の取得による支出	△67	△165
投資の取得による支出	△14	△12
投資の売却及び償還による収入	31	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△79	△214
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△375	△382
リース負債の返済による支出	3	△159
配当金の支払額	—	△6,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△372	△6,541
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,007	△1,644
現金及び現金同等物の期首残高	12,186	15,367
現金及び現金同等物の中間期末残高	13,193	13,722

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

NSグループ株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社は大阪市北区に所在しております。当社の連結財務諸表は、2024年12月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの事業内容は、家賃債務保証事業であります。当社グループの実質的な事業運営主体は、日本セーフティー株式会社であり、同社が入居者の連帯保証人となって家賃等の保証を約束する家賃債務保証事業を展開しております。

グローバル・プライベート・エクイティファームであるベインキャピタルグループが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社BCJ-53（現在の当社）が2021年8月26日に、その100%子会社である株式会社BCJ-54が2021年8月27日に設立され、2021年12月20日に、株式会社BCJ-54が日本セーフティー株式会社（以下、「旧日本セーフティー株式会社」という。）及び株式会社BVアセットの株式を100%取得しました。2022年1月1日に、株式会社BVアセットは旧日本セーフティー株式会社を吸収合併し、同日に日本セーフティー株式会社に商号変更いたしました。

株式会社BCJ-54は2023年10月31日にNSグループ株式会社に商号変更した後、2025年10月10日に株式会社BCJ-53に吸収合併され消滅しました。なお、同日に株式会社BCJ-53はNSグループ株式会社に商号変更しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年11月7日に代表取締役社長大塚孝之及び最高財務責任者吉田智宏によって承認されております。

当社グループは、2024年12月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2023年1月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「38. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2024年12月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「38. 初度適用」に記載しております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針はグループの適用する会計方針と一致しております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

(2) 企業結合

企業結合（共通支配下の取引を除く）は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業若しくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。当社は、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

(3) 金融商品

① 非デリバティブの金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融資産を当初認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりしております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該資本性金融商品からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

d. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産について報告後12か月以内に生じ得る債務不履行から生じる予想信用損失（12か月の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

金融資産について、直近の弁済日より30日超の延滞が発生した場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクの著しい増大があった場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。また、延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難な状態等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。当社グループの金融資産の「債務不履行」の定義は、IFRS第9号「金融商品」の信用減損の定義に一致し、また社内リスク管理目的に使用されるものとも一致しております。

予想信用損失は、多数の同質的な取引先より構成されているため期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとに一括してグルーピングを行い、集合ベースで、予想信用損失率及び債権額をインプットとする見積技法により測定しております。予想信用損失率は、過去の信用損失発生の実績率を基礎とし、その直近における変化、及び将来予想的な情報を勘案して決定しております。具体的には以下のように測定しております。

- ・ 報告日時点で信用減損していない金融資産：キャッシュ不足額全額（すなわち、債務者が支払う契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取る予定のキャッシュ・フローの差額）の現在価値
- ・ 報告日時点で信用減損している金融資産：帳簿価額の総額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値の差額

また、金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

上記のように、予想信用損失の見積りは、債務不履行の予測等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

損失評価引当金の当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される損失評価引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は、一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接償却しております。

② 金融負債

a. 非デリバティブ金融負債（金融保証契約除く）

当社グループで保有する非デリバティブ金融負債は、金融保証契約を除き、全て償却原価で測定する金融負債に分類されます。当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値で当初認識しておりますが、償却原価で測定される非デリバティブ金融負債については、公正価値から当該非デリバティブ金融負債に直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。金融保証契約を除く非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しており、実効金利法による償却については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

b. 金融保証契約

金融保証契約とは、入居者が賃借料を支払わなかった場合には当社が代位弁済し、当社は後日、入居者から代位弁済した賃借料を回収する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、IFRS第9号「金融商品」に従って算出された損失評価引当金の金額と当初認識後から、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されております。また、予想信用損失の見積りにあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を踏まえております。

金融保証契約が付されている取引の内容に関しては、「(13) 収益 ① 家賃債務保証サービス」を参照ください。

c. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。一部の有形固定資産の取得原価については、IFRS第1号の免除規定を適用し、親会社のIFRS移行日現在の公正価値をみなし原価として使用することを選択しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 6－22年
- ・機械装置及び運搬具 6年
- ・工具器具及び備品 3－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(7) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連資産 10年
- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

(借手側)

IFRS第16号「リース」において、リースは「資産（原資産）を使用する権利を、一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義され、下記のステップに基づいて、契約にリースを含むか含まないかを判定することが求められております。

ステップ1：資産は特定されているか。

ステップ2：借手は使用期間にわたって資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

ステップ3：借手は使用期間にわたって資産の使用を指図する権利を有しているか。

リースは、リース開始日において、リース負債及び使用権資産を認識しております。

リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料総額をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率で割り引いた現在価値で当初測定しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として測定しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リースは、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割り引いた正味リース投資未回収額をその他の金融資産に含めて連結財政状態計算書に計上しております。リース料収入は、正味リース投資未回収額及びリースの計算利率に基づいて算定した金額を金融収益に含めて連結損益計算書に計上しております。

なお、オペレーティング・リースに分類しているリースはありません。

(9) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又はいまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(10) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

a. 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値に基づいて算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

b. 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した期間に費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的若しくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(13) 営業収益

当社グループが営む家賃債務保証事業においては、「家賃債務保証サービス」及び「家賃集金代行サービス」等があり、「家賃債務保証サービス」では「滞納時の保証」を顧客に提供しており、「家賃集金代行サービス」では「家賃の支払及び集金代行」を顧客に提供しております。

① 家賃債務保証サービス

「家賃債務保証サービス」は、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約として取り扱っており、IFRS第9号「金融商品」が参照するIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」により収益を認識しております。

顧客が保証による便益を享受するにつれて履行義務が充足される性質のものであることから、契約期間（当初保証期間又は更新期間）にわたって収益を認識しております。

② 家賃集金代行サービス

「家賃集金代行サービス」は、家賃の集金代行を実施した時点において履行義務が充足されると判断しており、家賃の集金代行を実施した時点で収益を認識しております。

これらの顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

対価については、原則として、履行義務の充足前に支払を受けており、取引価格については、顧客から支払を受ける保証料、集金代行手数料として算定しており、重大な金融要素や変動対価は含んでおりません。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則として全ての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、事業計画等に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、将来の収益に影響を及ぼす契約件数及び契約単価になります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、注記「14. 非金融資産の減損」に記載しております。

(2) 償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12ヵ月又は全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、家賃滞納率、立替家賃の回収率、平均家賃等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループ経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があります。

償却原価で測定する金融資産の減損については、注記「3. 重要性がある会計方針」及び「32. 金融商品」に記載しております。

5. 未適用の新基準

2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から強制適用されるため、当社グループでは2027年12月期からの適用を予定しております。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」と置き換わり、IAS第1号は廃止されます。

IFRS第18号においては、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられております。また、IFRS第18号の公表と併せてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂等が行われております。

これらの適用による連結財務諸表への影響については検討中です。

また、他の未適用の基準書等については、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループの事業内容は、家賃債務保証事業及びその関連事業のみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

当社グループが営む家賃債務保証事業においては、「家賃債務保証サービス」及び「家賃集金代行サービス」等があり、「家賃債務保証サービス」では「滞納時の保証」を顧客に提供しており、「家賃集金代行サービス」では「家賃の支払及び集金代行」を顧客に提供しております。

(2) 報告セグメント情報

当社グループは、家賃債務保証事業及びその関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は、「24. 売上収益」をご参照ください。

(4) 地域別に関する情報

本邦以外に外部顧客への営業収益がないため、地域別の営業収益の記載を省略しております。

また、本邦以外に所在している非流動資産がないため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

売上収益が連結営業収益の10%以上となる単一の外部顧客は存在しないため、該当事項はありません。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

共通支配下の企業結合

（会社分割による持株会社体制への移行）

2023年6月1日、当社は完全子会社である日本セーフティー株式会社より関係会社管理事業及び財務管理事業を分割型吸収分割により承継（以下「本吸収分割」という。）しました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

関係会社管理事業及び財務管理事業の一部

② 企業結合日

2023年6月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社、日本セーフティー株式会社を吸収分割会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

NSグループ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループが中長期的な視点でグループ経営を進化させ、企業としての価値の最大化を目指すためには、グループ経営戦略機能と事業推進機能を分離する持株会社体制が最適と判断いたしました。日本セーフティー株式会社の関係会社管理事業及び財務管理事業を当社が承継することにより、日本セーフティー株式会社は家賃債務保証事業及びその関連事業に専念することが可能となり、当社は日本セーフティー株式会社の株式の保有を通じて、グループの中長期の方針の策定とその実現に向け、グループ全体の最適化と企業グループとしての価値最大化を実現する資源の再配分と機能・制度設計を進め、グループの成長戦略を牽引します。

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下における企業結合とは、すべての結合企業及び結合事業が企業結合の前後で同一の当事者により最終的に支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます。当社グループは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
現金及び預金	18,963	12,186	15,367
合計	18,963	12,186	15,367

なお、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売掛金	179	217	243
未収保証料	67	132	179
集金代行未収入金	1,022	1,336	1,437
集金代行立替金	4,409	5,463	6,516
保証履行債権	3,934	5,237	6,141
損失評価引当金	△2,690	△3,269	△4,020
合計	6,921	9,116	10,496

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
償却原価で測定する金融資産			
差入保証金	272	311	288
リース債権	84	99	151
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
保険積立金	697	—	—
匿名組合出資金	5	4	3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品			
株式	143	—	—
合計	1,200	414	442
流動資産	58	61	88
非流動資産	1,143	353	354
合計	1,200	414	442

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

銘柄	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
上新電機(株)	19	—	—
日本航空(株)	54	—	—
ANAホールディングス(株)	70	—	—

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の認識の中止

当社グループは、資産の効率化等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の一部を売却することにより、認識を中止しております。

各連結会計年度における売却時の公正価値及びその他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
164	39	—	—

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合に、その他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失を利益剰余金に振替えております。利益剰余金に振替えたその他の包括利益の累積利得又は損失（税引後）は、前連結会計年度において、25百万円であります。

なお、資本性金融商品から認識された受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
当期中に認識の中止を行なった投資	期末日現在で保有している投資	当期中に認識の中止を行なった投資	期末日現在で保有している投資
1	—	—	—

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
その他の流動資産			
前払手数料	901	1,006	1,193
前払費用	100	115	167
未収還付法人税等	993	1	1
その他	18	9	2
合計	2,013	1,131	1,363
その他の非流動資産			
長期前払費用	2	1	1
合計	2	1	1

12. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	使用権資産	合計
2023年1月1日	135	30	808	1,535	2,508
取得	—	—	152	367	519
売却又は処分	—	△24	△3	△142	△169
2023年12月31日	135	7	957	1,759	2,858
取得	7	—	239	185	431
売却又は処分	—	—	—	△5	△5
2024年12月31日	142	7	1,196	1,940	3,285

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	使用権資産	合計
2023年1月1日	87	24	542	596	1,249
減価償却費	8	1	111	305	425
売却又は処分	—	△18	△2	△95	△116
2023年12月31日	95	6	652	806	1,559
減価償却費	11	1	102	327	441
売却又は処分	—	—	—	△3	△3
2024年12月31日	106	6	754	1,130	1,997

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	使用権資産	合計
2023年1月1日	48	7	265	939	1,259
2023年12月31日	40	1	306	953	1,299
2024年12月31日	37	0	442	809	1,288

(注) 有形固定資産の帳簿価額に含まれる使用権資産については、注記「18. リース」に記載しております。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計
2023年1月1日	36,039	11,735	606	113	1	12,455
取得	—	—	57	40	—	98
ソフトウェア仮勘定からの振替	—	—	37	△37	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	△1	—	△1
2023年12月31日	36,039	11,735	701	115	1	12,552
取得	—	—	33	189	—	222
ソフトウェア仮勘定からの振替	—	—	162	△162	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	△3	—	△3
2024年12月31日	36,039	11,735	896	139	1	12,771

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計
2023年1月1日	—	1,174	349	—	—	1,523
償却費	—	1,174	91	—	—	1,264
2023年12月31日	—	2,347	440	—	—	2,787
償却費	—	1,174	101	—	—	1,274
2024年12月31日	—	3,521	541	—	—	4,061

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれております。

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計
2023年1月1日	36,039	10,562	257	113	1	10,932
2023年12月31日	36,039	9,388	261	115	1	9,765
2024年12月31日	36,039	8,215	355	139	1	8,710

14. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

当社グループは、期末日ごとに非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）の減損の兆候の有無について検討しており、減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

当社グループは、減損損失の算定にあたっておおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度においては、減損損失を認識しておりません。

(2) のれんの減損

当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、資金生成単位の割引前将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値へ割り引くことにより算定しております。なお、当社グループは、全社を1つの資金生成単位として回収可能価額の検討を行っており、のれんの全額が当該資金生成単位に配分されております。

割引前将来キャッシュ・フローは、経営陣が承認した事業計画を基礎として算定しております。事業計画は5年を限度としており、事業計画が対象としている期間を超える期間については、将来の不確実性を考慮し、成長率を0%として継続価値を算定しております。この成長は市場の長期平均成長率を超過していません。なお、事業計画等に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、過去の実績に基づいて算定した、将来の収益に影響を及ぼす契約件数及び契約単価になります。

割引率については、資金生成単位の加重平均資本コストに適切なリスクプレミアムを織り込んだ税引前割引率（移行日10.8%、前連結会計年度11.3%、当連結会計年度11.7%）を使用しております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	2023年 1月1日	純損益を通じて認 識	その他の包括利益 において認識	2023年 12月31日
繰延税金資産				
組合等損失額	54	△15	—	38
未払事業税	—	327	—	327
リース債務	347	17	—	364
退職給付に係る負債	130	13	6	150
未払有給休暇	19	18	—	36
損失評価引当金	90	158	—	249
税務上の繰越欠損金	—	719	—	719
未払費用	2	90	—	93
その他	111	△13	—	99
合計	754	1,314	6	2,075
繰延税金負債				
匿名組合	△53	14	—	△38
アレジメントフィー	△210	36	—	△174
リース債権及び使用権資産	△353	△10	—	△364
顧客関連資産	△3,649	405	—	△3,244
投資有価証券	△13	20	△7	—
未収還付事業税	△92	92	—	—
その他	△398	344	—	△54
合計	△4,767	902	△7	△3,873

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	2024年 1月1日	純損益を通じて認 識	その他の包括利益 において認識	2024年 12月31日
繰延税金資産				
組合等損失額	38	△38	—	—
未払事業税	327	△200	—	127
リース債務	364	△28	—	336
退職給付に係る負債	150	14	3	167
未払有給休暇	36	7	—	43
損失評価引当金	249	126	—	375
税務上の繰越欠損金	719	△108	—	611
未払費用	93	△24	—	68
その他	99	△54	—	45
合計	2,075	△306	3	1,772
繰延税金負債				
匿名組合	△38	38	—	—
アレジメントフィー	△174	32	—	△142
リース債権及び使用権資産	△364	32	—	△332
顧客関連資産	△3,244	405	—	△2,838
その他	△54	33	—	△21
合計	△3,873	541	—	△3,332

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の繰延税金資産のうち、前連結会計年度又は当連結会計年度に損失が生じている納税主体に帰属しているものは、それぞれ831百万円及び634百万円です。これらの繰延税金資産については、将来の課税所得により将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金を使用できる可能性が高い範囲で認識しております。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
将来減算一時差異	0	2	124
税務上の繰越欠損金	1,920	112	267
合計	1,921	114	390

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年目	—	—	—
2年目	—	—	—
3年目	—	—	—
4年目	—	—	—
5年目以降	1,920	112	267
合計	1,920	112	267

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、予想される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮し、回収可能性の評価を行っております。回収可能性の評価の結果、一部の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金については繰延税金資産を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期税金費用	3,885	3,344
繰延税金費用	△2,216	△235
合計	1,669	3,109

従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、繰延税金費用の減額のために使用した額は、前連結会計年度において、614百万円でした。なお、当連結会計年度においては該当ありません。当社グループにおいて、これらを繰延税金費用に含めております。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

(単位：％)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
法定実効税率	33.6	33.6
課税所得計算上減算されない費用	0.3	0.1
税額控除	△0.8	△0.2
未認識の繰延税金資産	△9.0	1.1
連結子会社の適用税率との差異	1.5	1.0
その他	△0.9	△0.1
平均実際負担税率	24.6	35.4

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率は、それぞれ33.6％であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されたことから、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等について法定実効税率が変更されます。なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
家賃預り金	1,691	2,038	2,388
未払金	585	649	658
未払手数料	63	58	81
その他	0	0	0
合計	2,339	2,745	3,127

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

17. 借入金

(1) 借入金の内訳

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	985	766	866
長期借入金	29,583	26,724	25,866
合計	30,568	27,490	26,732
流動負債	985	766	866
非流動負債	29,583	26,724	25,866
合計	30,568	27,490	26,732

(注) 1. 借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

2. 当連結会計年度末、前連結会計年度末及び移行日時点の借入金残高は全て、シニア・ファシリティ契約によるものであります。

(2) 借入金に係るシニア・ファシリティ契約

当社は2021年12月14日付で、株式会社三井住友銀行をエージェントとするシニア・ファシリティ契約を締結しましたが、2023年11月24日に当該契約を解約し、同日に新たなシニア・ファシリティ契約を締結しております。

2023年11月24日付のシニア・ファシリティ契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

株式会社三井住友銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社千葉銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社福井銀行、株式会社三十三銀行、株式会社関西西みらい銀行

② 借入金額

Facility A：8,247百万円 (2024年12月31日時点元本残高：7,489百万円)

Facility B：19,243百万円 (2024年12月31日時点元本残高：19,243百万円)

③ 返済期限

Facility A：2024年5月31日より6か月ごとに返済（最終返済日：1回目の貸付実行日から起算して7年後にあたる日）

Facility B：1回目の貸付実行日から起算して7年後にあたる日に一括返済

④ 金利

Facility A：1か月Tibor+0.75% (2024年12月末時点)

Facility B：1か月Tibor+1.00% (2024年12月末時点)

⑤ 主な借入人の義務

- ・借入人の決算書、年次予算及び月次資料等の定期的な報告を行うこと。
- ・財務制限条項を遵守すること。
- ・本契約において許容されるものを除き、借入人及び保証人は、そのいずれの資産についても、本担保権を設定し又は存続することを許容してはならない。
- ・本契約において許容されるものを除き、借入人及び保証人は、いずれかの者の債務に関して保証を行ってはならず、保証債務を負ったままにしてはならない。

(3) 財務制限条項

当社グループの1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の全額に、財務制限条項が付されており、当社グループはこの財務制限条項を遵守しております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。

① グロス・レバレッジ・レシオ

グロス・レバレッジ・レシオは各連結会計年度において、2連結会計年度連続で6.00:1を上回ってはならない。但し、グロス・レバレッジ・レシオの判定は一期前の連結会計年度のグロス・レバレッジ・レシオが4.00:1を超過した場合にのみ行われる。

「グロス・レバレッジ・レシオ」とは、各連結会計年度における連結EBITDAに対する、当該連結会計年度末における連結負債の比率をいう。

「連結負債」とは、Facility A及びFacility Bの未返済借入額の合計をいう。

② 純利益

2023年12月31日以降に終了する各連結会計年度において、2連結会計年度連続で連結純利益が負の値になってはならない。

③ 純資産

2023年12月31日以降に終了する各連結会計年度において連結純資産が正の値でなくてはならない。

(4) 担保に供している資産

借入金の担保に供している資産は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
現金及び現金同等物	13,826	11,741	14,445
保証履行債権	3,934	—	—
その他の金融資産（非流動）	143	—	—
合計	17,904	11,741	14,445

(注) 上記のほか、連結上相殺消去されている関係会社株式(移行日91,263百万円、前連結会計年度68,609百万円、当連結会計年度68,609百万円)、その他の金融資産（非流動）(移行日9,825百万円、前連結会計年度14,750百万円、当連結会計年度15,150百万円)を担保に供しております。

対応する債務は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	985	766	866
長期借入金	29,583	26,724	25,866
合計	30,568	27,490	26,732

18. リース

(借手)

当社グループは、借手として、主として本社・支店・営業所等に係る建物、支店・営業所等に係る車両を賃借しております。契約期間は、2年～5年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(1) リースに係る損益及びキャッシュ・アウトフローの内訳

リースに係る損益及びキャッシュ・アウトフローの内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び構築物	268	288
機械装置及び運搬具	38	39
工具器具及び備品	—	—
合計	305	327
リース負債に係る金利費用	18	10
短期リース費用	49	53
少額資産リース費用	—	—
変動リース料（注）	—	—
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	368	399

（注）リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

(2) 使用権資産の帳簿価額の内訳

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
使用権資産			
建物及び構築物	848	855	722
機械装置及び運搬具	91	98	88
合計	939	953	809

前連結会計年度及び当連結会計年度における使用権資産の増加額は、それぞれ295百万円及び185百万円であります。

リース負債の満期分析については、注記「32. 金融商品 (2) 財務上のリスク管理 ② 流動性リスク管理」に記載しております。

(3) 延長オプション及び解約オプション

延長オプション及び解約オプションは、主として本社・支店・営業所等に係る建物に関する不動産リースに含まれております。不動産リースの契約条件は、個々に交渉されるため幅広く異なる契約条件となっており、延長オプション及び解約オプションは、円滑な事業運営を行うために必要に応じて行使しております。

延長オプション及び解約オプションは、一定期間前までに相手方に書面をもって通知することにより契約期間満了前に違約金を支払うことなく早期解約を行えるオプションや、契約満了の一定期間前までに更新拒否の意思表示をしなければ自動更新となる契約などが含まれており、リース開始日に当該オプションを行使するか検討しております。

(貸手)

当社グループは、福利厚生の一環で従業員に対し借上寮、借上社宅を提供しており、当該契約が貸手のリース取引に該当いたします。

なお、各年度の受取リース料及びリース投資未回収総額に重要性はありません。

19. 従業員給付

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度並びに確定拠出制度を採用しており、確定給付制度はほぼ全ての従業員、確定拠出制度は希望する従業員が対象となっております。確定給付制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、これらの制度は、一般的な利率リスク、インフレリスク等に晒されております。

(1) 確定給付制度

① 確定給付制度債務

確定給付制度債務と連結財政状態計算書で認識した金額との関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	378	431	485
連結財政状態計算書上の金額 退職給付に係る負債	378	431	485

② 確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
確定給付制度債務の現在価値の期首残高	378	431
当期勤務費用	38	43
利息費用	5	6
再測定		
財務上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	△5	△20
実績の修正により生じた数理計算上の差異	23	29
給付支払額	△8	△3
確定給付制度債務の現在価値の期末残高	431	485

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ10.1年、10.8年及び10.3年であります。

③ 主な数理計算上の仮定

数理計算に用いた主な仮定は以下のとおりであります。

(単位：％)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
割引率	1.3	1.4	1.8

④ 感応度分析

数理計算に用いた割引率が0.5%変動した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響は以下のとおりであります。この分析は、他の全ての変数が一定であると仮定しておりますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。また、期末日時点で合理的に考え得る割引率の変化に基づき行っております。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
割引率が0.5%上昇した場合	△19	△23	△25
割引率が0.5%低下した場合	19	23	25

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ24百万円及び27百万円であります。

(3) 従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結損益計算書の「営業費用」に含まれる従業員給付費用の合計額は、それぞれ4,553百万円及び5,136百万円であります。

20. 引当金

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産除去債務	80	80	82
流動負債	—	—	—
非流動負債	80	80	82
合計	80	80	82

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	80	80
期中増加額	—	2
割引計算の期間利息費用	△0	0
期中減少額（目的使用）	—	—
期中減少額（戻入）	—	—
期末残高	80	82

21. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
その他の流動負債			
未払賞与	64	58	59
未払役員賞与	37	50	35
未払費用	7	185	268
未払有給休暇	54	105	126
未払消費税等	85	89	70
その他	—	0	—
合計	248	487	557
その他の非流動負債	—	—	—
合計	—	—	—

22. 資本及びその他の資本項目

(1) 授權株式数及び発行済株式総数

授權株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
授權株式数			
普通株式	400,000,000	400,000,000	400,000,000
発行済株式総数			
期首残高	26,077,800	26,077,800	26,077,800
期中増減	—	—	—
期末残高	—	26,077,800	26,077,800

(注) 1. 当社の発行する株式は、全て権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 当社は、2025年10月10日を効力発生日として発行可能株式総数の変更、また同年10月11日を効力発生日として株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該変更前の株式数で記載しております。なお、発行済株式総数の変更と株式分割に伴い、授權株式数は191,377,600株減少して208,622,400株となり、発行済株式総数は26,077,800株増加して52,155,600株となりました。

(2) 自己株式

該当事項はありません。

(3) 資本剰余金

資本剰余金は、資本取引から生じた金額のうち資本金に含まれない金額で構成され、主な内訳は資本準備金及び過年度に行われた資本金の減資額を資本剰余金に振り替えたものであります。

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

① その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額であります。

② 確定給付制度の再測定

確定給付制度債務に係る数理計算上の差異の変動額であります。

③ 新株予約権

当社はストックオプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「31. 株式に基づく報酬」に記載しております。

23. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月30日 臨時株主総会	普通株式	12,000	460.16	2023年11月30日	2023年11月30日

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

上記のほか、本連結財務諸表の承認日までに決議された配当は以下のとおりであります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 臨時株主総会	普通株式	6,000	230.08	2025年6月27日	2025年6月30日

当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。基準日が2025年10月10日以前の「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

24. 営業収益

(1) 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
顧客との契約から認識した収益		
家賃集金代行サービス	2,124	2,501
その他	77	222
計	2,201	2,724
その他の源泉から認識した収益		
家賃債務保証サービス	21,700	23,625
合計	23,902	26,348

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融保証契約に係る家賃保証収入であります。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。顧客との契約資産は発生しておりません。

当社の連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に表示しております。また、顧客との契約から生じた債権は、注記「9. 営業債権及びその他の債権」に売掛金としても表示しております。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	179	217	243

なお、連結財政状態計算書において、IFRS第9号「金融商品」に基づく家賃債務保証サービスに係る前受金を金融保証契約に表示しております。主に家賃債務保証サービスに係る前受金であり、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振替えられます。各連結会計年度における残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
金融保証契約	8,929	9,422	10,245

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、「残存履行義務に配分した取引価格」のすべてが「(2) 契約残高」に記載している「金融保証契約」に係る残高であります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年以内	8,816	9,328	10,141
1年超	113	94	104
合計	8,929	9,422	10,245

25. 営業費用

営業費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
従業員給付費用	4,553	5,136
支払手数料	4,657	4,723
貸倒関連費用	2,794	3,456
減価償却費及び償却費	1,688	1,715
租税公課	546	660
その他	2,008	2,188
合計	16,246	17,879

26. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
償却債権取立益	145	247
固定資産売却益	2	—
雑収入	61	109
合計	208	356

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
固定資産除却損	1	0
雑損失	12	7
合計	13	7

27. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	2	3
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	—
匿名組合投資利益	180	404
合計	184	407

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	766	420
リース負債	18	10
借換に伴う償還損	470	—
その他	5	5
合計	1,259	435

28. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	21	—
税効果額	△7	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	14	—
確定給付制度の再測定		
当期発生額	△19	△8
税効果額	6	3
確定給付制度の再測定	△12	△5
その他の包括利益合計	1	△5

29. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	5,106	5,681
当期利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	5,106	5,681
加重平均普通株式数 (千株)	52,156	52,156
普通株式増加数		
新株予約権 (千株)	2,602	3,421
希薄化後の加重平均普通株式数 (千株)	54,757	55,577
基本的1株当たり当期利益 (円)	97.90	108.92
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	93.25	102.21

(注) 当社は、2025年10月10日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期純利益を算定しております。

30. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位: 百万円)

	2023年 1月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2023年 12月31日
			利息費用	科目振替	新規リース	その他	
長期借入金 (注)	30,568	△3,078	—	—	—	—	27,490
リース負債	1,002	△302	16	—	367	△30	1,054
合計	31,570	△3,379	16	—	367	△30	28,544

(注) 1年内返済予定の残高を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位: 百万円)

	2024年 1月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2024年 12月31日
			利息費用	科目振替	新規リース	その他	
長期借入金 (注)	27,490	△758	—	—	—	—	26,732
リース負債	1,054	△336	10	—	185	50	963
合計	28,544	△1,094	10	—	185	50	27,695

(注) 1年内返済予定の残高を含んでおります。

31. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、子会社の取締役、子会社の使用人等に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	3,755,200	2022年8月1日	2032年7月31日	(注) 1.
第2回	130,000	2022年8月1日	2032年7月14日	(注) 1.
第3回	182,600	2022年8月1日	2032年7月31日	(注) 1.
第4回	521,600	2022年9月30日	2032年9月29日	(注) 1.

(注) 1. 新株予約権は、以下に定めるスケジュールに従って権利確定いたします。但し、①ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、ベインキャピタルグループが保有する当社の議決権総数の割合が25.5%未満となった場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。）又は②ベインキャピタルグループにより当社株式の譲渡その他処分がなされ、当社の議決権の過半数がベインキャピタルグループ以外の第三者により保有されるとともに、ベインキャピタルグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合であって当社の取締役会決議により権利行使について承認された場合（但し、本件上場に際して又はそれ以降に当該事由が生じた場合を除く。）、未だ権利が確定していない全ての新株予約権は、その直前に権利確定いたします。また、新株予約権の割当日から5年が経過する日までの間に当社株式が日本の金融商品取引所に上場された場合、以下に定めるスケジュールは1年繰り上げられるものとします。

2. 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、付与数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

日付	該当日における権利確定済の本新株予約権の累積数（雇用の継続を条件とし、1個に満たない端数を切り上げるものとする。）
2023年8月1日	新株予約権の数×20%
2024年8月1日	新株予約権の数×40%
2025年8月1日	新株予約権の数×60%
2026年8月1日	新株予約権の数×80%
2027年8月1日	新株予約権の数×100%

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	4,589,400	323.85	4,589,400	323.85
付与	—	—	—	—
行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	4,589,400	323.85	4,589,400	323.85
期末行使可能残高	917,880	323.85	1,835,760	323.85

- (注) 1. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、323.85円であります。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ8.6年及び7.6年であります。
3. 当連結会計年度末の期末未行使残高及び期末行使可能残高には、当社が保有している自己新株予約権312,800株が含まれております。
4. 当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、株式分割後の株式数及び加重平均行使価格に換算して記載しております。

- (3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定
該当事項はありません。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ2百万円及び1百万円であります。

32. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、健全な財務体質を構築し、企業価値の最大化を図るため、資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び親会社の所有者に帰属する持分合計であります。なお、当社グループは親会社の所有者に帰属する持分を自己資本として扱っております。

当社グループのネット有利子負債及び親会社の所有者に帰属する持分合計は以下のとおりであります。

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有利子負債（百万円）	31,570	28,544	27,695
現金及び現金同等物（百万円）	18,963	12,186	15,367
ネット有利子負債（差引）（百万円）	△12,607	△16,357	△12,329
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	29,766	22,876	28,541

これらの指標については、取締役会に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループの借入金（移行日30,568百万円、前連結会計年度27,490百万円、当連結会計年度26,732百万円）について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、前連結会計年度及び当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。当該財務制限条項について非遵守の場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。なお、財務制限条項の内容については、注記「17. 借入金(3)財務制限条項」に記載しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、常に信用リスク、流動性リスク、市場リスク（価格変動リスク、金利変動リスク）等の様々な財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するためにリスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。なお、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

① 信用リスク管理

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであります。主として家賃債務保証事業に付随する金融保証契約及び保証履行による賃借人への求償権に対する取引先リスクからなります。

当社グループでは、契約管理部審査課及び管理統括部にて、「販売管理規程」及び社内の審査基準に基づき、賃借人の信用調査を行っており、その後も定期的に信用状況を把握する体制としております。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価額を考慮に入れないう、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、特定の取引先又は取引先グループに対する信用リスクの過度の集中はありません。

営業債権及びその他の債権、金融保証契約に係る信用リスク・エクスポージャーは下記のとおりであります。

移行日（2023年1月1日）

（単位：百万円）

内部格付	営業債権及びその他の債権		金融保証契約	
	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失
0～30日延滞	6,323	—	313,842	—
31～90日延滞	—	63	—	119
91日超延滞	—	3,225	—	85
合計	6,323	3,288	313,842	204

前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

内部格付	営業債権及びその他の債権		金融保証契約	
	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失
0～30日延滞	8,269	—	341,286	—
31～90日延滞	—	128	—	197
91日超延滞	—	3,988	—	52
合計	8,269	4,116	341,286	249

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

内部格付	営業債権及びその他の債権		金融保証契約	
	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失
0～30日延滞	9,481	—	372,255	—
31～90日延滞	—	130	—	192
91日超延滞	—	4,904	—	34
合計	9,481	5,034	372,255	227

当社グループは取引先の直近の状況、支払状況等をもとに回収可能性を勘案し、損失評価引当金を設定しております。

営業債権及びその他の債権に係る損失評価引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	12か月の予想 信用損失と等 しい金額で計 上されるもの	信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損金融資 産	合計
2023年1月1日残高	10	25	2,655	2,690
新規	12	51	2,604	2,668
全期間の予想信用損失への振替	△0	0	△0	—
信用減損金融保証契約への振替	△1	△9	10	—
12か月の予想信用損失への振替	0	—	△0	—
当期中に認識の中止が行われた金融保証契約	△6	△16	△402	△424
直接償却	△0	△1	△1,671	△1,672
引当率の変動による増減	△2	△5	15	8
2023年12月31日残高	12	47	3,210	3,269
新規	12	47	2,909	2,969
全期間の予想信用損失への振替	△0	0	△0	—
信用減損金融保証契約への振替	△3	△25	28	—
12か月の予想信用損失への振替	1	△0	△1	—
当期中に認識の中止が行われた金融保証契約	△8	△20	△374	△404
直接償却	△0	△1	△2,079	△2,080
引当率の変動による増減	△5	4	268	266
2024年12月31日残高	7	51	3,961	4,020

前連結会計年度及び当連結会計年度において損失評価引当金の変動に影響を与えるような総額での帳簿価額の著しい増減はありません。

また、前連結会計年度及び当連結会計年度に購入又は組成した信用減損金融資産はありません。

当社グループが期中に直接償却したものの、履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高に重要性はありません。

なお、保証履行前のエクスポージャーに対する損失評価引当金については、前連結会計年度及び当連結会計年度において、金融保証契約発生時に認識した金額から、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識した収益の累計額を控除した金額が、IFRS第9号「金融商品」の予想信用損失モデルに従って算定した金額よりも大きいため認識しておりません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、財務経理部において、金融負債の適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日（2023年1月1日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	2,339	2,339	2,339	—	—	—	—	—
借入金	30,568	34,866	1,790	1,768	2,292	2,258	2,771	23,987
リース負債	1,002	1,075	372	273	132	104	97	97
金融保証契約	8,929	314,045	314,045	—	—	—	—	—
合計	42,838	352,326	318,546	2,042	2,424	2,362	2,868	24,084

（注）金融保証契約については、債務者が保証債務の対象となっている債務を返済できない場合に、履行請求に基づき当該損失を補填する契約であり、最大金額の保証履行が要求される可能性のある最も早い期間に含めております。

前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	2,745	2,745	2,745	—	—	—	—	—
借入金	27,490	29,704	1,124	1,210	1,297	1,289	1,281	23,504
リース負債	1,054	1,086	377	310	192	105	96	5
金融保証契約	9,422	341,535	341,535	—	—	—	—	—
合計	40,711	375,070	345,782	1,520	1,489	1,393	1,377	23,509

（注）金融保証契約については、債務者が保証債務の対象となっている債務を返済できない場合に、履行請求に基づき当該損失を補填する契約であり、最大金額の保証履行が要求される可能性のある最も早い期間に含めております。

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	3,127	3,127	3,127	—	—	—	—	—
借入金	26,732	26,732	866	965	969	973	1,587	21,370
リース負債	963	985	420	301	140	107	12	6
金融保証契約	10,245	372,482	372,482	—	—	—	—	—
合計	41,067	403,326	376,895	1,266	1,109	1,080	1,599	21,376

（注）金融保証契約については、債務者が保証債務の対象となっている債務を返済できない場合に、履行請求に基づき当該損失を補填する契約であり、最大金額の保証履行が要求される可能性のある最も早い期間に含めております。

報告日現在におけるコミットメントラインの総額及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
コミットメントライン総額	2,000	2,000	2,000
借入実行残高	—	—	—
差引額	2,000	2,000	2,000

③ 市場リスク

a. 価格変動リスク

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、株式の発行体の財政状態等を把握し、株式の継続保有の是非を検討しております。

なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において資本性金融商品（株式）は保有しておりません。

各報告期間において、保有する資本性金融商品の市場価格が10%変動した場合に、連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果控除前）に与える影響は以下の通りであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
その他の包括利益（税効果控除前）	14	—	—

b. 金利変動リスク

当社グループが保有する金融負債の一部については、変動金利が設定されておりますが、当該リスクは重要ではないと判断しております。

(金利感応度分析)

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
税引前利益	△286	△267

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しております。

(匿名組合出資金)

匿名組合出資金の公正価値については、修正純資産法により算定しており、レベル3に分類しております。

(保険積立金)

保険積立金の公正価値については、払戻しに伴う契約上の重要な制約がないため、解約返戻金により測定しており、レベル2に分類しております。

(差入保証金)

敷金及び保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債権の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

(借入金)

借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定される金融商品である現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、差入保証金、及び借入金の帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

③ 公正価値で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日（2023年1月1日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
保険積立金	697	—	697	—	697
匿名組合出資金	5	—	—	5	5
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
株式	143	143	—	—	143
合計	845	143	697	5	845

前連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
保険積立金	—	—	—	—	—
匿名組合出資金	4	—	—	4	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
株式	—	—	—	—	—
合計	4	—	—	4	4

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
保険積立金	—	—	—	—	—
匿名組合出資金	3	—	—	3	3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
株式	—	—	—	—	—
合計	3	—	—	3	3

各年度において、各レベル間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、財務経理部責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務経理部責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類された匿名組合出資金は、修正純資産法により公正価値を測定しております。公正価値の測定で用いている重要な観察可能でないインプットは非流動性ディスカウントの30.0%であり、非流動性ディスカウントが上昇した場合には公正価値は減少する関係にあります。

観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

⑥ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	5	4
利得及び損失合計		
純損益（注）	180	404
購入	—	—
売却及び償還	△181	△404
その他	—	—
期末残高	4	3
報告期間末に保有している資産について純損益に 計上された当期の未実現損益の変動（注）	△0	△0

（注）連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

33. 重要な子会社

(1) 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合 (%)
日本セーフティー株式会社	大阪府大阪市	家賃債務保証事業	100.0

(2) 支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

34. 関連当事者

当社グループの親会社はBCPE Say GP, LLCであり、最終的な支配当事者はBain Capital Investors, LLCであります。

(1) 関連当事者との取引

移行日（2023年1月1日）

（単位：百万円）

種類	名称	取引の内容	未決済金額
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	役員の兼任等 経営管理等	—
その他の関連当事者	(株)BiVaホールディングス	コンサルティング料の支払	—
その他の関連当事者	(株)マーキュリー	派遣人件費・人材紹介料の支払	19

（注）関連当事者との取引は、独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	役員の兼任等 経営管理等	165	—
その他の関連当事者	(株)BiVaホールディングス	コンサルティング料の支払	600	—
その他の関連当事者	(株)マーキュリー	派遣人件費・人材紹介料の支払	118	—

（注）関連当事者との取引は、独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関連当事者	Bain Capital Private Equity, LP	役員の兼任等 経営管理等	165	—
その他の関連当事者	(株)BiVaホールディングス	コンサルティング料の支払	150	—

（注）関連当事者との取引は、独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部は取締役と定義しております。主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
基本報酬及び賞与	163	168
退職後給付	1	1
合計	164	169

(3) 主要な経営幹部に対する未決済残高

当社グループの主要な経営幹部に対し、報告期間末日現在で以下の残高が未決済となっております。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
未払役員賞与	37	50	35
合計	37	50	35

35. コミットメント

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

重要性のあるものではありません。

当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性のあるものではありません。

36. 偶発債務

「注記32. 金融商品」に記載している金融保証契約を除き該当事項はありません。

37. 後発事象

(1) 完全子会社の吸収合併契約

当社は、2025年10月10日を効力発生日として、当社の連結子会社である旧NSグループ株式会社（以下「旧NSグループ」）を吸収合併（以下「本合併」）しました。

① 合併の背景及び目的

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策をより迅速に遂行すること等を目的として実施いたしました。

② 合併の要旨

a. 合併の方法

当社を存続会社とし、旧NSグループを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）です。

b. 合併の日程

決定日 : 2025年8月25日

吸収合併契約締結日 : 2025年8月25日

合併の効力発生日 : 2025年10月10日

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であり、旧NSグループにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも吸収合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

c. 合併に係る割当の内容

旧NSグループは当社の完全子会社であるため、本合併による株式及び金銭等の割当はありません。

d. 吸収合併存続会社となる会社の概要（2024年12月31日現在）

名称 : NSグループ株式会社（合併同日付で株式会社BCJ-53から社名変更）

資本金 : 100百万円

事業内容 : グループ会社管理

e. 被結合企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績（2024年12月期）

資産	57,148百万円
負債	31,267百万円
純資産	25,880百万円
売上高	2,557百万円
当期純利益	161百万円

③ 当社グループに与える影響

本合併は、当社と完全子会社による合併であり、当社グループの連結業績に与える影響はありません。

(2) 単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更

当社は、2025年10月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款変更を行い、発行可能株式数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

① 単元株制度の採用

a. 分割の方法単元株制度の採用目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

b. 単元株制度の概要

I. 新設する単元株式の数

2025年10月10日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

II. 単元株制度の効力発生日

2025年10月10日

① 発行可能株式数の変更の概要

a. 発行可能株式総数の変更の目的

会社法第113条3項の規定を遵守することを目的として発行済株式総数の変更を行いました。

b. 発行可能株式総数の変更の概要

I. 発行可能株式総数の変更の方法

2025年10月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社の発行可能株式総数は400,000,000株から295,688,800株減少し、104,311,200株としております。

II. 発行可能株式総数の変更の効力発生日

2025年10月10日

c. 発行可能株式総数の変更に伴う定款変更

2025年10月9日開催の臨時株主総会決議により、2025年10月10日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>104,311,200株</u> とする。

(3) 株式分割及び定款の一部変更

当社は、2025年10月10日開催の取締役会決議に基づき、株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

① 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

② 株式分割の概要

a. 分割の方法

2025年10月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき2株で分割いたしました

b. 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	26,077,800株
分割により増加した株式数	26,077,800株
分割後の発行済株式総数	52,155,600株
分割後の発行可能株式総数	208,622,400株

c. 株式分割の効力発生日

2025年10月11日

d. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、当該箇所に記載しております。

③ 株式分割に伴う定款の一部変更

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月11日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、104,311,200株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>208,622,400株</u> とする。

(4) マネジメント契約の解約

当社の連結子会社であるNSグループ株式会社（旧NSグループ株式会社）は、Bain Capital Private Equity, LP及び株式会社BiVaホールディングスとの間でマネジメント契約を締結しておりました（「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 34. 関連当事者」をご参照ください。）が、当該マネジメント契約は2025年6月30日をもって解約いたしました。なお当該マネジメント契約に基づく上場の成功報酬、合計825百万円（税込）の支払いを2025年12月に予定しております。

当該マネジメント契約の解除による財務上の影響はございません。

38. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2023年12月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2023年1月1日であります。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下「初度適用企業」という。）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金又はその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

IFRS第1号は、IFRS移行日前の特定の日付から将来に向けてIFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」）を適用することを認めております。当社グループは、2021年12月20日以降に発生した企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用することを選択しております。したがって、2021年12月19日以前に発生した企業結合につきましては、遡及適用していません。

なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は、契約にリースが含まれているか否かの評価をIFRS移行日時点で判断することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日時点で存在する事実と状況に基づいて、契約にリースが含まれているかを判断しております。

・みなし原価

IFRS第1号では、有形固定資産、投資不動産及び無形資産について、IFRS移行日現在の公正価値を当該日現在のみなし原価を使用することが認められております。当社グループは、一部の有形固定資産について、移行日現在の公正価値を当該日におけるみなし原価として使用しております。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループでは、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、一部の資本性金融商品についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融商品の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2023年1月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	18,963	—	—	18,963		現金及び現金同等物
未収入金	1,278	5,904	△261	6,921	(1), (2), (3)	営業債権及びその他の 債権
立替金	4,409	△4,409	—	—	(1)	
保証履行債権	3,934	△3,934	—	—	(1)	
未収還付法人税	993	△993	—	—	(4)	
	—	—	58	58	(5)	その他の金融資産
その他	1,021	993	△1	2,013	(4), (5)	その他の流動資産
貸倒引当金	△2,439	2,439	—	—	(2)	
流動資産合計	28,159	—	△205	27,954		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産						
工具器具備品	265	55	939	1,259	(5), (6), (7)	有形固定資産
その他	55	△55	—	—	(6)	
無形固定資産						
のれん	34,859	—	1,180	36,039	(8)	のれん
顧客関連資産	10,562	371	—	10,932	(9)	無形資産
その他	371	△371	—	—	(9)	
投資その他の資産						
保険積立金	489	△489	—	—	(10)	
差入保証金	272	△272	—	—	(10)	
	—	911	232	1,143	(10), (11)	その他の金融資産
その他	152	△150	—	2	(10)	その他の非流動資産
繰延税金資産	—	—	—	—	(12)	繰延税金資産
固定資産合計	47,025	—	2,350	49,375		非流動資産合計
資産合計	75,184	—	2,145	77,329		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
未払金	648	1,691	—	2,339	(13)	流動負債 営業債務及びその他の 債務
預り金	1,691	△1,691	—	—	(13)	
1年内返済予定の長期借 入金	1,100	—	△115	985	(14)	借入金
前受収益	8,929	—	—	8,929	(15)	金融保証契約
賞与引当金	64	△64	—	—	(16)	
役員賞与引当金	37	△37	—	—	(16)	
未払法人税等	5	—	—	5	(11)	未払法人所得税
	—	154	△154	—	(11)	その他の金融負債
その他	246	△53	54	248	(11), (14), (16), (17)	その他の流動負債
	—	—	360	360	(5)	リース負債
流動負債合計	12,720	—	145	12,865		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	30,075	—	△492	29,583	(14)	借入金
退職給付に係る負債	378	—	—	378	(18)	退職給付に係る負債
その他の固定負債	80	—	—	80	(7)	引当金
	—	—	642	642	(5)	リース負債
繰延税金負債	3,782	—	231	4,014	(12)	繰延税金負債
固定負債合計	34,315	—	382	34,697		非流動負債合計
負債合計	47,035	—	527	47,562		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	25,978	—	—	25,978		資本剰余金
利益剰余金	1,903	—	1,617	3,520	(20)	利益剰余金
その他有価証券評価差額 金	12	156	1	169	(19)	その他の資本の構成要 素
新株予約権	156	△156	—	—	(19)	
純資産合計	28,148	—	1,618	29,766		資本合計
負債純資産合計	75,184	—	2,145	77,329		負債及び資本合計

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	12,186	—	—	12,186		現金及び現金同等物
未収入金	1,709	7,812	△404	9,116	(1), (2), (3)	営業債権及びその他の 債権
立替金	5,463	△5,463	—	—	(1)	
保証履行債権	5,237	△5,237	—	—	(1)	
未収還付法人税	1	△1	—	—	(4)	
	—	—	61	61	(5)	その他の金融資産
その他	1,130	1	—	1,131	(4)	その他の流動資産
貸倒引当金	△2,888	2,888	—	—	(2)	
流動資産合計	22,838	—	△343	22,495		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産						
工具器具備品	286	41	973	1,299	(5), (6), (7)	有形固定資産
その他	41	△41	—	—	(6)	
無形固定資産						
のれん	33,025	—	3,014	36,039	(8)	のれん
顧客関連資産	9,388	377	—	9,765	(9)	無形資産
その他	377	△377	—	—	(9)	
投資その他の資産						
保険積立金	—	—	—	—	(10)	
差入保証金	311	△311	—	—	(10)	
	—	316	36	353	(10), (11)	その他の金融資産
その他	7	△6	—	1	(10)	その他の非流動資産
繰延税金資産	960	—	△340	620	(12)	繰延税金資産
固定資産合計	44,394	—	3,684	48,077		非流動資産合計
資産合計	67,232	—	3,340	70,572		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
未払金	707	2,039	—	2,745	(13)	流動負債 営業債務及びその他の 債務
預り金	2,039	△2,038	—	—	(13)	
1年内返済予定の長期借 入金	852	—	△85	766	(14)	借入金
前受収益	9,422	—	—	9,422	(15)	金融保証契約
賞与引当金	58	△58	—	—	(16)	
役員賞与引当金	50	△50	—	—	(16)	
未払法人税等	3,569	—	—	3,569		未払法人所得税
	—	113	△113	—	(11)	その他の金融負債
その他	379	△5	112	487	(11), (14), (16), (17)	その他の流動負債
	—	—	357	357	(5)	リース負債
流動負債合計	17,076	—	271	17,348		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	27,148	—	△425	26,724	(14)	借入金
退職給付に係る負債	431	—	—	431	(18)	退職給付に係る負債
その他の固定負債	80	—	—	80	(7)	引当金
	—	—	696	696	(5)	リース負債
繰延税金負債	3,284	—	△866	2,418	(12)	繰延税金負債
固定負債合計	30,943	—	△594	30,349		非流動負債合計
負債合計	48,019	—	△322	47,697		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	13,978	—	—	13,978		資本剰余金
利益剰余金	4,979	—	3,660	8,639	(20)	利益剰余金
その他有価証券評価差額 金	—	156	3	159	(19)	その他の資本の構成要 素
新株予約権	156	△156	—	—	(19)	
純資産合計	19,213	—	3,663	22,876		資本合計
負債純資産合計	67,232	—	3,340	70,572		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(1) 営業債権及びその他の債権への振替

日本基準では区分掲記していた「未収入金」「立替金」「保証履行債権」については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」に振替えて表示しております。

(2) 貸倒引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「貸倒引当金」については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」から直接控除して純額で表示するように組替えております。

(3) 営業債務及びその他の債務

日本基準においては、過去の実績に基づいて算定した期末時点の信用リスク評価により、回収不能と見込まれる金額を「貸倒引当金」として計上していましたが、IFRSにおいては当初認識時点からの信用リスクの著しい増大等に基づき予想信用損失を計上しております。

(4) 未収還付法人税の振替

日本基準では区分掲記していた「未収還付法人税」については、IFRSでは「その他の流動資産」に振替えて表示しております。

(5) リースに対する調整

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行ってございました。IFRSでは、借手のリースについてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類することはないため、基本的に全てのリース取引について、「使用権資産」及び「リース負債」を計上しております。

(6) 有形固定資産の振替

日本基準では区分掲記していた「工具器具備品」及び有形固定資産の「その他」に含めていた建物及び車両運搬具について、IFRSでは「有形固定資産」に振替えて表示しております。

(7) 有形固定資産の計上額の調整

日本基準では有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用してございましたが、IFRSでは定額法を採用しております。また、日本基準では「有形固定資産」及び「その他の固定負債」に計上していた資産除去債務及び対応する除去費用について、IFRSでは「有形固定資産」及び「引当金（非流動）」に表示しております。

(8) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(9) 無形固定資産の振替

日本基準では区分掲記していた「顧客関連資産」及び無形固定資産の「その他」に含めていた電話加入権、ソフトウェア仮勘定、その他無形資産については、IFRSでは「無形資産」に振替えて表示しております。

(10) その他の金融資産（非流動）への振替

日本基準では区分掲記していた「保険積立金」「差入保証金」及び投資その他の資産の「その他」に含めていた投資有価証券、匿名組合出資金について、IFRSでは「その他の金融資産（非流動）」に振替えて表示しております。

(11) 匿名組合出資金及び匿名組合未払金の調整

日本基準では投資その他の資産の「その他」に含まれている匿名組合出資金及び流動負債の「その他」に含まれている匿名組合未払金の公正価値を純資産額で評価してございましたが、IFRSでは評価減金額が取得価額を上回らない範囲内で純資産額に30.0%の非流動性ディスカウントを加味して評価し、固定資産の「その他の金融商品」に振替えて表示しております。

(12) 繰延税金資産及び繰延税金負債の調整

IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。また、日本基準からIFRSへの調整に伴い発生した一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

(13) 営業債務及びその他の債務への振替

日本基準では区分掲記していた「未払金」及び「預り金」については、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」に振替えて表示しております。

(14) 借入金の振替及び調整

日本基準では区分掲記していた「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」については、IFRSでは「借入金」に振替えて表示しております。また、借入金に関連する手数料について、日本基準では発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは借入金の償却原価に含めて、満期までの期間にわたって費用処理しております。

(15) 前受収益の振替

日本基準では区分掲記していた「前受収益」については、IFRSでは「金融保証契約」に振替えて表示しております。

(16) 賞与引当金及び役員賞与引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「賞与引当金」及び「役員賞与引当金」については、IFRSでは「その他の流動負債」に振替えて表示しております。

(17) 未払有給休暇の計上額の調整

日本基準では認識していなかった未消化の有給休暇については、IFRSでは負債を認識し、「その他の流動負債」として負債計上しております。

(18) 退職給付に係る負債の調整

日本基準では数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生年度において全額費用処理しておりました。IFRSでは数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に振替えており、過去勤務費用は発生時に損益として認識しております。

(19) 新株予約権の振替

日本基準では純資産の部に区分掲記していた「新株予約権」について、IFRSでは「その他の資本の構成要素」に振替えて表示しております。

(20) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 (2023年1月1日)	前連結会計年度 (2023年12月31日)
営業債権及びその他の債権の調整	△261	△404
有形固定資産の計上額の調整	—	20
のれんの計上額の調整	1,180	3,014
ストックオプションの調整	△1	△3
未払有給休暇に対する調整	△54	△105
使用権資産・リース負債の計上	19	△1
金融商品及び金融負債の調整	359	111
繰延税金資産・負債の調整	△230	526
借入金の調整	607	503
合計	1,617	3,660

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る損益及び包括利益に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
営業収益	23,902	—	—	23,902		営業収益
営業費用	△17,922	—	1,676	△16,246	(1), (2), (3), (4), (6), (7)	営業費用
	—	208	—	208	(9)	その他の収益
	—	△13	△0	△13	(10)	その他の費用
営業利益	5,979	195	1,676	7,850		営業利益
営業外収益						
受取利息及び配当金	2	467	△285	184	(5)	金融収益
償却債権取立益	145	△145	—	—	(9)	
匿名組合投資利益	229	△229	—	—	(5)	
その他	61	△61	—	—	(9)	
営業外費用						
匿名組合投資損失	△8	8	—	—	(5)	
支払利息	△623	△515	△121	△1,259	(6), (8)	金融費用
その他	△527	527	—	—	(6), (10)	
特別利益						
保険解約益	207	△207	—	—	(5)	
投資有価証券売却益	39	△39	—	—	(5)	
固定資産売却益	2	△2	—	—	(9)	
特別損失						
固定資産除却損	△1	1	—	—	(10)	
税金等調整前当期純利益	5,506	—	1,269	6,775		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△3,885	1,453	763	△1,669	(11)	法人所得税費用
法人税等調整額	1,453	△1,453	—	—	(11)	
当期純利益	3,074	—	2,032	5,106		当期利益
親会社株主に帰属する当期純利益	3,074	—	2,032	5,106		親会社の所有者
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えられることのない項目
その他有価証券評価差額金	△12	—	25	14	(5)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
退職給付に係る調整額	—	—	△12	△12	(3)	確定給付制度の再測定
その他の包括利益合計	△12	—	13	1		税引後その他の包括利益
包括利益	3,062	—	2,045	5,108		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 減価償却方法の変更

日本基準では有形固定資産の減価償却方法について主として定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用しております。当該変更により、減価償却費が含まれる「営業費用」を調整しております。

(2) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(3) 退職給付に係る負債の調整

日本基準では数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生年度において全額費用処理していましたが、IFRSでは数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に振替えており、過去勤務費用は発生時に損益として認識しております。

(4) 未消化の有給休暇の調整

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは人件費として認識しております。

(5) 金融収益の振替及び調整

日本基準では「受取利息及び配当金」、「匿名組合投資利益（損失）」、「保険解約益」及び「投資有価証券売却益」に区分掲記していた項目を、IFRSでは「金融収益」として表示しております。また、日本基準では投資有価証券の売却損益又は減損損失を純損益としておりましたが、IFRSではその他の包括利益を通じて公正価値で測定することに指定した資本性金融商品については、公正価値の変動をその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振替えております。

(6) 金融費用の振替及び調整

日本基準では「支払利息」に区分掲記していた項目及び営業外費用の「その他」に含まれているシンジケートローン手数料を、IFRSでは「金融費用」として表示しております。また、日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、「営業費用」に表示していましたが、IFRSでは原則として全てのリースについてリース負債の認識が要求され、金利費用は「金融費用」に表示しております。

(7) 損失評価引当金の調整

日本基準においては、過去の実績に基づいて算定した期末時点の信用リスク評価により、回収不能と見込まれる金額を「貸倒引当金」として計上していましたが、IFRSにおいては当初認識時点からの信用リスクの著しい増大等に基づき予想信用損失を計上しております。

(8) 借入金に関連する手数料の調整

借入金に関連する手数料について、日本基準では発生時に費用処理していましたが、IFRSでは借入金の償却原価に含めて、満期までの期間にわたって費用処理しております。

(9) その他の収益の振替

日本基準では「償却債権取立益」、「固定資産売却益」に区分掲記していた項目及び営業外収益の「その他」を、IFRSでは「その他の収益」として表示しております。

(10) その他の費用の振替

日本基準では「固定資産除却損」に区分掲記していた項目及び営業外費用の「その他」の内シンジケートローン手数料以外を、IFRSでは「その他の費用」として表示しております。

(11) 法人所得税費用の振替及び調整

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記していましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、営業活動によるキャッシュ・フローに区分しておりますが、IFRSでは、原則として全てのリースについて、リース負債の認識が要求され、リース負債の返済による支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分しております。また、借入金に関連する手数料について、日本基準では発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは借入金の償却原価に含めて、満期までの期間にわたって費用処理しており、償却原価法により計算された利息相当額は営業活動によるキャッシュ・フローに区分しております。

この結果、財務活動によるキャッシュ・フローが204百万円減少し、営業活動によるキャッシュ・フローが同額増加しております。

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

NSグループ株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社は大阪市北区に所在しております。当社の中間連結財務諸表は、2025年6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの事業内容は、家賃債務保証事業であります。当社グループの実質的な事業運営主体は、日本セーフティー株式会社であり、同社が入居者の連帯保証人となって家賃等の保証を約束する家賃債務保証事業を展開しております。

グローバル・プライベート・エクイティファームであるペインキャピタルグループが投資助言を行うファンドが間接的にその株式を保有する株式会社BCJ-53（現在の当社）が2021年8月26日に、その100%子会社である株式会社BCJ-54が2021年8月27日に設立され、2021年12月20日に、株式会社BCJ-54が日本セーフティー株式会社（以下、「旧日本セーフティー株式会社」という。）及び株式会社BVアセットの株式を100%取得しました。2022年1月1日に、株式会社BVアセットは旧日本セーフティー株式会社を吸収合併し、同日に日本セーフティー株式会社に商号変更いたしました。

株式会社BCJ-54は2023年10月31日にNSグループ株式会社に商号変更した後、2025年10月10日に株式会社BCJ-53に吸収合併され消滅しました。なお、同日に株式会社BCJ-53はNSグループ株式会社に商号変更しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求される全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2025年11月7日に代表取締役社長大塚孝之及び最高財務責任者吉田智宏によって承認されております。

(2) 測定の基礎

「当社グループの要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円により表示しており、百万円未満を四捨五入しております。

(4) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から強制適用されるため、当社グループでは2027年12月期からの適用を予定しております。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」と置き換わり、IAS第1号は廃止されます。

IFRS第18号においては、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられております。また、IFRS第18号の公表と併せてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂等が行われております。

これらの適用による要約中間連結財務諸表への影響については検討中です。

3. 重要性がある会計方針

本要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループの事業内容は、家賃債務保証事業及びその関連事業のみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

当社グループが営む家賃債務保証事業においては、「家賃債務保証サービス」及び「家賃集金代行サービス」等があり、「家賃債務保証サービス」では「滞納時の保証」を顧客に提供しており、「家賃集金代行サービス」では「家賃の支払及び集金代行」を顧客に提供しております。

6. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 臨時株主総会	普通株式	6,000	230.08	2025年6月27日	2025年6月30日

配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるものは以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当社は、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。基準日が2025年10月10日以前の「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

7. 営業収益

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
顧客との契約から認識した収益		
家賃集金代行サービス	1,194	1,400
その他	104	249
計	1,298	1,649
その他の源泉から認識した収益		
家賃債務保証サービス	11,479	12,769
合計	12,777	14,419

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融保証契約に係る家賃保証収入であります。

8. 営業費用

営業費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
従業員給付費用	2,497	2,822
支払手数料	2,348	2,466
貸倒関連費用	1,670	1,746
減価償却費及び償却費	848	883
租税公課	333	358
その他	1,127	1,250
合計	8,823	9,526

9. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
償却債権取立益	89	197
雑収入	8	73
合計	97	270

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
固定資産除却損	0	0
雑損失	5	5
合計	5	5

10. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1	6
合計	1	6

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	198	251
リース負債	5	5
その他	3	5
合計	206	261

11. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	2,387	3,183
中間利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益(百万円)	2,387	3,183
加重平均普通株式数(千株)	52,156	52,156
普通株式増加数		
新株予約権(千株)	3,421	3,506
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	55,577	55,662
基本的1株当たり中間利益(円)	45.78	61.03
希薄化後1株当たり中間利益(円)	42.96	57.18

(注) 当社は、2025年10月10日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益を算定しております。

12. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(匿名組合出資金)

匿名組合出資金の公正価値については、修正純資産法により算定しており、レベル3に分類しております。

(差入保証金)

敷金及び保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債権の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

(借入金)

借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定される金融商品である現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、差入保証金、及び借入金の帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
匿名組合出資金	3	—	—	3	3
合計	3	—	—	3	3

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産					
匿名組合出資金	3	—	—	3	3
合計	3	—	—	3	3

各年度において、各レベル間の重要な振替は行われておりません。

② 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、財務経理部責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務経理部責任者によりレビューされ、承認されております。

③ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類された匿名組合出資金は、修正純資産法により公正価値を測定しております。公正価値の測定で用いている重要な観察可能でないインプットは非流動性ディスカウントの30.0%であり、非流動性ディスカウントが上昇した場合には公正価値は減少する関係にあります。

非流動性ディスカウントの下落（上昇）により、公正価値は増加（減少）します。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

④ レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
期首残高	4	3
利得及び損失合計		
純損益	—	—
購入	—	—
売却	—	—
その他	—	—
期末残高	4	3
報告期間末に保有している資産について純損益に 計上された当期の未実現損益の変動	—	—

13. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前中間連結会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

(単位：百万円)

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関連 当事者	Bain Capital Private Equity, LP	役員の兼任等 経営管理等	83	—
その他の関連 当事者	(株)BiVaホールディング ス	コンサルティング料の支払	75	—

(注) 関連当事者との取引は、独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

当中間連結会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

(単位：百万円)

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関連 当事者	Bain Capital Private Equity, LP	役員の兼任等 経営管理等	83	—
その他の関連 当事者	(株)BiVaホールディング ス	コンサルティング料の支払	75	—

(注) 関連当事者との取引は、独立第三者間取引を基礎とした一般的な取引条件で行っております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部は取締役と定義しております。主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
基本報酬及び賞与	62	57
株式に基づく報酬	—	60
退職後給付	1	1
合計	63	118

(3) 主要な経営幹部に対する未決済残高

当社グループの主要な経営幹部に対し、報告期間末日現在で以下の残高が未決済となっております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
未払役員賞与	25	17
未払費用	—	60
合計	25	77

14. 後発事象

(1) 完全子会社の吸収合併契約

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しております。

(2) 単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しております。

(3) 株式分割及び定款の一部変更

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年11月7日に代表取締役社長大塚孝之及び最高財務責任者吉田智宏によって承認された、第5期第3四半期累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）の要約四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

	注記	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		15,367	14,796
営業債権及びその他の債権		10,496	11,531
その他の金融資産		88	75
その他の流動資産		1,363	1,584
流動資産合計		27,313	27,985
非流動資産			
有形固定資産		1,288	1,162
無形資産		8,710	7,947
のれん		36,039	36,039
繰延税金資産		494	516
その他の金融資産		354	330
その他の非流動資産		1	1
非流動資産合計		46,886	45,996
資産合計		74,199	73,981

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		3,127	3,193
金融保証契約		10,245	11,270
借入金		866	964
リース負債		412	354
未払法人所得税		1,412	1,257
その他の流動負債		557	1,086
流動負債合計		16,619	18,124
非流動負債			
借入金		25,866	25,386
リース負債		551	416
退職給付に係る負債		485	525
引当金		82	85
繰延税金負債		2,055	1,874
非流動負債合計		29,039	28,286
負債合計		45,658	46,410
資本			
資本金		100	100
資本剰余金		13,978	7,978
利益剰余金		14,314	19,344
その他の資本の構成要素		149	149
親会社の所有者に帰属する持分合計		28,541	27,571
資本合計		28,541	27,571
負債及び資本合計		74,199	73,981

[要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書]

[要約四半期連結損益計算書]

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2025年1月1日 至2025年9月30日)
営業収益		19,473	22,026
営業費用		13,276	14,258
その他の収益		149	374
その他の費用		6	2
営業利益		6,341	8,140
金融収益		405	9
金融費用		318	392
税引前四半期利益		6,428	7,756
法人所得税費用		2,259	2,727
四半期利益		4,168	5,029
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		4,168	5,029
非支配持分		—	—
四半期利益		4,168	5,029
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)		79.92	96.43
希薄化後1株当たり四半期利益(円)		75.00	90.36

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2025年1月1日 至2025年9月30日)
四半期利益		4,168	5,029
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定		—	—
純損益に振り替えられることのない項目		—	—
合計		—	—
税引後その他の包括利益		—	—
四半期包括利益		4,168	5,029
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		4,168	5,029
非支配持分		—	—
四半期包括利益		4,168	5,029

[要約四半期連結財務諸表注記事項]

(重要性がある会計方針)

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当四半期連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

当社グループは「家賃債務保証事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当第3四半期連結累計期間において、6,000百万円の剰余金の配当を行っております。

(要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	1,277百万円	1,332百万円

(1株当たり情報)

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（百万円）	4,168	5,029
四半期利益調整額（百万円）	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益（百万円）	4,168	5,029
加重平均普通株式数（千株）	52,156	52,156
普通株式増加数		
新株予約権（千株）	3,421	3,506
希薄化後の加重平均普通株式数（千株）	55,577	55,662
基本的1株当たり四半期利益（円）	79.92	96.43
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	75.00	90.36

(注) 当社は、2025年10月10日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	167	159
その他	0	0
流動資産合計	167	159
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 25,966	※1 25,966
投資その他の資産合計	25,966	25,966
固定資産合計	25,966	25,966
資産合計	26,133	26,125
負債の部		
流動負債		
未払金	2	3
未払費用	※2 13	※2 163
未払法人税等	1	1
流動負債合計	16	167
固定負債		
関係会社長期借入金	※2 12,000	※2 12,000
固定負債合計	12,000	12,000
負債合計	12,016	12,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	13,952	13,952
資本剰余金合計	13,977	13,977
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△116	△264
利益剰余金合計	△116	△264
株主資本合計	13,961	13,812
新株予約権	156	145
純資産合計	14,117	13,958
負債純資産合計	26,133	26,125

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
販売費及び一般管理費	※2 7	※2 5
営業損失(△)	△7	△5
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	—	10
営業外収益合計	0	10
営業外費用		
支払利息	※1 13	※1 150
雑損失	—	2
営業外費用合計	13	152
経常損失(△)	△20	△147
税引前当期純損失(△)	△20	△147
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	1	1
当期純損失(△)	△21	△148

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	100	25	25,952	25,977	△94	△94	25,982	156	26,138
当期変動額									
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△21	△21	△21	—	△21
剰余金の配当	—	—	△12,000	△12,000	—	—	△12,000	—	△12,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△12,000	△12,000	△21	△21	△12,021	—	△12,021
当期末残高	100	25	13,952	13,977	△116	△116	13,961	156	14,117

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	100	25	13, 952	13, 977	△116	△116	13, 961	156	14, 117
当期変動額									
当期純損失 (△)	－	－	－	－	△148	△148	△148	－	△148
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△10	△10
当期変動額合計	－	－	－	－	△148	△148	△148	△10	△159
当期末残高	100	25	13, 952	13, 977	△264	△264	13, 812	145	13, 958

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
関係会社株式	25,966百万円	25,966百万円
計	25,966百万円	25,966百万円

担保に係る債務

関係会社株式は、株主であるBCPE Say Cayman, L.P. 及びBCPE Say Cayman2, L.P.、並びに子会社であるNSグループ株式会社のLBOローン契約に対する担保提供であり、対応する債務はございません。

※2 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債務	13百万円	163百万円
長期金銭債務	12,000百万円	12,000百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
支払利息	13百万円	150百万円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
支払報酬	6百万円	5百万円
租税公課	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
子会社株式	25,966百万円	25,966百万円
関連会社株式	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	37百万円	89百万円
その他	0	
繰延税金資産小計	38	90
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△37	△89
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△0	△1
評価性引当額小計	△38	△90
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産（負債）の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2024年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(1) 完全子会社の吸収合併契約

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 株式分割及び定款の一部変更

連結財務諸表に対する注記「37. 後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内
基準日	毎事業年度終了の日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URLは以下のとおりです。 https://nsg-inc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 12月 1 日	安藤 公二	東京都 目黒区	当社の 元取締役	株式会社BCJ-53 代表取締役社長 竹井 友二 (注) 5	東京都千代 田区丸の内 1丁目1番 1号パレス ビル5階	—	156,400 (注) 6	(注) 4	役員の退任 による (注) 4

(注) 1. 当社は、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第218条第1項（同条同項に定める同施行規則第204条第1項第4号）に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

4. 新株予約権割当契約に基づく無償での新株予約権の移動であります。

5. 株式会社BCJ-53は、2025年10月10日に旧NSグループ株式会社を吸収合併し、同日にNSグループ株式会社に商号変更いたしました（現在の当社）。

6. 2025年10月10日付の臨時取締役会決議に基づき、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は、156,400株から増加して312,800株となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
BVアセット(株)（注）1	兵庫県西宮市産所町15番13号	23,470,020	41.59
BCPE Say Cayman, L.P.（注）1	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランドハウス、私書箱309	20,862,240	36.97
BCPE Say Cayman2, L.P.（注）1	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランドハウス、私書箱309	5,737,116	10.17
大谷 彰宏（注）1	兵庫県西宮市	2,086,224	3.70
清水 信（注）2、3	—	1,121,400 (1,121,400)	1.99 (1.99)
鳳山 一洋（注）2、3	—	521,600 (521,600)	0.92 (0.92)
岩本 祐司（注）5	—	521,600 (521,600)	0.92 (0.92)
—（注）4	—	417,200 (417,200)	0.74 (0.74)
—（注）4	—	365,000 (365,000)	0.65 (0.65)
—（注）4	—	234,800 (234,800)	0.42 (0.42)
安藤 公二（注）5	—	208,800 (208,800)	0.37 (0.37)
—（注）4	—	208,600 (208,600)	0.37 (0.37)
竹中 力（注）5	—	182,600 (182,600)	0.32 (0.32)
—（注）4	—	156,400 (156,400)	0.28 (0.28)
—（注）4	—	156,400 (156,400)	0.28 (0.28)
吉川 友貞（注）2	—	52,200 (52,200)	0.09 (0.09)
—（注）4	—	26,000 (26,000)	0.05 (0.05)
—（注）4	—	26,000 (26,000)	0.05 (0.05)
—（注）4	—	26,000 (26,000)	0.05 (0.05)
—（注）4	—	26,000 (26,000)	0.05 (0.05)
—（注）4	—	26,000 (26,000)	0.05 (0.05)
計	—	56,432,200 (4,276,600)	100.00 (7.58)

（注）1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社の取締役）

3. 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）

4. 当社、当社子会社の執行役員、従業員

5. 当社、当社子会社の元取締役
6. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。また、() 内の新株予約権による潜在株式数は自己新株予約権を除いております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月 7 日

NSグループ株式会社
(旧会社名 株式会社BCJ-53)
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷吉 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の連結財務諸表、すなわち、2024年12月31日現在、2023年12月31日現在及び2023年1月1日現在の連結財政状態計算書、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、NSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）及び連結子会社の2024年12月31日現在、2023年12月31日現在及び2023年1月1日現在の財政状態並びに2024年12月31日及び2023年12月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2025年11月 7 日

NSグループ株式会社
(旧会社名 株式会社BCJ-53)
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷吉 英樹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているNSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、NSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月 7 日

NSグループ株式会社
(旧会社名 株式会社BCJ-53)
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷吉 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

財務諸表 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年10月10日を効力発生日として、会社の連結子会社である旧NSグループ株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月 7 日

NSグループ株式会社
(旧会社名 株式会社BCJ-53)
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷吉 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

財務諸表 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年10月10日を効力発生日として、会社の連結子会社である旧NSグループ株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2025年11月7日

NSグループ株式会社
(旧会社名 株式会社BCJ-53)
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷吉 英樹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、有価証券届出書の「経理の状況」に掲げられているNSグループ株式会社（旧会社名 株式会社BCJ-53）の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

